

平生町告示第45号

平成26年第1回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年2月20日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成26年3月6日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君

村中 仁司君

久保 俊一君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

応招しなかった議員

平成26年 第1回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成26年3月6日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成26年3月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成25年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成26年度平生町一般会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成26年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成26年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成26年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 平生町社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 土地及び建物の無償貸付について
- 日程第25 議案第21号 平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第22号 ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について

- 日程第27 議案第23号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第28 承認第1号 専決処分事項の承認について
(平成25年度平生町一般会計補正予算)
- 日程第29 報告第1号 平生町土地開発公社の平成26年度事業計画及び資金計画並びに予算について
- 日程第30 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第31 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第5 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成25年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成26年度平生町一般会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成26年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成26年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成26年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 平生町社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 土地及び建物の無償貸付について
- 日程第25 議案第21号 平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定について

- 日程第26 議案第22号 ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第23号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第28 承認第1号 専決処分事項の承認について
(平成25年度平生町一般会計補正予算)
- 日程第31 委員会付託

出席議員(12名)

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君	書記 村井 泰行君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	小島 康司君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			山本 俊明君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	藤田 衛君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君

社会教育課長 藤山 一人君
総合政策課長補佐 池田 真治君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決しました。

・ ・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成26年1月及び2月の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第119条第9項の規定による定期監査の結果報告及び地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

・ ・

日程第4．行政報告

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

正月から慌ただしく時がたち、もう年度末の3月を迎えました。今年も元旦には、恒例の大星山の「初日の出を迎えよう」の行事に参加いたしました。昨年は雪で中止となりましたが、今年は大変よく晴れ上がり、多くの参加者の皆さんと感動の初日の出を拝むことができました。今年1年が本町にとって飛躍の年になることを予感させてくれるすばらしい御来光を目に焼きつけると同時に、よいスタートが切れたと感じたところであります。

さて、3月に入り、このところ寒さも少し和らぎ、草木が芽吹く「弥生」の月となりました。花も春の訪れを告げる梅の花から桃の花へと変わり、かわいらしいピンク色の花びらが春の暖かさを感じさせてくれております。こうして命の息吹を感じる季節を迎えましたが、2月中旬の日本列島は、寒波による記録的な大雪に見舞われました。特に関東甲信と東北地方は、死傷者を初め、道路の通行どめによる長時間の渋滞、また、雪崩や雪の重みによる屋根の崩落や、各地で孤立した地域が出て物資が届かないなど、多くの甚大な被害をもたらしました。

また、間もなく、あの東日本大震災から丸3年を迎えようとしています。本町では、2月21日に国、県を初め、町内外の多くの防災関係機関にお集まりをいただきまして、「平生町防災会議」を開催いたしました。関係機関と連携を密にして、引き続き、さまざまな災害に対し、常に危機意識を持って当たっていきたいと考えております。

そうしたさなか、平成26年第1回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

このたびの本定例会に御提案をいたします議案は、平成25年度補正予算4件、平成26年度予算9件、条例6件、事件4件、承認1件、同意1件、諮問1件、報告1件でございます。

それではまず、国政につきまして、御報告を申し上げたいと思います。

去る1月24日に召集されました第186通常国会で安倍首相は所信表明演説を行っております。演説の中で、今国会を「経済の好循環実現国会」と位置づけて、経済対策や、いわゆる「アベノミクス」による雇用拡大、所得上昇で国民が景気回復を実感できるような経済成長を目指すとの姿勢を示されたところであります。また、4月から消費税の税率8%への引き上げの備えとして、転嫁対策の徹底と経済・景気対策により持続的な経済成長を確保するとのことでもあります。

具体的には、平成25年度補正予算と平成26年度予算を一体として機動的財政運営を実現することで消費税増税による景気の下ぶれを防ぐこととしています。こうして景気回復の実感を全国津々浦々にまで届けるとの意欲が示されたところであります。しかしながら、まだまだ、地方の隅々まで景気が行き届くような状況ではありません。地域経済が活力を取り戻すには依然

道半ばであると考えております。ぜひ、即効性のある対策と財源の充実をお願いをしたいと思いますと考えております。

こうした状況での国の予算であります。平成26年度の国の予算案は、一般会計9兆5,823億円で、対前年度比では3.5%増となっており、東日本大震災復興特別会計を合わせますと、9兆5,287億円となるものであります。

平成26年度の予算は、経済再生・デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指す予算で、社会保障と税一体改革を実現する最初の予算と位置づけられております。内容は、未来への投資と暮らしの安全・安心の推進、平成25年度補正予算と一体となった機動的財政運営の実現、財政健全化の着実な前進を柱とし、経済成長に資する施策などに重点をおいております。

消費税率の引き上げに伴う増収分を合わせた税収が公債金を上回っておりまして、また新規の国債発行額も前年度から1兆6千億円減額するなど、財政の健全化を進めていくものとなっております。地方交付税は、出口ベースで、1兆8,855億円で対前年度比1.0%の減額となっております。

次に地方財政計画であります。この地方財政計画は、地方自治体の新年度予算編成の目安となるものでありまして、去る2月7日に閣議決定をされております。

平成26年度の地方財政計画の規模は、東日本大震災分を除いた通常収支分で総額8兆3,700億円、対前年度比1.8%の増となっており、地域経済の活性化や防災・減災事業等の緊急課題への対応が盛り込まれております。この地方財政計画における、地方の一般財源総額については前年度並みが確保されており、一般財源総額の中の、財源不足に対応する特例地方債であります臨時財政対策債は、税収の増加を受けて、昨年度より6,180億円、9.9%減少し、地方財政の健全化を図る観点から圧縮をされております。

こうした国の状況であります。特に、地方交付税は、国税5税の一定割合を充てる地方固有の財源であります。安倍総理は、昨年11月の全国町村長大会で「地域の元気なくして日本の元気なし」と述べられましたが、真の地方分権社会の実現を目指していく必要があります。そのためには、財政基盤の強化は不可欠であります。今までの三位一体改革で大幅に削減された地方交付税の復元と増額は絶対に必要でありまして、引き続き、全国町村会や地方6団体一丸となって、地方の喫緊の課題や情勢の対応について、精力的に地方の声を国政に届けていきたいと考えております。

次に、県の予算についてであります。山口県は2月28日に新年度予算案を公表いたしました。村岡新知事が就任をされた2月25日から4日後の新年度予算の公表ということで、経常的経費や継続事業、また社会保障・税の一体改革などの喫緊に取り組むべき課題などを中心とした骨格予算となっております。

一般会計は総額6,533億400万円で、対前年度比で5.8%の減となっておりますが、今後の新規事業や政策的な判断の予算については6月補正で追加計上されるとのことであります。

なお、新知事におかれましては、活力あふれ、安心して暮らせる山口県の創造に向け、若さと行動力で力いっぱい奮闘していただきたいと思います。特に、基本姿勢として県と市、町との連携を大事にされた県政運営をお願いしたいと思います。

以上、国や県の状況ではありますが、今後も地域の実情を踏まえ、議会の皆様のお力もお借りしながら、適時、適切に対応すべく、全力を尽くしてまいりますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本町の予算編成について申し上げます。平成26年度は、本町のまちづくりの指針であります「第四次総合計画」の前期計画の4年目であります。計画のより一層の具現化の推進、そして将来にわたって持続可能な財政構造を構築することに主眼をおき、平成26年度の予算編成テーマを「協働で 未来を拓く まちづくり」と決めました。

「第四次平生町総合計画」に掲げる基本理念である「明るく住みよいまちづくり」をベースに、第五次行政改革大綱実施計画の着実な実践により経費節減と財源確保に努めながら、本町を取り巻く状況の変化や町民のニーズを的確に反映した、効率的かつ効果的な予算編成とするよう指示し、取り組んできたところであります。

予算編成時には国並びに県の予算の動向を注視し、特に消費税率引き上げに伴う財政への影響や経済対策等、情報収集に努めながら対応してまいりました。我が国の経済は、実質GDPがプラス成長となるなど日本経済は上向いているものの、景気回復の実感は、地域経済にはいまだ十分浸透しておらず、本町の新年度の町税は前年度を下回る見込みでありまして、地方交付税は前年度当初予算比較では、若干の伸びが見込める程度であります。

扶助費などの社会保障関係経費や公債費などの義務的経費、他会計への負担金、繰出金等の固定経費の一般会計に占める割合が大変大きく、財政運営は引き続き非常に厳しい状況にあります。このような厳しい財政状況にあっても、住みよさが実感でき、住んでよかった思える地域をつくるのが我々自治体に課せられた使命であります。笑顔あふれる、明るく、住みよいまちづくりに今後も取り組んでまいりたいと思います。

次に、新年度予算の概要について申し上げます。一般会計の予算は、対前年度比5,580万円、1.1%増の49億3,100万円でありまして、引き続き「堅実型」の予算となっております。

まず、歳入であります。町税につきましては、固定資産税の増収があるものの、個人及び法人町民税、さらにはたばこ税の減少により、町税全般においては、昨年度比で1.6%の減少となっております。自主財源の確保に向け、今後においても、公平・適正な賦課徴収に努めてまい

りたいと考えております。

地方交付税につきましては、国の予算は25年度比較で1.0%、1,769億円の減となっているものの、交付税の算定において、基準財政需要額に「地域の元気創造事業費」が新たに設けられるなど、増加要因があること等を勘案し、前年度予算対比では若干の増加を見込んでおります。

その他、国庫支出金の大幅な増加は、国の施策である臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に係る補助金、漁港海岸保全事業補助金、耐震診断補助金、道路橋梁維持補修に係る交付金の増加によるものであります。

県支出金の増加は、国民健康保険及び後期高齢者医療保険にかかる基盤安定負担金を初め、漁港海岸保全事業補助金、耐震診断補助金の増加によるものであります。

繰入金につきましては、一般財源の需要の増加と町税の減収による財源不足を補うため、財政基金から約1億1,500万円を繰り入れております。

町債につきましては、建設事業等の特定財源として、また実質的な交付税であります臨時財政対策債の発行を見込み、前年度比13.5%、6,910万円減少の約4億4,000万円を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

まず、一般会計全体の工事請負費につきましては、前年度比6.9%の減少、約2億7,100万円となっておりますが、防災行政無線整備や町道改良など生活基盤の整備に所要額を確保いたしております。このたびの25年度3月補正予算においてお願いをいたしております、平生小学校校舎及び町体育館の耐震補強事業を合わせますと、26年度の実質工事請負費は約3億3,500万円となるものであります。

そのほか、児童手当などの扶助費や、国民健康保険事業や介護保険事業、下水道事業など特別会計への繰出金や公債費などが予算の中で大きなウエイトを占めているのが現状でございます。

なお、その他の歳出につきましては、後ほど改めて御説明を申し上げます。

また、特別会計全体におきましては、国民健康保険事業や後期高齢者医療事業において医療給付費の大幅な増加に伴い、予算規模が拡大し、特別会計全体では、対前年度比5.7%増の43億43万7,000円となり、町の全会計の合計では、対前年度比3.2%増の92億3,143万7,000円となっております。

次に、平成26年度のテーマであります「協働で 未来を拓く まちづくり」のもと、5つの実践テーマによる予算案となっておりますが、このテーマに沿って御説明を申し上げます。

まず、1つ目の柱は「参加と協働のまちづくり」であります。平成25年度に「参加と協働のまちづくり条例」の具現化に向けた取り組みとして、「協働推進プラン」を策定いたしました

が、そのプランに基づき、各地域のコミュニティ協議会の設立に向けた支援を初め、地域活動拠点の確保と機能向上、住民提案制度の創設、地域ごとのプランの策定支援、まちづくりリーダーの養成などの取り組みを進めてまいりたいと思います。

具体的には、地域プランの策定の支援としてアドバイザーの派遣を初め、県立大学との共同研究負担金の事業に引き続き取り組んでいきたいと思っています。新規事業といたしまして、まちづくりリーダー養成講座を初め、地域元気づくり交付金として、コミュニティ協議会の設立や活動などの支援に対する運営交付金や、グループや団体での地域課題を解決する事業に対する交付金などを創設をいたしております。

また、従来の自治会活動費交付金制度の取り組みや集会所建設等事業補助金も引き続き取り組みますが、集会所建設等事業補助金につきましては、このたび内容を拡充させていただきました。拡充内容は、空き家改修補助金として、空き家を有効活用し活動される自治会等に対し、初期開設費用として補助金を新たに創設をいたし、自治会活動や地域活動への支援に、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

次に、2つ目の柱は、「住み良さを実感できるまちづくり」であります。地域の安全・安心の確保であります。自主防災組織の組織率の向上を初め、自主防災組織の訓練、「防災メール発信事業」の加入促進や、継続事業として防災行政無線の整備、消防ポンプ積載車の更新などに取り組んでまいります。

また、災害に強いまちづくりのため、佐賀地区の海岸保全事業に取り組むほか、海岸高潮対策の施設である中川と曾根の両排水機場の改修に伴う県事業負担金などを計上いたしております。

住民生活の安全・安心を目指して、今年度スタートする佐賀地区移送サービスモデル事業の支援を初め、介護サポートタクシー事業、生活サポート事業を引き続き実施するほか、町民の健康づくりにも取り組んでまいります。

また、公共施設の機能維持強化のため、橋梁調査・補強設計や町道舗装詳細調査設計に取り組むほか、中央・佐賀両公民館の耐震補強実施設計や、トイレの改修などに取り組むこととしておりまして、公共施設の安全性の向上に努めることといたしております。

さらに、快適な住環境づくりに向け、道路、河川、下水道などの生活基盤の整備にも引き続き取り組んでまいります。

次に、3つ目の柱は、「子どもたちの未来を育むまちづくり」であります。保護者が子育てについての第一義的な責任を有することを前提としつつも、地域や社会全体が保護者に寄り添い、互いに協力して子育て支援に取り組むことを基本理念とする「子ども・子育て支援計画」の策定を初め、各種保育サービスや母子保健対策事業を柱に、子供の健全な育成や子育て支援体制の整備、子供たちの疾病予防対策としての予防接種事業など、子供と親が健やかに暮らすことのでき

る環境整備を進めてまいりたいと思います。

また、新設保育園への円滑な移行ができるよう、町としても可能な限りの支援をしてまいりたいと思います。

教育におきましても、将来を担う子供たちが、心身ともに健やかに育つための環境づくりを初め、確かな学力向上のための体制づくりや安全・安心な教育環境の整備、また家庭と地域がつながり信頼される学校の創造、生涯学習、青少年健全育成活動の推進など、取り組みを進めていきたいと考えております。

学校施設の耐震化については、平生小学校の特別教室棟、平生中学校の特別教室棟及び管理教室棟の耐震補強実施設計を実施することといたしております。引き続き、耐震化率の向上に取り組んでまいります。

次に、4つ目の柱は、「地域資源を生かしたまちづくり」であります。地域の活性化には産業の育成・支援を初め、特性を生かした地域資源の開発が必要不可欠であります。特に、農業や水産業においては、担い手の育成、確保、支援や経営基盤の安定に向けて、関係機関と連携をしながら取り組みを進めてまいります。

農業においては、安全で安心な農産物を地元消費者に提供できる体制を確立することを目的に、まずは、品質確保のための堆肥の選定などに取り組むことといたしております。水産業においては、種苗の放流による漁獲の安定化に向けた取り組みについても引き続き進めてまいります。また、深刻化する有害獣による農業被害を軽減するため、各種施策により総合的に取り組んでまいります。

さらに、地場産業の活性化のため、24年度からスタートした「ひらお産業まつり」は、地域の元気を発信する場として町内外から多くの参加者を得ていることから、引き続いての取り組みや、観光協会による自主的かつ積極的な事業展開が交流人口の増加や地域の活性化につながるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、5つ目の柱であります「健全な財政で未来を拓くまちづくり」についてであります。「第四次平生町総合計画」及び「第五次行政改革大綱」の取り組みを引き続き、着実に進めてまいりたいと考えております。

総合計画につきましては、前期計画は平成26年度が4年目となることから、計画の具現化を積極的に進め、明るく住みよいまちづくりに取り組むとともに、後期基本計画の策定準備に着手することといたしております。あわせて、第五次行政改革大綱に定める実施計画を実践することにより、地方分権、地域主権の時代にふさわしい自立した自治体を目指してまいりたいと思っております。また、そのため、起債残高の減少、基金残高の増加など財政基盤の強化に取り組むこととあわせ、安定的な歳入の確保と経費節減には引き続き努めていきたいと思っております。

以上、5つの柱の基本的な考え方を申し上げましたが、後ほど議事日程に基づいて、それぞれ個別に御説明を申し上げたいと思います。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、「行政報告」として触れてみたいと思います。

まず、協働のまちづくりについてであります。現在、協働のまちづくりのモデル実践推進地区として、大野地区と宇佐木地区で取り組んでおります。それぞれ、ほぼ月1回のペースでグループによる地域課題や解決方法などを協議するワークショップ形式を中心に懇談会を開催し、コミュニティ組織の更なる運営強化や設立に向けて取り組んでおります。

大野地区においては、コミュニティ組織の設立に向けての協議を行っており、設立に向けた準備委員会の検討を行っているところです。

宇佐木地区においては、地区の18歳以上全員に地域づくりアンケートを実施し、現在、山口県立大学で分析を行っているところです。このアンケートなどを参考に報告書にまとめ上げ、さらなる宇佐木地区のコミュニティ組織の運営強化につなげていきたいと考えております。

次に、行政協力員アンケート調査についてであります。今年度も行政協力員アンケートを145自治会の行政協力員さんに対して、昨年の秋に実施をいたしました。これは、町内の自治会の組織運営や活動内容に関する実態を把握し、今後の自治会活動の参考とし、自治会活動の活性化に役立てることを目的としているものであります。回収率は、120自治会の82.8%となっております。この調査結果として、自治会長の年齢が60歳以上と、そして在職年数が1年で輪番制の自治会がどちらも7割という結果となっております。

また、自由意見において、意見や要望が32の自治会からありました。御意見のほとんどが、「高齢化で活動ができない」、「自治会役員の負担が大きい」、「空き家や空き地が多い」など、現在の自治会の状況が浮き彫りになっていると思っております。

このアンケート内容につきましては、町長以下、職員で内容を共有し、自由意見に記載のあった全ての行政協力員さんには、直接連絡をし、説明やお話をさせていただきました。いただきました御意見に対し、すぐに対応できるものとできないものがありますが、行政協力員との情報交換ができたものと思い、一定の成果があったものと考えております。なお、この内容につきましては、今後、広報やホームページに掲載していくことといたしております。

次に、平生町地域防災計画についてであります。今年度末の策定を目指し、今までの平生町地域防災計画の改定作業に取り組んでいます。この防災計画は、災害対策基本法の規定により、町防災会議が策定する計画でありまして、防災関係機関の全機能を発揮することにより、住民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的としています。

防災計画の構成といたしましては、関係機関との体制を確立し、災害対策の基本であります「予防」「応急対策」「復旧」「復興」及びその他の必要な災害対策の基本を定めるものであり

ます。こうした取り組みで、総合的、計画的な防災行政の推進を図るものでありまして、本編と地震津波災害対策編からなっておりまして、全体で約500ページの構成となっております。

スケジュールといたしましては、冒頭で申し上げましたとおり、2月21日に第1回の平生町防災会議を開催をして、防災計画案の御協議をいただき、あわせて現在、パブリックコメントも実施しているところであります。3月下旬に第2回の防災会議を開催し、本計画をまとめ上げていきたいと考えております。

この防災計画を基本に、防災関係機関との連携強化と本町のさらなる地域防災力の向上に取り組んでいきたいと考えております。

次に、平生・宇佐木両保育園の統合・新設民営化に係る取り組みについてであります。町立平生保育園・宇佐木保育園の統合・新設民営化の取り組みにつきましては、本年4月の開園を目標に取り組んでまいりましたが、新設保育園の完成が遅れる情勢となりました。これは、新築工事において、工事に携わる人員不足が著しく、技術者を確保することが困難となったことが最大の理由であります。町といたしましては、工程の遅れを取り戻すべく再三指示をし、業者も工程を短縮できるように努力をしてきましたが、残念ながら3月末までの完成は困難であるということをも12月下旬に判断をいたしました。

その後、年末から1月にかけて、4月以降の保育園運営のことや、建設補助金のこと等について、当該法人や県との協議を重ねてまいりました。議員の皆さんには、2月7日に取り組みの経緯や工事の進捗状況、今後の対応等について説明をさせていただきました。

また、2月12日には社会福祉法人うちうみ会とともに、保護者説明会を開催をしたところであります。説明では、工事の進捗状況や今後のスケジュールを説明し、その後新設ひらお保育園の運営方法についても報告をし、御意見をいただいたところであります。

さらに、地元自治会へも、2月14日のお知らせ版の発行日に、自治会長を通じて文書を全戸配布いたしておるところであります。

町としても、今後も、うちうみ会との連携をとりながら、園児への影響を考慮し、また保護者の民営化に対する不安の解消にも最大限の配慮をしながら進めてまいりたいと考えております。こうした事態となり、保護者の皆様には御迷惑と御心痛をおかけすることになり、深くおわびを申し上げますとともに、今後とも1日も早い完成と保育の充実に向け、うちうみ会と連携して取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

次に、「佐賀地区移送サービスモデル事業」の取り組みについてであります。この事業は、高齢者や障害者、けが人等の身体状況により、車両を運転できず、買い物や通院など日常生活において移動することが困難な人たちの生活支援体制を強化するために、今年度佐賀地区を対象に「移送サービスモデル事業」の実施に向けた取り組みを行ってまいりました。事業を進めるに当

たり、広く住民の皆さんの意見を反映させるため、佐賀地区の住民の代表の方々でつくる「佐賀地区移送サービス運営委員会」を設置し、アンケートによるニーズの把握や地域の実情に合った交通手段の組み立て等を検討してまいりました。

この事業は、町が地域に車両を貸し出して、地域において運営をしていく無償運送の移送サービス事業でありまして、運転ボランティアの方々の協力が必要不可欠となります。このため、佐賀地区の皆さんに運転ボランティアのお願いをいたしましたところ、14名の方々が御協力いただけることになりまして、現在運営開始に向けて準備がされているところです。

また、移送サービスを利用される方々については、昨年12月に利用者登録申請書を佐賀地区の自治会長さんから全戸に配布をしていただき、随時受け付けをしております、現在36名の方が登録されております。登録されている方々には具体的な利用目的などを把握するため、個別に聞き取り調査を行っているところであります。

この事業は、住民の参加と協働によるまちづくり事業として取り組むことで進めておりますが、このたび地域住民との協議が整いましたので、3月11日に出発式を行うとともに、移送サービスモデル事業の運営を開始したいと思っております。

以上、12月定例会以降の主な諸般について、「行政報告」として報告させていただきました。

.....

議長（福田 洋明君） 次に、教育委員会に関する報告を教育長から求めます。高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） おはようございます。12月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告申し上げます。

まず、学校教育関係についてですが、1月から2月にかけて、町内の小学校において二分の一成人式、中学校では立志式が行われました。小学校ではこれまで、毎年実施されていましたが、中学校ではキャリア教育の推進の一環として、十数年ぶりに今年度から復活となったものでございます。

学校教育の教育目標を「未来を拓くたくましい「平生っ子」の育成」とし、目指す平生っ子の姿を、「高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける人」に設定し、「志を抱かせる教育」を推進していくこととしております。参加した小学校4年生、中学生2年生は、これから大人への階段を上っていく一つの節目として、これまで成長できたことへの感謝の心を忘れずに、志をもって力強く前進していくことの誓いを新たにいたしました。

学校耐震化につきましては、今年度、平生小特別教室棟西棟及び第3校舎の耐震設計を実施しておりますが、その改修工事を本年度の国の補正予算により、繰越事業として、本議会での補正予算をお願いすることにいたしております。また、新年度予算におきまして、残る平生小特別教室棟東棟及び平生中学校管理特別教室棟の設計委託料を計上しており、これにより、耐震化の必

要な校舎全ての設計が終了することになります。

次に社会教育関係についてですが、社会教育施設の安全・安心な環境整備について申し上げます。

公共施設の耐震化については、社会教育施設についても利用者の安全確保や避難場所としての機能を有しているため、耐震対策を実施しているところです。これまでの耐震診断で補強が必要となった町体育館は、平生小学校と同じく、国の補正予算により繰越事業として、補正予算をお願いし、耐震改修工事を実施することとしています。また、耐震診断を昨年度に実施した中央公民館と、今年度を実施した佐賀公民館につきましては、新年度に耐震改修設計を予定しております。

次に「第二次平生町子ども読書活動推進計画」と「平生町スポーツ推進計画」について御報告申し上げます。「第二次平生町子ども読書活動推進計画」の策定に当たっては、第一次計画の取り組みの成果と課題の検証を踏まえ、基本方針などを定めたもので、第4次平生町総合計画期間にあわせ、平成32年度までの計画としております。

今後は、本計画に基づき家庭・地域・学校等の連携をとり、子供たちが自主的に読書をする習慣を身につけ、生涯にわたって本と親しむことができるよう、読書活動を推進していきたいと考えています。

「平生町スポーツ推進計画」については、「スポーツ基本法」の規定に基づき、地方スポーツ推進計画として26年度から35年度を計画期間とするものでございます。

基本理念として「スポーツで人とまちをつなぐ元気な平生」の実現を目指すことと定め、国のスポーツ基本計画に倣い、成人の週1回以上のスポーツをする人の割合を3人に2人とすることを基本目標として、基本方針や施策体系を定めたものです。

今後は、本計画に基づき、生涯スポーツの推進、スポーツ活動を支えてもらうための人材育成、スポーツによる地域の活性化を図るために具体的な取り組みを推進していくこととしています。

終わりに、1年間の本町教育の指針となる平成26年度版「平生町の教育」について申し上げます。これまで数度にわたる教育委員会議において改訂を進めておりましたが、その内容も固まり、近々、町内外へお示ししたいと考えております。

来年度におきましては、学校教育におきましては「未来を拓くたくましい「平生っ子」の育成」を基本方針として「生きる力の育成」、「安全・安心な教育環境の保障」、「地域とのつながり」を努力点として数々の施策を推進していくこととしています。学校ではこの方針をもとに1年間の運営方針を定め、学校経営を進めていくこととなります。

社会教育では「学校・家庭・地域がつながる生涯学習の推進と学習成果活用の促進」を基本方針とし、「青少年の健全育成活動」、「生涯学習」、「人権教育」等々の努力点を掲げ、社会総

がかりでの生涯教育を進めていくこととしています。

以上をもちまして、「教育行政の報告」を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．議案第7号

日程第12．議案第8号

日程第13．議案第9号

日程第14．議案第10号

日程第15．議案第11号

日程第16．議案第12号

日程第17．議案第13号

日程第18．議案第14号

日程第19．議案第15号

日程第20．議案第16号

日程第21．議案第17号

日程第22．議案第18号

日程第23．議案第19号

日程第24．議案第20号

日程第25．議案第21号

日程第26．議案第22号

日程第27．議案第23号

日程第28．承認第1号

日程第29．報告第1号

議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算から日程第27、議案第23号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでの件、並びに日程第28、承認第1号平成25年度平生町一般会計補正予算の専決

処分の承認についての件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明並びに日程第29、報告第1号平生町土地開発公社の平成26年度事業計画及び資金計画並びに予算についての報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、御提案をいたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算であります。今回の補正額679万7,000円を追加いたしまして、予算総額は50億4,568万6,000円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。

20ページから21ページにかけての一般管理費と情報通信費では、それぞれ確定見込みによりまして減額あるいは増額いたすものであります。

企画振興費では、地方バス路線維持対策費補助金を計上いたしております。

財務財産管理費におきましては、各費目の減額に伴いまして財政基金への積立金として計上いたしております。

22ページの参議院議員選挙費は確定により、それぞれ減額をいたすものであります。

23ページの統計調査総務費は確定見込みによりまして、それぞれ減額あるいは増額をいたすものです。

24ページの社会福祉総務費では、安心生活基盤構築事業が国の補助事業から県の基金事業へ変わりましたので、財源の組み替えをいたすものであります。

老人福祉総務費の老人保護措置費におきましては、入所者数の実績により減額をいたすものであります。

介護保険事業勘定特別会計への繰出金は給付費の減額に伴いまして、町負担金を減額するものであります。

24ページから25ページにかけての障害者福祉費では障害福祉サービス費の給付の増加により増額をいたすものであります。

25ページの臨時福祉給付金事業費では、平成26年度に実施する給付金事業の事前準備といたしまして、システム改修等の経費を新たに計上いたすものであります。

26ページの児童環境づくり推進事業費では、平成24年度の児童クラブや子育て支援センター事業の確定に伴い返還するものであります。

児童措置費につきましては、児童手当支給額の実績見込みによりまして、減額するものであります。

保育所運営費では、実績見込みによりまして、賃金及び法人保育園保育委託料を減額するもの

であります。

27ページの母子衛生費から健康づくり推進事業費では、各種検診委託料等を実績見込みによりまして増額、あるいは減額をいたすものであります。

27ページから28ページにかけての清掃費では、周東環境衛生組合への負担金が確定いたしましたので減額いたすものであります。

28ページの地籍調査費では、県道光上関線の佐賀伊保木地区の歩道改良に伴い、地籍の細部測量を予定いたしておりましたが、現道拡幅で対応するため、細部測量が不要となり、全額減額するものであります。

29ページの土地改良事業費では、農免農道整備事業負担金が確定したことによりまして、減額いたすものであります。また、ため池整備事業の確定に伴いまして、財源の組み替えをいたすものであります。

ひらお特産品センター管理費では、冷蔵ショーケースが故障、使用不能となりましたので、新たに購入するものであります。

林業総務費では、有害獣対策地域活動支援事業補助金につきましては、実績見込みにより追加するものであります。

31ページの道路橋梁新設改良費では、実績見込みによりまして増額あるいは減額をいたすものであります。

32ページの砂防費では、県事業の実績見込みによりまして、自然災害防止事業負担金を減額いたすものであります。

港湾建設費では、港湾整備事業負担金について、県事業の実績見込みによりまして減額をいたすものであります。

33ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正によりまして、繰出金を減額いたすものであります。

34ページの消防費、34ページから36ページにかけての教育総務費、小学校費、中学校費につきましては、それぞれ精算見込みによりまして、追加あるいは減額をいたすものであります。

小学校費の学校管理費では、東日本大震災復興特別会計の補正予算に係る学校施設環境改善交付金事業の活用により、平生小学校の普通教室棟と管理教室棟の耐震補強に要する経費を計上いたしております。全額を平成26年度に繰り越して、事業実施をいたすものであります。

37ページから38ページにかけての社会教育費、保健体育費では、それぞれ精算見込みによりまして減額いたすものであります。

保健体育施設費では、国の補正予算に係る学校施設環境改善交付金事業の活用により、平生町体育館の耐震補強に要する経費を計上いたしております。こちらも全額を平成26年度に繰り越

して、事業実施をいたすものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

11ページの法人町民税につきましては、実績等を勘案し、減額するものであります。

11ページから13ページにかけての地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税につきましては、それぞれ収入見込みなどによりまして、追加あるいは減額をするものであります。

13ページから17ページにかけての、分担金及び負担金、国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出において御説明をいたしました事業に伴います特定財源であります。実績見込みによりまして減額あるいは増額いたすほか、国の補正予算に係る事業の補助金を追加計上いたしております。

寄附金の一般寄附金につきましては、ふるさと納税によるものであります。

18ページから19ページにかけての町債では、各事業の確定見込みによりまして、減額又は増額をいたすほか、国の補正予算に係る事業分を追加計上いたしております。

前に戻りまして、6ページ、第2表の繰越明許費につきましては、障害者総合支援事業のほか6件の事業を繰り越すものであります。

7ページから8ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入で御説明いたしました地方債の追加及び増額または減額によりまして、起債額を変更するものであります。

なお、41ページから43ページに給与費明細書、44ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明いたします。今回の補正額2,371万9,000円を追加いたしまして、予算総額は18億9,975万1,000円となるものであります。

歳出であります。8ページの一般管理費につきましては、高齢受給者一部負担金等の特例措置の継続に伴い、平成26年4月以降に70歳に到達する被保険者の窓口負担割合が4月から2割に引き上げが見込まれるため、リーフレットやシステム改修の必要経費の不足分を追加計上いたしております。

9ページにかけての保険給付費につきましては、今後の給付見込みによりまして、増額あるいは減額をいたすものであります。

高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、平成25年度の確定見込みによりまして減額をいたすものであります。

10ページの保健事業費につきましては、実績見込みによりまして、減額をいたすものであり

ます。

続きまして歳入について御説明いたします。

6ページの国庫支出金につきましては、見込みにより減額いたしております。

7ページにかけての県支出金につきましては、見込みにより、所要額を減額いたしております。療養給付費交付金につきましては、退職者医療給付費の減額に伴いまして、減額いたすものであります。

共同事業交付金につきましては、平成25年度の確定見込みによりまして、増額をいたすものであります。

続きまして、議案第3号平成25年度平生町下水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正額4,056万4,000円を減額いたしまして、予算総額は6億8,117万1,000円となるものであります。

歳出につきましては、11ページでございます。

下水道管理費の流域下水道事業維持管理負担金につきましては、確定見込みによりまして減額いたすものであります。

下水道整備費の工事請負費は確定見込みにより減額、流域下水道事業負担金については、県事業の確定見込みにより減額をいたすものであります。

公債費の利子につきましては、確定により減額をいたすものであります。

歳入につきましては、8ページでございますが、分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、見込みによりまして減額いたすものであります。

9ページの国庫補助金につきましては、確定に伴い減額をいたすものであります。一般会計繰入金は歳出が減額となったことによります減額であります。

雑入の流域下水道事業維持管理につきましては、確定見込みにより増額をいたすものであります。

10ページの町債の下水道事業債は、確定見込みにより減額をいたすものであります。

前に戻りまして、4ページの第2表、繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業を繰り越すものでございます。

5ページの第3表地方債補正につきましては、先ほどの歳入で御説明いたしました地方債の減額によりまして、起債額を変更いたすものであります。

12ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第4号平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。今回の補正額2,725万9,000円を減額いたしまして、予算総額は

12億2,714万2,000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページでございます。

一般管理費の委託料につきましては、消費税率の引き上げに伴い区分支給限度額の変更に対応するため、システム改修経費を計上いたしております。

9ページから10ページにかけての保険給付費の介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費と高額介護サービス費は、給付見込みによりまして減額をいたすものであります。

10ページの特定入所者介護サービス等諸費は、給付見込みによりまして減額いたすものであります。

包括的支援事業・任意事業の家族介護支援事業は、所要額を追加するものであります。

歳入につきましては、6ページでございますが、8ページにかけての国庫支出金と支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金は、保険給付の見込みに伴いまして、減額をいたすものであります。また地域支援事業交付金につきましては、家族介護支援事業の増額に伴いまして増額いたすものであります。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前10時10分から再開いたします。

午前9時55分休憩

.....
午前10時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 続きまして、議案第5号平成26年度平生町一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに、平成26年第1回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに平成25年度との款別比較、並びに3ページに予算節別分析を明記しておりますので、予算書と合わせてごらんいただきたいと思います。

一般会計の予算総額は、49億3,100万円でありまして、前年度対比1.1%の増額となっております。

それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出から説明を申し上げます。

36ページから37ページにかけての議会費につきましては、7,357万6,000円で前年対比0.4%の増加であります。

38ページからの総務費は、6億6,425万7,000円で前年度対比5.6%減少いたしております。この主な要因といたしましては、防災行政無線整備事業の事業費の減少と選挙費の減少によるものであります。

38ページから41ページにかけての一般管理費では、「平生町参加と協働のまちづくり条例」を具現化させる取り組みとしての「協働推進プラン」に基づき、町の支援、まちづくりリーダーの養成など、取り組みに係る経費を計上いたしております。また、職員研修事業として自治大学校への研修参加費や他の職員研修費も計上いたしております。

43ページからの庁舎管理費では、継続事業であります防災行政無線整備事業を計上いたしております。

44ページからの企画振興費では、起業教育センター補助金として、大島商船高等専門学校において行われておる起業家養成育成講座「島スクエア」運営助成費を計上し、支援いたすものであります。

47ページの交通安全対策費では、工事請負費として、カーブミラーやガードパイプ、街路灯設置費を計上いたしております。

48ページからの賦課徴収費では、委託料において町税計算業務や課税プログラム変更業務などを計上いたしております。

49ページからの徴収対策費では、滞納者の差し押さえ対策として、インターネット公売システム利用料や差し押さえた車両のレッカー移動に要する費用を計上いたしております。また、差し押さえた不動産の鑑定委託料を計上いたしております。

50ページからの戸籍住民基本台帳費では、戸籍システムの更新経費を計上いたしております。

52ページから54ページまでの選挙費では、平成26年度に予定されている町長選挙費と農業委員会選挙費及び平成27年4月に実施予定の県議会議員選挙の準備経費を計上いたしております。

55ページの統計調査費では、主な統計調査として、全国消費実態調査、経済センサス、農林業センサスに要する経費を計上いたしております。

57ページからの民生費は、14億9,469万1,000円でありまして、前年度と比較しますと4.7%の増加であります。

57ページからの社会福祉総務費では、平成25年度補正予算により実施をいたしております安心生活基盤構築事業を引き続き計上いたしております。孤立防止のための地域の実態把握や支援、社会とのつながりを持ち、地域への参加を促す居場所づくりなど、誰もが安心して生活できる地域基盤の構築を目指す事業であります。

また、社会福祉協議会への補助金としては、地域福祉権利擁護事業の活動費を含めて計上いたしております。

その他、国保会計への繰出金が主なものであります。

59ページから60ページにかけての老人福祉総務費では、敬老会行事を初めとした継続事業

に要する経費を計上いたしておりますほか、平成27年10月に、「ねんりんピックおいでませ！山口2015」が開催されます。平生町では交流事業として囲碁大会を実施する予定となっております。その準備経費を計上いたしております。

また、扶助費の介護サポートタクシー事業と生活サポート事業については、平成25年度実績に基づいて所要の経費を計上いたしております。

その他、介護保険事業勘定特別会計への繰出金が予算額の半数以上を占めております。

60ページからの福祉医療対策費では、福祉医療費の支給に要する経費を計上いたしております。

また、継続事業といたしましては、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドックの費用助成のための経費を計上いたしております。

そのほか、後期高齢者医療療養給付費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

61ページから63ページの障害者福祉費では、障害福祉サービス費負担金及び障害児給付費負担金が予算額の約8割を占めておりまして、相談支援、移動支援、意思疎通支援のほか、日常生活用具給付など所要の額を計上いたしております。

63ページの臨時福祉給付金事業では、消費税の引き上げに際し、低所得者の負担緩和のため、臨時的な措置として1万円の給付を行う経費を計上いたしております。

64ページから65ページにかけての児童環境づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を計上いたしております。また、子ども・子育て支援計画を策定するための経費を計上いたしております。

児童措置費では、児童手当として、所要の経費を計上いたすものであります。

66ページから67ページの保育所運営費では、入園実績を勘案して、佐賀保育園の運営費と法人保育園保育委託料を計上するほか、新設保育園整備資金借入金に対する元利償還金の補助金を計上いたしております。

69ページの子育て世帯臨時特例給付金事業では、消費税の引き上げに際し、子育て世帯の負担緩和のため、臨時的な措置として1万円の給付を行う経費を計上いたしております。

71ページからの衛生費は、3億842万1,000円でありまして、前年度と比較して5.2%の増額となっております。主な要因といたしましては、救急告示病院に対する運営費補助金を新たに計上したことと、清掃費の周東環境衛生組合への負担金が増加したことによるものであります。

71ページの保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や柳井医療圏救急医療施設運営費の負担金のほか、新たに救急告示病院運営費の負担金などを計上いたしております。

72ページから73ページにかけての母子衛生費では、継続事業といたしまして、乳幼児健康

診査や妊婦健康診査の所要の経費を計上いたしております。新規事業といたしまして、幼児おやつ教室に係る経費を計上いたしております。

73ページからの予防費では、継続事業といたしまして、各種予防接種に係る所要の経費を計上いたしております。

74ページから75ページにかけての健康づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、各種検診事業やがん検診事業などの所要の経費を計上いたしております。

76ページからの環境衛生費では、継続事業として、フラワーベルト整備事業の経費を計上いたすほか、浄化槽設置整備事業費補助金は、実績を勘案し、5人槽5基、7人槽5基分を計上いたしております。

77ページからの清掃費では、廃家電処理費を計上いたすほか、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものであります。

79ページの労働費は、950万9,000円でありまして、昨年度と比較して42.1%減少しております。その主な要因といたしましては、平成25年度に実施をいたしました勤労青少年ホームの現況耐震診断経費とトイレ改修が完了したためであります。

80ページからの農林水産業費につきましては、3億2,359万円でありまして、前年度対比19.1%増加いたしております。この要因は、主に漁港海岸保全事業の事業費の増加によるものであります。

81ページの農業振興費では、新規事業といたしまして、伝承の土づくり推進事業を計上いたしております。こだわり栽培農産物を地元消費者に提供することを目的として、「こだわり栽培農産物」を生産するための有機優良堆肥を選定するため、実証試験を実施し、経費の2分の1を補助するものであります。

また、薬剤散布用産業用無人ヘリコプターの導入経費の一部を助成するほか、継続事業といたしまして、引き続き、青年就農給付金やジャンボタニシ防除支援対策事業費、ミカンバエ防除支援対策事業費などを計上いたしております。

82ページから83ページの土地改良事業費では、工事請負費として単独土地改良事業費を計上いたしております。県事業であります平生中央2期工事の農免農道整備事業負担金を計上いたしております。

85ページからの林業総務費では、農林産物への被害防止のため、有害獣捕獲機材の追加購入に要する経費を計上いたすほか、有害鳥獣捕獲対策委託や有害獣防除柵等設置補助事業、鳥獣害防止対策地域活動支援事業の所要額を計上いたしております。

86ページの林業事業費では、単独林道改良に要する経費を計上いたしております。

87ページの水産業振興費では、水産振興対策事業費として、種苗の放流事業に加え、アサリ

母貝団地保全、カイガラアマノリ調査活動及び漁業者安全操業啓発活動などに係る経費を助成することといたしております。

87ページからの漁港建設事業費では、平成25年度からの継続事業であります水産物供給基盤機能保全事業により、施設の長寿命化を図り、更新コストの平準化や縮減を目的とした機能保全計画を策定するものであります。また、松本川河口部に建設予定であります水門の積算業務を計上いたしております。

工事請負費では、海岸保全事業により松本川河口部の水門設置に係る経費を計上いたしております。このほか、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

89ページからの商工費は、1,789万7,000円でありまして、前年度と比較いたしますと1.2%減少いたしております。

89ページからの商工振興費では、平生町商工会への補助金として商工振興費対策費を計上いたしております。また、平成24年度から実施しております「ひらお産業まつり」については、町内生産者の生産意欲の高揚と町内生産品に対する消費者意識の啓発に努めることを目的に引き続き実施をし、交流人口の増加により地域の活性化につなげていきたいと考えております。

90ページからの観光費では平生町観光協会への補助金を計上いたし、自主的な活動への支援を行うものであります。

92ページからの土木費は、5億6,951万8,000円でありまして、前年度比2.2%の増加となっております。主な増加要因といたしましては、耐震対策緊急促進事業補助金と橋梁調査・補強設計業務委託料などの計上によるものであります。

92ページから93ページの土木総務費では、新規事業といたしまして、耐震対策緊急促進事業補助金を計上いたしております。耐震改修促進法の改正に伴い実施するものでありまして、町内では、法で耐震診断の義務を課されております、3階建以上で、床面積5,000㎡以上を超える病院に対して補助いたすものであります。

93ページからの道路橋梁維持費では、新規事業といたしまして、委託料として町内の主要な橋梁につきまして調査及び補強設計を実施いたすため、橋梁調査・補強設計業務を計上いたすほか、主要町道10路線を対象に路床状況を調査する町道測量設計業務を計上いたしております。いずれも、今後の計画的かつ予防的な修繕対策により橋梁や道路の維持管理費の縮減を図る目的で実施をいたすものであります。継続事業として、道路橋梁補修事業として、道路の舗装補修のほか、橋梁補修等に要する経費と継続事業であります町道佐合島線の舗装経費を計上いたしております。

94ページからの道路橋梁新設改良費では、町道改良に係る測量設計や用地費のほか、単独町道改良事業及び県道路改良事業負担金の所要の額を計上いたしております。

95ページからの河川維持改良費につきましては、単独河川改修事業に要する経費を計上いたすほか、中川・曾根排水機場整備事業の県への負担金を計上いたしております。

砂防費では、自然災害防止事業の県への負担金を計上いたしております。

97ページの港湾建設費では、水場地区の港湾改修事業などの県への負担金を計上いたしております。また、港湾整備事業元利償還金の負担金を計上いたしております。

98ページの下水路費では、単独下水路改修事業に要する経費を計上いたしております。

99ページの住宅管理費では、継続事業として用途廃止した住宅2戸の解体経費を計上いたしております。

100ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

101ページからの消防費は、2億4,867万4,000円でありまして、前年度比2.3%減少しております。主な要因といたしましては、柳井地区広域消防組合への負担金が減少したことによるものであります。

101ページから102ページにかけての非常備消防費では、継続事業といたしまして自主防災組織合同訓練及び防災士資格取得に係る経費の助成をいたすものであります。

102ページからの消防施設費では、消防ポンプ積載車の購入に要する経費を計上いたすほか、柳井地区広域消防組合への負担金が主なものであります。

104ページからの教育費は、3億9,080万9,000円でありまして、前年度対比0.4%減少いたしております。主な要因といたしましては、公民館のトイレ改修工事や町体育館の耐震補強実施設計などの終了によるものであります。

104ページからの事務局費では、平成26年度から、小・中学校で配置している学校司書を新たに1名追加し、2名を配置することといたしております。司書教諭の補助的な役割とともに、児童生徒と本をつなぐ役割を担ってもらうものであります。

106ページから108ページにかけての小学校費の学校管理費では、新規事業といたしまして、平生小学校特別教室棟の耐震補強実施設計委託料を計上いたしております。工事請負費では、平生小学校の給食室改修と、佐賀小学校のトイレと、高圧電気設備の改修経費を計上いたしております。

108ページからの小学校費の教育振興費では、引き続き佐賀小学校へ配置する特別支援補助教員の報酬を計上いたしております。また、遠距離通学費や就学援助費などにつきまして、引き続き必要額を計上いたしております。

110ページからの中学校費の学校管理費では、委託料といたしまして、特別・管理教室棟耐震補強実施設計に要する経費を計上いたしております。そのほか、工事請負費といたしまして水道管布設がえとプール循環水道管布設がえ、トイレ改修に係る経費を計上いたしております。

112ページからの中学校費の教育振興費では、継続事業として、遠距離通学費や就学援助費につきましても、実績を勘案いたしまして予算措置をしているところであります。また、キャリア教育推進事業に係る経費も計上いたしております。

114ページから115ページの幼稚園費では、工事請負費といたしまして、職員室改修に係る経費を計上いたしております。

116ページからの社会教育総務費では、補助金といたしまして、町指定文化財の修復に係る経費の一部を助成するものであります。

118ページからの公民館費では、委託料といたしまして中央公民館と佐賀公民館の耐震補強実施設計を計上いたしております。また、工事請負費では、中央公民館の空調設備の撤去と、トイレ改修に伴う経費と、佐賀公民館の高圧電気設備改修に伴う経費と、田名分館の駐車場舗装に係る経費をそれぞれ計上いたしております。

120ページにかけての図書館費では、工事請負費といたしまして、トイレ改修に係る経費を計上いたしております。

123ページから125ページにかけての保健体育総務費では、我がまちスポーツ推進団体補助金として、サッカー競技を我がまちのスポーツと位置づけ、近郊サッカーチームとの交歓会運営費やキッズサッカー教室運営費への助成を行うものであります。

127ページの災害復旧費は、528万2,000円でありまして、前年度対比で0.1%増加いたしております。

128ページの公債費は、6億8,213万4,000円でありまして、前年度対比1.0%減少いたしております。

128ページから129ページにかけての諸支出金につきましては、1億2,764万2,000円でありまして、前年度対比18.8%の減少となっております。減少の要因といたしましては、飲料水供給施設事業特別会計の工事請負費が減少したことにより繰出金が減少したことによるものであります。

130ページの予備費につきましては、前年同様の1,500万円を計上いたしております。続きまして、歳入について御説明申し上げます。

12ページであります。12ページからの町税全体では、12億万3,898万円でありまして、前年度対比では1,986万2,000円、1.6%の減少となっております。個人住民税は、景気の低迷や高齢者の増加などによる課税対象者の減少の影響で、430万5,000円減少すると見込んでおります。法人町民税につきましても、企業業績の低迷により、現年課税分で1,019万3,000円減少すると見込んでおります。

12ページから13ページにかけての固定資産税は、償却資産の増加によりまして、918万

9,000円の増加を見込んでおります。

14ページの町たばこ税は町内でのたばこ販売数の減少により、1,473万9,000円の減少を見込んでおります。

15ページにかけての地方譲与税全体では、2,600万円の減少を見込んでおります。

16ページの地方消費税交付金は、平成26年度から消費税率が引き上げられることに伴い、500万円程度増加するものと予測いたしております。

17ページの地方交付税は、交付税の算定において、基準財政需要額に「地域の元気創造事業費」が新たに設けられるなど、増加要因があること等を勘案し、前年度当初予算比較で1,700万円増加するものと見込んでおります。

18ページの分担金及び負担金は、5,739万9,000円でありまして、前年度比較で10.2%の減少となっております。負担金につきましては、老人保護措置費負担金と保育料が主なものであります。

19ページから21ページにかけての使用料及び手数料は、6,355万3,000円でありまして、対前年度比で1.2%の増加となっております。

21ページから24ページにかけての国庫支出金は、4億5,776万3,000円でありまして、前年度対比47.1%の大幅な増加となっております。要因といたしましては、新規事業として、臨時福祉給付金事業や子育て世帯臨時特例給付金事業によるものや、継続事業であります漁港海岸保全事業や社会資本整備総合交付金によるものであります。

24ページから28ページにかけての県支出金は、3億4,950万5,000円でありまして、前年度対比9.4%の増加となっております。この主な要因は、国民健康保険基盤安定負担金と漁港海岸保全事業費の増加によるものであります。

30ページの財政基金繰入金につきましては、臨時財政対策債の減少や維持補修経費と社会保障費の増加など、財源不足に対応するため、財政基金から1億1,552万7,000円を繰り入れるものであります。

繰越金は、前年同様の3,000万円を計上いたしております。

31ページから33ページにかけての諸収入は、5,908万2,000円でありまして、前年度対比で8.0%減少いたしております。

34ページから35ページにかけての町債は、4億4,170万円でありまして、前年度対比13.5%の減少となっております。この主な要因は、建設事業費の減少と交付税の伸びを見込んで、臨時財政対策債が減少したことによるものであります。

前に戻りまして、8ページの第2表、債務負担行為につきましては、町土地開発公社における公共用地取得造成事業に伴います借入金の債務保証の限度額を定めるものと、新設保育園整備資

金元利償還金補助と指定管理者制度による平生町老人福祉センター管理運営業務委託の限度額を定めるものでございます。

次に9ページ、第3表、地方債につきましては、それぞれ適債事業や財政対策分として、町債を起こすものであります。

なお、131ページから137ページに給与費明細書、138ページから140ページに債務負担行為に関する調書、141ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので御参考に供していただきたいと思います。

以上で、平成26年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして、別冊の予算書によって、順を追って御説明を申し上げます。

議案第6号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。予算総額は、19億3,022万7,000円でありまして、前年度対比12.0%の増加となっております。

歳出につきましては、17ページからでございます。

19ページから20ページの保険給付費では、医療費の伸びが大きく、一般被保険者療養給付費では、前年度比で23.6%増加いたしておりますが、退職被保険者等療養給付費では、被保険者数の減少により、29.7%の減少となっております。

20ページから21ページの高額療養費では、一般被保険者高額療養費で前年度対比は23.8%の増加となっております。退職被保険者等高額療養費では、被保険者数の減少により前年度対比は29.7%減少いたしております。

23ページからの後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度への現役世代からの支援分として、被保険者に応じて各保険者に納付が割り当てられるものですが、後期高齢者医療制度の医療費においても増加傾向があるものの、平成24年度の清算分で相殺されますことから、支援金額については、前年度対比で1.6%の減少を見込んでおります。

25ページの介護納付金につきましては、国民健康保険会計の介護保険負担分であります。対前年度比で4.3%の減少を見込んでおります。

26ページの共同事業拠出金であります。25年度実績を勘案し、前年度と比較すると、高額医療費拠出金で4.6%の減少、保険財政共同安定化事業拠出金で1.7%増加いたしております。

26ページから27ページにかけての、保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診受診者を850人と見込み、平成26年度も引き続き受診勧奨に取り組み、受診率の向上に努めてまいりたいと思います。

戻りまして8ページからの歳入ですが、8ページから10ページまでの国民健康保険税につきましては、歳出においては、近年の医療費の増加による給付費の大幅な伸びと、不況の影響による課税対象所得の大幅な落ち込みによる保険税収入の伸び悩みが相まって、国保の財政運営は極めて厳しい状況が続いております。このことから、平成26年度におきまして、保険税の改定を予定いたしております。一般被保険者国民健康保険税は、3億4,298万5,000円で対前年度比で28.1%の増加、退職被保険者等国民健康保険税は、被保険者数の減少もあり、2,442万8,000円で対前年度比で16.3%の減少を見込んでおります。

11ページから12ページの、国庫支出金と県支出金につきましては、保険給付費の見込みによりそれぞれ算定をいたしております。

13ページの前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの加入者の割合における保険者間の負担調整をいたすものであり、前期高齢者の加入率や給付費の見込みにより前年度対比で21.2%増加するものと見込んでおります。

共同事業交付金につきましては、25年度実績見込みによりまして、全体で14.4%の増加となっております。

続きまして、議案第7号平成26年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。予算総額は、7億5,094万5,000円でありまして、前年度対比4.4%の増加となっております。

歳出であります、10ページから11ページにかけての、下水道管理費におきましては、流域下水道事業維持管理負担金につきましては、流入量の増加によりまして増額いたしております。

12ページにかけて下水道整備費の工事請負費は、前年度対比180万円増の1億4,115万円となっております。流域下水道事業負担金については、県の浄化センター水処理施設改築更新事業の負担金として、所要額を計上いたしております。

13ページの公債費では、元利償還金で3億8,788万7,000円となっております。

7ページからの歳入では、受益者負担金につきましては、360万円の増加を見込んでおります。下水道使用料につきましては、平成25年度の実績及び消費税率改定の増収等を勘案し、270万円の増加を見込んでおります。

8ページの国庫補助金につきましては、公共下水道事業に係る国庫補助分でございます。一般会計繰入金につきましては事業費や負担金の増加により、所要額を計上いたしております。

9ページの下水道事業債は、公共下水道事業や流域下水道事業負担金などに対する、借入予定額であります。

前に戻りまして、4ページ第2表、債務負担行為につきましては、下水道へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償に対するものであります。

第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第8号平成26年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。予算総額は、8万8,000円でありまして、前年度と同様であり、土地の借上料を計上いたしております。

続きまして、議案第9号平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算についてであります。予算総額は、9,337万6,000円でありまして、前年度対比で3.0%の増加となっております。

歳出についてですが、10ページの工事請負費は、佐賀地区におけるマンホールポンプ自動通報装置のデジタル化に要する経費と公共ます設置などの経費を計上いたしております。

7ページからの歳入については、漁業集落排水施設使用料は、平成25年度の実績や消費税率改定の増収等を勘案し、1,600万円を計上いたしております。

8ページの一般会計繰入金は、前年度比で4.5%増加しております。

町債は、資本費平準化債の発行を予定しております。

なお、4ページ第2表、債務負担行為につきましては、下水道事業会計と同様に排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償について、定めるものであります。

第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第10号平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてであります。予算総額は、2,764万円でありまして、前年度対比2.1%の増加となっております。

歳出は7ページからであります。認定審査会運営のための所要の経費を計上いたしております。

6ページの歳入におきましては、これまでと同様に、3町の負担割合に応じた負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第11号平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。予算総額は、12億4,916万8,000円でありまして、前年度対比0.8%の増加となっております。

歳出につきましては、13ページから14ページにかけての保険給付費の介護サービス等諸費は、サービス利用者の増加に伴いまして、2.1%の増加となっております。

介護予防サービス等諸費におきましては、利用実績によりまして、前年度対比で6.1%の減少を見込んでおります。

15ページの高額介護サービス費につきましては、利用実績等を勘案し、19.1%の減少となっております。

17ページの特定入所者介護サービス費では、利用者の減少に伴い、前年度対比で15.5%の減少となっております。

19ページの介護二次予防高齢者施策事業費では、運動機能回復事業と二次予防高齢者予防プログラムを作成することとしていたしております。

20ページの介護一次予防高齢者施策事業費では、介護予防教室などを実施することとしております。

戻りまして、6ページからの歳入では、第1号被保険者の保険料につきましては、3.4%の増加を見込んでおります。

8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等の増額により、それぞれ所要額を計上いたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。基金繰入金は、給付財源として、繰り入れるものであります。

続きまして、議案第12号平成26年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。予算総額は、2億2,092万7,000円でありまして、前年度比8.9%の増加であります。

歳出につきましては、9ページからであります。10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分を合わせて広域連合に納付するものであります。後期高齢者医療広域連合からの算定見込みにより増額いたしております。

歳入につきましては、6ページからであります。保険料につきましては、広域連合の試算に基づいて計上いたしております。前年度対比で6.4%の増加となるものであります。

一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分を合わせたものとなっております。

続きまして、議案13号平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計についてであります。予算総額は、2,806万6,000円であります。前年度比53.0%の減少となっております。

歳出につきましては、10ページから11ページでございますが、工事請負費につきましては、陰平・日向平地区の滅菌施設及び遠方監視施設の整備に要する経費を計上いたしております。

歳入につきましては、主に統合に係る国庫補助金や一般会計繰入金、水道事業債などでございます。

以上で、平成26年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第14号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、特殊勤務手当の見直しを行うものであります。見直しの内容といたしましては、特殊勤務手当のうち、保育士及び保健師に支給する業務手当を削除するものであります。なお、施行日につきましては、平成26年4月1日といたしております。

続きまして、議案第15号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、地方税法等の一部が改正されたことにより、平生町税賦課徴収条例の一部を改正いたすものであります。改正の内容といたしましては、平成25年から復興所得税が課税されたことに伴い、所得税において寄付金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されますが、この軽減に伴い、個人住民税の寄付金税額控除についても減ずる調整を行うものであります。

続きまして、議案第16号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、御説明を申し上げます。

急速な医療給付費の増加に伴い、本町の国民健康保険特別会計は、平成25年度の実質収支額で赤字決算が予想され、基金残高も微少であることから、取り崩して財源補填を行うことが不可能な状況であり、今まで以上に厳しい状況にあります。この赤字額を補填するためには、平成26年度予算からの繰り上げ充用を行う方法しか残されていない状況であります。このため、繰り上げ充用分の財源を含め、今後の国民健康保険特別会計の安定した運営を行うため、被保険者の相互扶助の観点から相応の負担をお願いをせざるを得ないと判断をいたし、このたび国民健康保険運営協議会の答申結果を踏まえて、国民健康保険税率等について見直しをさせていただくものであります。なお、施行日につきましては、平成26年4月1日といたしております。

続きまして、議案第17号「平生町社会教育委員条例の一部を改正する条例」及び議案第18号「平生町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例」について、一括して御説明申し上げます。

両条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律により、関係法令が改正されたことに伴い、改正をいたすものであります。

まず、「平生町教育委員会委員条例の一部を改正する条例」（36ページに訂正発言あり）につきましては、社会教育法が改正され、社会教育委員の委嘱の基準が削除され、当該基準は地方公共団体の条例に委任されることとなりましたので、省令にて規定されている社会教育委員の委嘱の基準を参酌して、本条例にて規定いたしましたものであります。

「平生町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例」につきましては、地方青少年問題

協議会法が改正され、地方青少年問題協議会の会長及び委員の任命基準が削除され、当該基準は地方公共団体が任意に定めることとなりましたので、本協議会が関係行政機関相互の連絡調整を図る機関としての役割を担うことを考慮し、従来どおりの任命基準として規定をいたすものであります。

続きまして、議案第19号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例は、解体を予定しております老朽木造住宅の用途廃止をいたすためのものであります。対象となる住宅は尾土路住宅2戸でありまして、木造住宅の耐用年数として定められております30年を既に経過しておりますことから、老朽により引き続きの管理が不要であると判断し、用途廃止をし、別表中の当該住宅戸数を変更いたすものであります。

続きまして、議案第20号土地及び建物の無償貸付について御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成26年4月から、平生保育園及び宇佐木保育園を統合、民営化いたし、新しく建設される保育園園舎にて保育園が開設される予定でありました。しかし、新保育園園舎建設工事が遅れ、当初予定していた工期に間に合わないことが判明し、工事完成まで旧平生保育園を園舎として、旧宇佐木保育園を子育て支援センター施設として、それぞれ新保育所を運営する社会福祉法人うちみ会に対し、土地及び建物を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第21号平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定について及び議案第22号ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について、一括して御説明申し上げます。

このたび指定の対象としております施設につきましては、平成23年度より3年間指定管理者制度による施設管理を行ってまいりましたが、平成26年3月31日をもって指定期間が満了することから、新たに指定手続きを行うものであります。

指定管理者の指定につきましては、「平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」におきまして、公募が原則とされておりますが、現在指定管理を実施しておりますこれらの施設につきましては、公募によらない指定管理者の候補者として選定し、御議決をいただいた後に指定管理者として指定させていただいているところであります。

このたびの指定管理者の指定手続きにつきましても、同様に、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるとの要件に該当すると思料されますので、平生町社会福祉協議会を、平生町老人福祉センター、平生町在宅老人デイサービスセンター、デイサービス・ほのぼのセンターひらお及び平生町在宅介護支援センターの指定候補として選定、ひらお特産品センター協同組合を、ひらお特産品センターの指定候補としてそれぞれ選定をさせ

ていただくものであります。

選定理由につきましては、まず、平生町社会福祉協議会につきましては、これまでの施設管理を通じて地域における信頼も厚く、地域福祉向上の取り組みに実績や貢献度・信頼度も厚く、今後においても指定管理者として十分な能力を有していると判断したものであります。指定期間につきましては、高齢者を取り巻く関連施策の動向が不透明な状況等もありますので3年間としております。

また、ひらお特産品センター協同組合につきましては、平成23年4月に当該施設を運営するための組合法人として設立され、同年から現在まで適正に管理運営を行っているところであります。今後においても、指定管理者として実績及び能力が十分にあると判断しておるところであります。指定期間につきましては、一定の期間での運営状況等の確認を要するため5年間といたしておるところであります。

以上、一括して御説明申し上げましたが、指定管理者の指定に当たり、町議会の議決が必要となりますので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりましてお願いを申し上げます。

続きまして、議案第23号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成26年4月1日から山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、職員退職手当事務、非常勤職員公務災害補償事務及び公平委員会事務を処理する団体から周南地区食肉センター組合が脱退することによるものでありまして、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となることから、御議決をお願いするものであります。

続きまして、承認第1号平成25年度平生町一般会計補正予算の専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

本年1月14日に前山本県知事が退任の運びとなり、公職選挙法第34条第1項により選挙を行う事由が生じた日から50日以内に選挙を行うと規定をされていることから、同日開催の山口県選挙管理委員会において、山口県知事選挙を2月6日告示、23日投開票と定められました。ついては、緊急に予算を編成する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、去る1月24日に専決処分させていただいたものでありまして、同条第3項の規定によりまして、報告し、承認をお願いするものであります。

補正額といたしましては、811万9,000円を追加いたしまして、予算総額は50億3,888万9,000円となるものであります。

歳出の内容といたしましては、7ページになりますが、選挙費に山口県知事選挙費を新設し、

選挙に係る人件費、事務費を計上いたしております。

歳入につきましては、前に戻りまして6ページでございますが、山口県知事選挙費にかかわる県委託金、及び財政基金からの繰入金を財源充当いたすものであります。

以上をもちまして、予算13件、条例6件、事件4件、承認1件の議案につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、報告第1号平生町土地開発公社の平成26年度事業計画及び資金計画並びに予算につきまして、簡単に御報告をさせていただきます。

本日提案いたします議案の末尾に添付いたしておりますものは、去る2月5日に平生町土地開発公社の理事会を開催いたし、御承認をいただいているものであります。

事業計画につきましては、公社の主目的であります公共用地の取得、造成でございますが、これらに伴います資金計画及び予算を定めたものであります。この内容につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、町議会に御報告を申し上げます。

以上で、数多くの議案の提案を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時20分から再開いたします。

午前11時06分休憩

.....
午前11時20分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここで山田町長から発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。山田町長。

町長（山田 健一君） 大変失礼をいたしました。先ほど議案第17号の説明のときに、平生町社会教育委員条例の一部を改正する条例についてでございますが、社会教育委員条例の一部というところを、教育委員会というふうに申し上げたようでございまして、訂正をしておわびを申し上げたいと思います。社会教育委員条例でございます。

日程第30．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第30、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） それでは、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

総合相談窓口の設置はできないかということで、お尋ねいたします。

新聞やテレビなどの各種メディアでは、目や耳を疑いたくなるようなことが連日起きております。自分が子供のころ、よその国や都会に限ったような事件や事故が田舎でも起きています。そういった意味で暮らしにくい世の中になってきています。

そのような中、町民の方から、大小さまざまな相談が行政に対してあると思います。年度内、1年間にある相談件数は、大体何件ぐらいあるでしょうか。お尋ねします。そして、その解決率ですね。行政側としては、どれぐらい解決していると把握しておられるでしょうか。

また、僕も少なからず、町民の方から相談を受けることがあります。それらは、役場に相談したが、解決できなかったと感じられているものです。その大半が俗に言う、たらいまわしや、方言で言うと、事にならんちゅうようなことによるものが多いです。

そこで、こういった相談なのかをしっかりと聞き、解決できるのは役場なのか、地域なのか、個人なのか、その他の関係機関なのか、また、それぞれの連携がしているものなのかをしっかりと考えて、相談者と一緒に段取りをして、相談者が安心できるような対応のできる総合窓口の設置はできませんでしょうか。中には、それは個人の問題や家族の問題じゃし、どうにもできんというような相談も確かにあります。しかし、不安を抱いたままの生活は、本当につらいものです。そういった相談を含めて受け付け、結果が出るまでしっかりと確認ができる総合窓口の設置を、前向きに検討できませんでしょうか。お尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 相談件数と解決率、それから総合相談窓口の設置はどうかということでございます。御質問にも今ありましたように、大小いろんな、御指摘のように相談がございます。役場の仕事というのは、よく言われますように、ゆりかごから墓場までとあります。いろんな毎日、多種多様な相談、あるいは苦情、問い合わせ、いろんなことがあります。大体、この税務課の関係とか、あるいはいろいろ手続きで町民課に来られる、転入、転出を含めて、戸籍の関係とか、あるいは支払いとか、それらを除きますと、ほとんどが皆相談事業ということになります。

各課でいろいろ今、対応させていただいておりますが、件数とすれば、例えば健康福祉なんかでいうと、介護の相談から何からですね、年間でいったら、二、三百件に上ると思います。各課でそういう形で抱えておりますので、全部でどれだけ相談があつて、解決率はどうかと。例えば町民課で、いろんな苦情があると、環境問題含めて。そういうケースでいえば、こうですよというような答弁できるんですが、ちょっとその例でいいますと、苦情の相談なんかが例えば、町民課なんかでいいますと、平成25年度で46件です。解決済みが34件、残り13件は、まだ継続中というのもあります。解決率72.73%。これは、ほとんど環境問題に関して、町民課あ

たりでいいますと、雑草が繁茂して何とかしてもらいたいというところ辺が、かなり、半分近くはそういう形になっております。あるいは不法投棄とかです。

いろんな問い合わせとか、単なる問い合わせのケースもあるし、相談もあります。それらをしっかり、今まで私が町長になってからもそうですが、接遇の関係、お客さんがいらっしゃる、来庁者がある、それに対する対応については、今まで研修とか、いろんな対応のサービス向上運動というのを取り組んでまいりました。かなり改善はされてきたかなというふうに思いますけれども、できるだけ窓口で、まずは最初に対応した窓口のところが、ちゃんと真摯に対応して、できるだけ町民の皆さんの気持ちを酌んで、誠意を持って対応していく。これがまず第一だろうというふうに思っております。今、毎年、この2年は行政サービス向上運動、来庁者アンケートというのを今やっております。24年度、25年度と。去年もやりましたが、10月から約2週間、10月15日から28日まで、その結果を集約しておりますが、町役場庁舎と出先機関、ここでそれぞれ調査員を配置をして、調査票の回収をしたり、回収箱に入れてもらったりというようなことで、313枚の回収をしております、そのほとんどの方から、大体満足、ほぼ満足という回答をいただいております、これをずっと今やりながら、どこに苦情がある、どこに問題点がある。それぞれ質問の項目の、職員の対応について、申請などの手続方法について、設備や窓口の環境について等々、来られた方にアンケートをやって、どこか改善するところは、しっかり改善をしていこうということで、今取り組みをさせていただいております、少しずつ改善はされてきているかなと。

あるいはまた、さっきありましたように、たらいまわしとかということがないように、まずはそこに来られて、ほかの例えば、健康福祉に来られて、建設課に用事があるときは、建設課のほうからこっちへ来てもらう。お客さんのほうはそこにおって、担当をこっちに来てもらって話をするというような対応も、今させるようにしております。

おっしゃるように、相談窓口があって、例えばそこにある程度いろんな各業務に精通した人が一人おって、全部そこで解決がつけば、これは一番いいんですけど、なかなかそういう、いわゆるゼネラリストという方を育成するのも大変難しい部分がありますし、一人がそういった各課の業務に精通をした職員というのも、なかなかすぐ配置をして、ここで全部ワンストップサービスみたいに、ここに行けば皆、片がつくというようなことができれば一番いいんですが、なかなかそうもいかない。

だからまずは、とにかく相談を受けたところがしっかり来庁者の立場に立って、町民の皆さんの気持ちを酌んで、真摯に温かい対応ができるように心がけてもらう。これがまず第一だというふうに思っております。そして、できるだけ来られた方を、あっち行け、こっち行けというようなことがないように、改善すべきところはしっかり改善をしていきたいというふうに考えており

まして、おっしゃっている趣旨は、そういうことだろう。いわゆる職員の接遇について、ちゃんとした、来られた方が気持ちよく来て、気持ちよく帰っていけるような環境をつくってほしいと、こういう意味だというふうに受けとめておまして、引き続きそういった意味での行政サービスの向上に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 確かに、僕も岩国から防府の若手議員とか、そういう志のある方と、いろいろ連携をとってお話をするのに、平生町の接遇というのは本当にレベルが高いんだなというのは、本当に常々、ここ最近ですね、特に感じています。

その相談を受けたときの対応もそうなんですけど、その相談を解決する過程ですよ。それが町民の方に、なかなか伝わっていない。伝わっていないから、そこでまた不安、不満が出てくるというケースがあって、たまたま同じような相談を2件、同じような時期に受けたことがあります。

1件は役場から徒歩圏内の、金曜日の夕刻だったんですけど、それから小一時間で公的な機関と連携をとり、段取りをすばらしく早く進めていただいて解決に至った。もう1件は、町の北東部のほうで、車で行くような距離なんですけど、相談から数か月、ほぼ連絡もないというふうにおっしゃっていて、再度、相談に行かれたが解決に至らず、不安な日々を送っていらっしゃるんです。この2件、担当は同じだったんです。1件目は担当が仕事をすればするほど、早く解決ができるような性質の相談だったんです。もう1件、後のほうは、担当はしっかり仕事をすればするほど、さらなる問題や、やらなきゃいけない仕事、これがふえて、解決が困難な相談だったんです。後者のほう、どちらも仕事を、町民のために一生懸命してくれているのに、相談者からすれば、事にならんちゅう場合があるんですね。それはやっぱり途中経過等がお伝えできていないということもあるんでしょうけど、そういったところも含めて、経過報告も含めて、確認ができるような窓口、今であれば体制ですよ。体制はちゃんと指示をしてやられているんですけど、そういうところに受けている相談のほとんどが解決されているというふうな、僕は、今理解しているんですけど、そこに残ってしまっている継続で長引いてしまっているものと、あと窓口がわからないから行けないという話もよく聞くんですよ。結局、課に行ってもわからんからって、自分もよくわかっていないから、伝わらないから行きにくいというところもあるんですよ。

私が思っている不安、不満、聞きたいことが何であるかも教えてほしい。どこの課で、どういうことなのかという。そういったものも含めて、総合窓口ができたらいいなということなんですけど、1カ所で全部というのは、本当に超ベテランのプロフェッショナル、リタイアされている方でも担当された課には限りがあるでしょうから、全てを網羅するのは難しいとは思いますが、行きにくい、自分の中のものを解決、どう思っているのかということもわからないという方

の不安もってあげるための窓口というふうに、僕は今、思っています。

なので、そういうところも含めて、できれば前向きに町民の不安をとってあげるというところで、また普段の生活、不安、不満がなければ、もっと明るく健康に生活できると思いますので、そういう環境づくりのほうも、ぜひよろしく願います。

次の質問に移らせていただきます。

関係団体の継続的发展について、質問させていただきたいと思います。関係団体と大きくくくってしまいましたが、例えば僕の身近なところと言えば、町民の生命と財産を守る平生町消防団とか、子供たちの健全育成の場である平生町スポーツ少年団など、本当、多岐にわたってさまざま、予算書にもたくさん平生町の名前がついた団体への補助等もありますけれども、それぞれ目的を持って、それに賛同された町民によって組織されています。本当に多くの団体が平生町的发展を支えてきたこと、その団体の中での町民の活動が平生町的发展を支えてきたことは、紛れもない事実であります。

毎年イベントなんかを開催する団体においては、参加される町民の方は、スムーズにイベントが進んでいることに疑問を感じることなく参加されていると思います。これらは本当に積み重ねてこられたノウハウをもとに、特にベテランの役員の方々のおかげで、充実した運営がなされていると感じています。また、普段の生活では町民の目には触れることのない団体も、毎年平生町のために活動をされています。本当にありがたいことだと思います。

僕も、幾つかの団体に参加やお手伝いをしますが、そこで感じるのは、役員の方々は、本当に平生町が大好きなんだなということです。いくら小さな事業でも、本当に多くの時間や労力が要ります。家族や自分の時間を調整して、最後まで責任と使命感を持って取り組まれています。本当に感謝の気持ちでいっぱいですが、反面、心配に感じることもあります。役員の方の年代に偏りがあることです。特に役員の方等、最近、僕たちの世代もいろいろ平生町の中で頑張ってくれている人、多いんですけども、その僕たちと役員の方の世代の間にぽっかりと穴があいている、世代の穴があいているということが、幾つかの場所で感じたんですね。多くの団体でもあると思うんです。これは人材育成等のノウハウの継承が後手に回ってしまったことによるものではないかなと考えています。

これからの平生町的发展のためにも、これらの団体の継続的发展が必要不可欠です。そこで、これまでの功績を受け継ぎ、さらなる发展を続けるために、行政として、それぞれの団体は歴史もありまして、独立してそれぞれ運営をされているので、なかなか行政として何をというのは難しいかとは思いますが、今、行政として何をすべき、その団体、平生町的发展のために何をすべきだと考えますか。また、何がその団体にできますか。お答えいただければと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、今日の本町のあるべきといいますが、本町があるのも、そういった先輩からいろんな団体を含めて、まさに献身的に活動していただいた流れ、功績がやっぱり今日の平生町を形づくっているんだらうと思ひまして、そういった方々の成果を引き継ぎながら、まちづくりに活かしていくというのが大変大事な視点だというふうに受けとめております。それぞれのいろんな団体にあっても、そういう視点を持って、これからの人材育成、それからいろんなノウハウについて、新しい取り組みも必要でしょうし、それから大事にしなければいけない部分は大事にしていく。そういうやっぱり取り組みが必要だらうというふうに思ひます。

今、たまたま消防団のお話をいただいておりますが、消防団の団活動についても、今、幹部会をそれぞれ年に2回開催させていただいて、いろんな団の活性化について、御議論をいただいております。今回は、例えば女性が新たに消防団に入る、入りたいと、どういうふうに消防団として対応していくかというようなことを含めて、常にいろんな状況を踏まえながら、団としても、そういった時代のニーズに応えていけるように、あるいはまた団員そのものの人材といいますが、それぞれ研修をやったり、いろんな技術を身につけると、訓練をやったりということも、ちゃんと着実に実施をしていただいております。消防団員の育成、強化、活性化ということについては、引き続きこれからも大きなテーマですから、我々も消防団も一緒になって取り組んでいかなければいけない課題だというふうに受けとめております。ありがとうございました。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 議員さんがおっしゃいましたように、いろんな団体がこれまでの平生町の発展を支えてきたということについて、私のほうも、紛れもない事実という言葉に全く同感でございます。本当にありがたいといいますが、感謝以外ないというふうに思ひます。

スポ少というお話もございましたが、スポーツ少年団についても、やはり40年ぐらいにわたって、いろんな方が発展に努力を重ねていらっしゃいました。とはいいいながらも、やはりそこには課題が見え隠れしているというのも事実であらうかなというふうに思ひます。多くのボランティアの方が関与されてきたわけですけど、今、スポ少の指導者ということから考えますと、現在、団全部で65人、その中で10年以上指導に携わっている方が38人、ということは結構長く携わっていらっしゃるというような実態が見えます。こういう方々が、本当に若い人に、いろんなノウハウを継承させていっているのかどうかというのは、やはり私どもとしては、そこについては検証していかなければならないし、限りない発展ということをお考えた場合には、そういったものをないがしろにするわけにはまいりません。

そうはいいいながら、65人の中でも経験年数といいますが、指導年数ではなくて、年代を考えると見ますと、65人中60代が22%、50代が15%、40代が26%、30代が28%結構

ばらつきがあって、数値的にはバランスがとれているといってもいいんじゃないかと思います。ある団にすれば、結構年齢の高い方ばかりの指導者というのがあるんですけど、全体で見ればバランスがとれている。こういったバランスの中で、どんどんノウハウというものを継承させていってもらいたいということで、今後、私どもとしては取り組んでいきたいという思いで、いっぱいでございます。

これから4月早々に体育協会の総会、あるいはまたスポーツ少年団の本部の代議員総会というのがございます。ここらあたりでそういったお願いなり、課題の提示なり、していきながら、指導者は指導者として、より研さんを積んでもらうというような形でも、お願いをしていきたいというふうに思っています。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 僕がお話を出したからですが、平生町消防団とスポーツ少年団というのは、全体で見れば年代がいろいろあったり、新しい取り組みをしてみたり、長い歴史の中で、今新しいことをするというのは、本当に続けてこられた方からすれば、恐ろしいとか怖い、組織を維持していくのに怖いことだと思うんですけど、それをどんどん進めていってもらっているというのは、本当にありがたく感じます。

でも、平生町消防団にしても、その中に本部から1分団、2分団、3分団と細かく分かれていて、スポーツ少年団にしても、少年団としての総合的に指導者の年代を見ると、そうかもしれないですけども、今お話のとおりかもしれないですけど、単位団体で見ると、年代が偏っていたり、登録だけの数で、実際の練習の現場では偏りが顕著なところもありますし、あと若い世代の力を発揮できるような環境にないというところが、大きく見れば、細かいことかもしれないですけど、やっぱり単位団体の集まりでできている団体なので。

この前の大野の未来の、きょうもお話ありましたけど、会にしても、新しい何か、今あるものプラス新しい何かで地域づくりを進めていこうというときに、ある団体、既存の団体の中身がそれぞれしっかりして、それに参加される、新しい方も含めてですけど、参加される方がそれをちゃんと理解して、方向性も理解して、今何を自分がやっているということを理解して進めていかないと、せっかく前に進もうとしても、なかなか難しいところがあると思うんですね。

これを言ったら怒られるかもしれないですけど、やめさせてもらえんとか、後がおらん、なんというのは、節目節目でよく耳にする言葉なんです。逆に言えば、人材を育ててこなかったから、継承もうまくいかなかった。そのしわ寄せが、今、それぞれの団体にきているのではないかなと、僕は思っています。

先日行われたソチオリンピックです。スノーボードハーフパイプの平野選手なんかは15歳、ジャンプの葛西選手41歳、橋本団長は49歳、古川副団長66歳、幅広い世代がそれぞれの強

みを生かせる、活躍の場がある団体ほど、目的を達成する大きな力を発揮できているのだと、僕は考えています。町内には、人材がないわけではなく、優秀な人材はたくさんいらっしゃると思うんです。実際に優秀な人材の方はたくさん知っていますし、だからと言ってももちろん継承はやれそれすぐにはできないものです。

そこで、今年を平生町継承元年、新たなスタートの年にしてはいかがでしょうかということなんですけど、町長が継承元年を宣言をし、旗を振って、五本柱とか大きなものはあるんですけど、そういう継承、小さい単位団体のところまで、継承元年を宣言して、旗を振って、その方向性を示して、これまでの町民の築き上げてきた財産を継承し、継続的に発展することができるんじゃないかと思うんですよね。魅力あふれる平生町のまちづくりを町民一丸となって進めていく第一歩の旗を振って、かつ後押しもできる。この前も新聞にもありましたけれども、今年の秋にはまた新たなスタートもありますし、そういったところで、継承元年宣言してもらえんですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 継承元年というふうに言うかどうかは別にしましても、おっしゃる趣旨はよくわかりますし、やっぱり組織というのは、生きたものにしていくためにも、そういった適切な人材の配置、そしてまたバランス、みんなの力が発揮できるような体制、こういうものは常に念頭においてやっていかなきゃいけないし、きょうは町としてもいろんな質問も出ておりましたが、いろんな持っている委員会とかの構成とか、組織とか、こういうものを今御指摘のように、少しやっぱり世代の、そういったでこぼこが、あんまりないような、できるだけ次の世代を担っていただくような人を抜擢をしてやっていけるような体制づくりに向けて、汗をかいていくつもりは、しっかりもって、全体の組織を見ていきたいというふうに思っております。

.....
議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） それでは、通告書に従って、質問をさせていただきます。

まず初めに、介護保険についてでございます。現在、40歳以上の人は、介護保険料を支払っております。誰でも65歳以上になれば、要支援1、2、要介護1～5の認定に応じた限度額の範囲内で1割の自己負担で、サービスを使えることとなっております。しかし、今回の介護保険の見直しでは、国がサービス水準に責任を持ってきた要支援者向けの訪問介護と通所介護が市町村に丸投げをされ、2017年4月までに全ての市町村は、かわりの事業を実施しなければならなくなっております。要支援者向けの訪問介護、通所介護が、介護保険サービスから市町村事業に移されれば、介護事業所も大打撃を受けることになるのではないかと思います。介護保険サービスでは、内容や人員に関する基準が全国一律で定められております。また、介護事業所への報酬も決められております。市町村の事業では、これらの基準がまさになくなってまいります。

ボランティアや民間企業などにサービスを肩代わりさせるとしてあります。これでは介護事業所、これが経営難に陥る介護事業所が出てくることは必至ではないかと考えられます。当町においても、今は介護事業所は8事業所と聞いております。介護事業所に対する方策は、どのように考えておられるのか、まず初めにお伺いをいたします。

2点目は、今回の会計制度見直し案は、介護事業者の経営を悪化させるだけではなく、介護職員にも大打撃を与えたいと思います。訪問、通所介護をボランティアなどに任せるということは、当然既存の利用者が減ることになってしまうのではないのでしょうか。これは、賃金や労働条件が引き下げられることにつながってくるのではないかと考えております。このことについては、どのように考えておられるのかお願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 介護保険に関連をして、今回の改正について、その影響について御質問をいただきました。今これは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律ということで、いわゆる医療・介護総合推進法というふうに通称呼んでおりますが、この法案が国会で、今審議が行われているという状況です。

法案の中身は、今御指摘がありましたように、介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護について、いわゆる地域支援事業として移行させていくということになっておりまして、いろいろ介護事業所によるいろんなサービスが今あるわけですが、その中でもそれぞれNPO、民間企業、ボランティアなどで地域の多様な主体を活用して、高齢者を支援していくというのが国の考え方として、できるだけいろんな多様なサービスがあるんだから、多様な主体がそれを担っていくという形に考えているようでありまして、ただ訪問介護、通所介護でも、いわゆるその一番、中身といいますが、本筋の訪問介護でも専門的なサービスを必要とする、そういう身体介護等々については、これはそのまま継続をされる。そして、通所介護の場合でも、リハビリとか通所介護事業所による機能訓練等の介護に必要な介護については、サービスについては、従来通り専門的なサービスは給付されるということで、いろんな洗濯とか掃除とか生活支援サービス、あるいはコミュニティサロンだとか、そういった交流の場とか、こういったところは専門職でなくてもいいんじゃないかというのが、国の考え方のようにございます。これは今、審議されておりまして、国としてもこれから市町村に、仮に移すとすれば、その場合に、今までのこういうふうに変わって、こういう一定の基準がさっきおっしゃったように、報酬基準がなくなるよという話がありましたが、ガイドラインを国のほうは設けて実施をするという段階で、しっかりガイドラインを示して、それによって、支援をしていくということになる予定でございます。

おっしゃったように、事業所、それから介護職員のいろんなそういう労働条件等々についても、そういった一つのガイドラインを踏まえて、それぞれの市町村で対応していくということに、恐

らくなっていくだろうというふうに思っておりますので、その辺のことを十分見極めて対応していききたいというふうに思いますが、我々とすれば、介護、それから予防、医療、生活支援、いろんな側面があるんですが、それぞれ一体的に対応していける地域包括ケアシステムというものを構築できるように、これからも町としても努力をしていききたいというふうに考えております。いずれいろんな、さっきおっしゃったように、利用者の負担の設定等についても、そういったガイドラインが出てくると思いますから、その辺も法案の中身、そして状況等を踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 57 分休憩

.....
午後 1 時 00 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では、再質問させていただきます。

先ほど、町長から総括的な答弁をいただいたと思っておりますが、皆さんも御承知のように、以前から介護職員の低賃金、これが問題になっておりました。2009年から介護職員処遇改善交付金が起用されております。12年からは介護報酬に組み込まれて、多少の改善の兆しが見え始めておりましたが、今回の改悪で、以前よりも労働条件がますます悪くなってしまおうことになるのではないかと思います。

当町として、労働条件の低下につながらない介護職員の賃金をどう保障していくのか、お伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 介護職員の報酬についてどうかと、こういうことでございまして、先ほども答弁をさせていただきましたように、今回の見直しということによって、市町村はいろんなサービスを用意をしていくと。その際には、その内容に応じて人員の配置、あるいはサービスの単価、利用者の負担、こういうものを設定をしていくことになりまして、報酬の設定等についてもやっていくようになると思いますけれども、専門職の人件費が賄える単価の設定ということができるように、恐らく、そのことがガイドラインに示されると思いますから、そういったことも十分踏まえて、これから対応していききたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） その辺のところは、今、答弁いただきましたように、ぜひ、努力のほうをお願いをしたいと思います。

それと、もう1点。先日になりますが、これは2013年の11月から12月にかけて、中央社会保障推進協議会というところが、要支援1、2の利用者が受ける訪問介護、通所介護を市町村に移行する政府の方針について、47都道府県の社保協を通じてアンケート調査をしております。要支援1、2の利用者が受ける訪問介護、通所介護を市町村の地域支援事業に移行することについて、可能としたのは16.1%。これに対し、不可能と答えたのは31.3%に上っております。また、判断不可という回答も39.4%になっております。不可能と答えた保険者は、町単独では困難、財政的・人力的な理由から難しい、また、NPO・ボランティアなどの受け皿が確保できないといった理由を上げております。

そこで、お伺いをいたしますが、1点目に、このアンケートにこの町が参加をされたのかどうかをお聞きします。2点目は、参加をしたのであれば、どういう回答をしたのか、参加しなかった場合は、その理由は何かをお伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） アンケート調査の件につきましては、私も今、お伺いをして、あらかじめ聞いておれば準備はさしていただいたんですが、即答しかねますので、後ほどまた資料をしっかりと点検をして、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） その点については、後ほどでもよろしいので、ぜひ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

地域防災計画について、要配慮者支援計画はということで質問をさせていただきます。

当町では、今、地域防災計画の改定が進められております。その中で、災害が発生した際、自力で避難することの難しい要配慮者の名簿をつくる作業が、4月から各自治体に義務づけられております。

しかし、大きな問題、プライバシーの問題が壁になっていると言われております。当町においても、要配慮者対策として対策が書き込まれておりますが、また、具体的対象者として18項目が掲げられております。この対象者の中には、情報を外に出してもいい人と、出されては困る人がおられるのではないかと考えられます。個人情報保護条例では、目的外利用や第三者提供が認められていない限り、民生委員や自治会などで日常的には活用できないこととなっております。これでは、仮に名簿が整理できて、名簿を外に出すことができないことになると考えられます。そうすると、一人一人同意を得て登録することになりますが、対象者でも必要ないという人や、病気や障害について他人に知られたくないという人が多いと言われております。

ある自治体の情報では、対象者となる人は自治体内の21%しか同意が得られていないという

ことも言われております。

また、災害時には外部に出してもいいと言われても、訓練などでは使えない名簿では意味がないのではないかと思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、日常的に情報を共有し地域が個人を守る地域づくりはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地域防災計画に関連をして、要配慮者の問題、いわゆる個人情報保護条例が壁になって、なかなか名簿が使えないのではないかと、こういう御指摘でございます。

今回の災害対策基本法の改正によりまして、それぞれ市町村は、御指摘のように、要配慮者のうちから、災害発生時に支援を必要とする人の避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられたところでございます。町においても、今回改定するこの計画において、避難行動要支援者名簿を作成し管理をしていくこととなります。

ただし、今ありましたように、個人情報保護条例の適用をこの情報は受けるということになりますので、事前に、ある程度の自主防災組織、民生委員さん等々、事前の周知については、あらかじめ御本人といいますが、その避難行動要支援者の同意を得ておかなければいけない。まあ、こういうことで、今、手上げ方式で町のほうも対応させていただいておる。緊急かつやむを得ないと認められるとき以外は、提供はできないと、こういうことで、どういうふうにその緊急、かつ、やむを得ないという判断をするかというのも一つありますけれども、現時点では、できるだけそういった地域で、民生委員さんたちもいらっしゃいますけれども、できるだけ同意がいただけるような対応を、我々もしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。もう一つは、そういった支援を必要とする人をできるだけそういうリストアップをしていきたいというふうに思っておりますが、同意を得てですね。

それと同時に、今地域で、今おっしゃったように、日常的に情報を共有していく地域づくりということで、これは、協働のまちづくりの一つの大きなこれからの取り組みにもなるのではないかと思います。今、それこそ町内の一定の地域においては、災害福祉マップを策定をいただいております。地域の方々が集まって、どこにどういう方がおられて、それを地図に落とし込んで共有をするということで、おのずから共助のシステムを地域でつくっていかうという、そういう福祉マップを、災害時の福祉マップというのを、それぞれが集まって、まあ、地域でよく、どこそこのおじいちゃん、おばあちゃん、どうなってるという情報もしっかり持っておられますから、そういうものを落とし込んで、いざというときにはそれが活用できるように、地域でお互い助け合っていけるような、地域の防災力を高めることにつなげていくというようなことも行われておりますから、そういった災害福祉マップづくりというのを、これから私もある意味、今回の、ち

ようど地域防災計画、改定しますんで、こういう取り組みをしっかりと、できるだけ取り組んでいただけるような方向を、これから考えていけたらいいなというふうに思っておるところです。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 改正法の施行後は、災害の発生時には、同意してない人も、情報も自治会など外部に出せることになっております。先ほども申し上げましたが、個人情報保護条例で、日常的には民生委員や自治会では活用できないことになっておりますが、町民の安心安全、弱者の安心安全で、地域防災計画をぜひ、みんなのものになるような具体化をぜひ、よろしくお願いをいたしまして、質問を終わらさせていただきます。

.....

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告どおり質問させていただきます。

平成26年度予算組みについて、2点お伺いいたします。

まず、予算の構成比率についてですが、今年度の一般会計予算は、1.1%増の49億3,100万円と計上されていますが、自主財源の町税収入は1.6%減となっております。その収入減を補うため、財政調整基金を1億1,552万円取り崩し、繰入金としておられます。

そこで、予算の配分を見ると、新規事業など協働のまちづくりに力を入れておられますが、自主財源の経済活性化のことを考えると、商工費が昨年度より1.2%減となり、全体の構成比率では0.4%と低くなっています。町の健全財政に向けての予算組みが少ないように思われます。この予算組みで、町の経済活性化、そして若者定住に向けて、未来ある平生町ができるのでしょうか。また、基金を取り崩しての予算、収入源が減る中で、どう立て直していくのか、町長の考えをお伺いいたします。

2点目に、今年度も継続事業として取り組んでいる事業の効果、必要性をどのように認識されているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 2点、予算に関連をして、御質問をいただきました。

1点目、商工費が1.2%昨年に比べて減少ということで、こんなことで活性化ができるのかと、こういう趣旨だったと思います。一般会計の中の商工費については、今朝、先ほども説明をいたしました。1,789万7,000円ということでございまして、21万5,000円減少、前年度としております。

この商工費の中身は、商工総務費、それから商工振興費、商工振興対策費ですね、これと観光費と、こういうことになっておりまして、今回減少した主な要因は、平生町商工会への補助金の減少でございます。商工会へは、昨年が298万円、今年は277万9,000円、こういうこ

とになっております。これは、商工会ともいろいろ事前に毎年予算要望をいただくときに協議をいたしますが、商工会のほうから今年度はぜひこれをお願いをしますということで、今回いただいた予算要望に基づいて予算をつくらささせていただきました。

商工会も、今回は何か、広域観光連携事業というのに取り組まれると。これ、県のほうからも補助金が出るということで、商工会そのものの予算は前年より大きい予算になっておりますが、平生町にはこれだけでよろしゅうございますということで、お願いしますということでいただきまして、昨年度より若干下回っておりますけれども、1.2%の減のほとんど、その中身は商工振興費、商工会のほうからの要望に基づいて我々が対応したその金額が、今回はそういう形になっておるとということで、予算に占める構成比率の0.4%というのは、これは、去年もおととしも、ずっと0.4%できております。

こうすることで、商工会として、いろいろ取り組まれておる支援について、町は引き続き商工会とも、今は会長さんに、それから、いろんなあそこの指導員さんとも協議をしながら対応させていただいております。それはそれで商工振興につながるよという思いでございますし、町の活性化や若者定住、こういうことになると、これはまたこれで商工費に計上されているだけではありまして、いろんな角度から、あるいは各課において、それぞれこういった町の活性化、あるいは若者定住対策、それはそれぞれが対応させていただいておりますので、そうした商工対策振興費だけで活性化ができるとは、私も思っておりませんので、そういう意味では、総合的にそれぞれの取り組みを展開をしていくということが必要だというふうに思っております。

それから、継続事業については、行政の予算編成については、きょうも申し上げましたように、総合計画の基本目標に沿って5本の柱があります。それに沿った体系的な施策をやりながら、年度ごとの予算についてもテーマを決めて、それぞれのテーマに沿って予算編成をしてみたいと思いますけれども、やはり、継続事業は、半分以上は継続事業が結構占めているんじゃないかと思えます。やっぱり、行政としての継続性というの、ひとつの重要なことになろうと思えますが、同時に、継続事業といいましても、予算のときには毎年度、事務事業評価というのをやっております。各事業ごとにその事業の有効性、優先度、こういうものを皆、必要性含めて判断をそれぞれしながら、事業についてどうしていくかという判断をさせていただいております。予算の査定の際には、そういったデータをきちっと出してもらって、必要か、必要でないかという判断をさせていただいております。こういう事務事業評価を通じて事業を組み立てていっておるとことで、御理解をいただければと思います。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 今、基金を取り崩しての立て直しというのは、御返答なかったんですけど、やはり、財源が収入ふえるように、産業振興だけではしておられると言われてま

したけど、やはり、収入がふえてくる何かの投資というか、事業を始めないといけないのではないかと考えます。

町の少子化、高齢化で、これからは少しでも将来の若者にとって魅力あるまちづくりは必要、また、財政確保も必要です。少ない予算での取り組みは難しいかもしれませんが、その予算を大事に、かつ、将来があるものに使っていただきたい。

例えば、継続事業で、フラワーベルト整備事業として、今年度は60万円増の222万9,000円と計上されています。この60万円増額は何なんでしょうか。この事業は、子供たちと地域の皆さんとの交流ができ、町の美化の目的を持って続けておられることはよいことと思います。が、花を植えたときはきれいですが、その後のメンテナンスが行き届いていないのか、草が生えたり、ビニールシートを張ったりして、あまり美しくないという町の声を聞きます。この事業も5年続けば、約1,100万円という高額になります。

そこで、長期的に考え、町内外からも美しさを求めて見に来ていただけるような事業に、また、子供たちと地域の皆さんが交流できるような事業、違った新しい取り組みに見直していくことが必要と思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。お聞きいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の基金に関連をして、自主財源の話がありました。今、午前中も申し上げましたように、大変厳しい経済環境の中、または、地域では、まだまだそうはいっても情勢厳しいですよと、町民税の見直し等についても報告させていただきましたけれども、個人、法人含めて、そういう、延べで言いましても、そういう状況の中で、かるうじて今日までいろいろ、固定資産税については償却資産等がいろいろ、やっぱり今まで、それなりに私は努力してきたと思いますが、そのことが若干の、今回もプラス、支えてくれておるといふ、今、固定資産税はプラスを見込んでおるといふのは、そういう一つの今日までの流れがあるということも、ぜひ御理解をいただきたい。大した金額じゃないけれども、やっぱりこれは、そういう努力を我々もまだやっていかなきゃいけないなということを改めて考えておるところであります。

それから、フラワーベルトの今、話が出ました。事務事業の評価をさせていただきながら、御指摘ありましたように、いろんなボランティア活動として、子供たちも含めて、今、いろいろ協力をしてくれておりました、一つの大きな地域と学校とが連携をしてやる大きなイベントにもなっております。

問題は、おっしゃるように、メンテナンスをどういうふうにしていくかと。この辺はまだまだ知恵を出していかなければいけないところかなというふうには思っておりますし、平生のイメージアップを図っていくという観点から、どういう形がよいのかと。この辺はいろいろ見直しをしながら、改善すべきところは改善をして取り組んでいくというふうにしていければいいというふ

うに思っております。

いずれにしても、生涯学習推進協議会の皆さんの御協力で取り組みをさせていただいておりますので、これからも、改善点は改善をしながらやっていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） ぜひ、改善の方向に向けてお願いいたします。

これだけではなく、ほかの継続事業に対しても検討し、少ない予算の中で有効に活用していただきたい。この町が過疎化、孤立化した町には絶対にならないように取り組んでいただきたいとお願いいたします。

要望で、質問を終わります。

.....

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、岩本議員のほうからも26年度の予算組みについての質問がございました。私のほうからも新年度の予算編成について質問いたします。

町長は就任以来、対話重視による協働のまちづくりを目指し、町政のかじ取りを担ってこられました。平成23年には、自身で手がけられた第四次総合計画で、今後の平生町の長期的展望と方向性を示されました。『人とまち「きずな」でつなぐ元気な平生』という町の将来像に向かって努力されているところです。これまでも、限られた財源の中、耐震化を含むインフラの整備や福祉、教育の充実、財政の健全化など、多岐にわたって町政運営に手腕を振るってこられました。

今年度の予算編成は、4期目においては最後の予算組みとなります。これまで実現できたこと、現在進行中のもの、いろいろあると思いますが、この12月には任期満了を迎えられます。現時点までの総括と、新年度の予算に込めた思いをお伺いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 予算編成に関連をして、どういう思いを込めて、この新年度予算をつかったかと、この15年間を振り返りながらの質問ということ、今いただきました。

本当に、たってみればあつという間だというふうに思います。事業を振り返って、最初の平成11年からずっとひらい出してみると、新規の事業だけで二百四、五十事業やってきておる、今、リストを事務局に言って、ひらい出してみたくれということでしたら、二百四、五十件ぐらいあって、随分といろいろ、特に、経済状況が大変変化をしてくる中、しかも、その中で少子高齢社会が進展をしてくる。一方では、安全安心なまちづくりをしなければいけないということで、ハード、ソフト両方の面に対応していかなければいけないということで、随分職員も一生懸命頑張ってくれたと思っておりますし、そして、議会の皆さんの御理解と御協力をいただいて、本当に今日までこうしたまちづくりを進めてくることができたというふうに思っております。お

礼を申し上げたいと思いますし、今回も、予算の編成に当たっては、今言いましたように、第四次総合計画というものが大前提としてありますけれども、今年度は特に「協働で 未来を拓くまちづくり」と、こういうことで大きなテーマを設定さしていただいて、この予算編成に取り組んでまいりました。

1つは、今回、大変厳しい財政状況にありますけれども、2つあると思います。1つは、参加と協働のまちづくり条例。これに基づく協働推進プランの具現化を図るために、参加と協働のまちづくり事業を今回計上さしてもらった。地域の夢プランの策定、人材育成、まちづくりの支援、こういった事業が契機となって地域コミュニティの充実が図られるように、そしてまた、地域での課題解決に向けて取り組みが進むようにということで、今回、協働のまちづくり、いよいよ具体的に踏み出していく、そういう決意を込めたといえますか、思いを込めた予算とさしていただいたと。これが1点です。

2点目は、今まででもそうですが、安全と安心を守るということで、引き続きいろんな制度を活用しながらも、今日まで耐震化等々取り組んでまいりましたけれども、特に小中学校、今回もいろいろ補正等、またお願いをさしていただいておりますけれども、26年度で耐震の実施設計を行って、27年度で工事が完了ということになれば、小中学校の耐震化は100%完了をいたします。ぜひ、そういう方向に向けて、今、それに加えて、公民館等の公共施設の耐震化に着手をするということで取り組みを進めさしていただいた。

それから、もう一つは、道路橋梁公共インフラ長寿命化計画をつくってまいりましたが、今年度は、委託料ということでございますけれども、こういった長寿命化に着手をして、将来とも安心な環境の中で暮らしていけるような公共インフラの整備ということで、その足がかりをつけさしていただいたというふうに、大きく1点、2点の思いを込めて、今年度、この予算編成をさしていただいたというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 時代の変化が大きくて、二百四、五十の新規事業を今までされてきたということです。

今回は、特に、参加と協働のまちづくりで、そういった事業をされている。そして、安心安全を守るために、耐震化とかインフラ整備をされているというお話でした。特に、協働と参加のまちづくりですけれど、そのまちづくり事業、これが非常に大事になってくると思うのですが、具体的にちょっとお伺いします。

今、自治会の組織にはいろんな補助メニューがございます。それとは別に、協議会が、今、できつつあるところもありますから、そういった協議会とその自治会というのは、車の両輪に当たりますから、どちらかがあればいいというものではなくて、両方がないとやっぱり地域の自治は

守ってこれないと思います。

そういったものに対する補助といいますが、そういったものをうまく回すようにするために、職員の援助や、そして金銭的なものも要と思いますけれど、そのあたりをどのように考えておられるのか。また、公益活動事業の育成と支援というのも、たしか掲げていらっしゃると思うんですけど、このあたりも住民主体のまちづくりには大きな柱だと思いますけれど、これらに対して、ちょっと具体的にどのように進められるのかお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 自治会の従来支援と、それから今回の参加と協働のまちづくり事業、この辺との関係等につきましては、総務課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、まず、自治会活動の支援につきましては、基本的には今までのものをベースに、今までも拡充も、これも自治会のアンケート等で参考にさせていただきながら、拡充もさせていただきましたけど、引き続き、自治会活動に対しての支援もやっていきたいと思っております。

また、新たな、先ほど町長が申しましたとおり、新たな、このたび創設をさせていただいたものについて、ちょっと簡単に御説明させていただきますと、この協働のまちづくり事業の中で、このたび新たに、地域のそういった課題に対してのプランを策定するようなアドバイザーのそういった指導に基づいての、まあ、我々「地域夢プラン」というふうに言っておりますけど、こういったアドバイザーのものの講師の方に来ていただくための経費、また、まちづくりリーダーの育成の、これもこれからやっていかなくちゃいけないということで、大体5回ぐらい、こういった人材育成の、リーダー育成の講座みたいなのをやってみたいというふうにも思っております。

また、引き続き、県立大学との、そういった額の支援もいただきたいというふうに思っておりますので、まちづくりの協働研究事業、これについては、県立大学とのまた連携でやっていきたいというふうに思っております。

また、その後、そのほかにも、地域元気づくりのそういった取り組みといたしまして、コミュニティ協議会、先ほど細田議員さんもおっしゃいましたけど、そういった協議会の設置等についての運営の経費とか、また、活動経費、この辺のものも予算計上をさせていただいております。

また、元気町づくり交付金といまして、以前の地域のそういった今まで団体とかグループでやって、今までも事業でそういう展開をさせていただいて、今はもう、一応休止をしておりますけど、地域力発揮事業、そういったもののようなものの支援の予算組みをさせていただいております。

今言いました新たな取り組みにつきましては、協働の推進プランの中にございます今後の新たな

な取り組みが7項目ございます。自治組織づくりの支援とか活動拠点のそういった確保と機能向上、地域づくりの支援センターの設置とか、住民提案制度の創設とか地域夢プランの策定支援、まちづくりリーダーの育成、また、それに基づきまして、我々行政職員も一緒になってやっていくような、そういった研修等も含めて、予算組みをさしていただいております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子さん。

議員（8番 細田留美子さん） 昨年4月に参加と協働のまちづくり条例をつくられて、12月にプラン策定、そして、今のような、今年度はアドバイザーの派遣とかリーダーの育成とか大学との連携とか協議会への経費の保証とか、まあ、たくさん組んでらっしゃるということで、これが本当にうまくいくといいなというのが私の感想で、絵に描いた餅にならないように、具現化するためへの道筋をしっかりと進めていかれてほしい。この条例は、住民全体にとって最も身近な条例ですので、緒に就いたばかりの事業の基礎部分の完成が大きな課題になると思います。

私が心配するのは、これまでも、いろんなもので担当職員がかわると、それまで進んでいた案件が進まなくなったり消えてしまったりする経験があります。山田町長任期満了が12月に迫っていますが、この条例の実現の責任をどのように考えられておるか、質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 何とかこれ、絵に描いた餅にならんようにという、今の御指摘でございます。この今年度予算に込めた私の思いも、今、協働のまちづくりに向けての予算の配分についても示さしていただいたところですよ。当面は、まず、この予算を議会の御承認をいただいて実施ができるように、全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 次に、委員会及び審議会の充実について質問いたします。

年度末の現在、各種委員会や審議会が集中して開催されているところです。次の2点について質問いたします。

1点目は、委員会の選任方法についてです。委員会、審議会の人選の問題です。以前にも複数の本会議で、同じようなメンバーで審議することの是非について質問したことがございます。先ほど、河藤議員の質問の中に、バランスをとって、みんなが力を発揮できるようにしたいとお答えされておりました。委員の選出の現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

2点目は、内容のある審議にするために、どういった工夫をされているかを質問いたします。事前資料の配布や会議の進め方など、各担当課で対応が違おうようです。審議内容の充実を図るための取り組みはどうされているか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 委員会、審議会の充実についてということで、委員の構成はどうなっておるか、バランスはとれておるかということでございます。

特に、ちょっと調べてみましたら、審議会等の附属機関、いわゆる意思決定を行う機関でございますけれども、26あります。協議会、委員会、いろいろ意見徴収、あるいは情報などをいただいて、行政執行の補助を行うという協議会や委員会については16機関、両方合わせて42、定員総数で513名ということでございます。

この機関の中、女性の起用、まあ、年齢比とかいろんな、さっきの質問のようにいろんなバランスがあるんだろうと思いますが、女性の関係でいいますと、26機関105名、20.5%、率にしてですね。以前に質問いただいたときは、まだ女性の比率が14.7%ということでありましたから、若干ですが改善をされて、まだまだ改善の余地があるというふうに思っておりますが、女性の視点も、しっかり政策形成に生かしていけるように、引き続き、男女共同参画の向上に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、それに基づいて、今、24年、おとし、平生町審議会等の設置及び公開に関する要綱を制定をいたしまして、こういった選任の基準やそれぞれ会議の公開等を含めて、この審議会の、できるだけ幅広く選任をしていくように、この辺の女性の登用、あるいは、できるだけ任期も考えていきたいと思います、兼務もできるだけ少なくしようというようなことを含めて、要綱を策定をいたしております。これをしっかり、また生かしていかなければいけないというふうに思っておりますし、内容のある審議会といたしますが、審議にするための工夫ということで、今も御指摘ありましたけれども、できるだけ事前に資料が配布できるものは事前配布、そしてまた、会議をスムーズに進行していくために、いろいろ事前に、進行役といたしますか、議長さんといたしますか、その辺とのしっかり打ち合わせということができるよう、今の、この、それぞれ委員会の進行に当たっては気配りをするように、今話しているところでございます。これからもしっかりそういった方針、要綱を踏まえて対応していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、任期とか兼務のお話もございましたし、女性の登用の改善の余地もあるという話を聞きました。議長と事務局の打ち合わせももっとやっついこうという、いいお答えでございましたけれども、いろんな審議会、委員会ともいろんな課がかかわっているわけですね。7課ぐらいがかかわっていると思うんですけど、各課の連携とよく言われますけど、互いが情報を交換していれば、例えば、欠席の委員さん、必ず同じような方が欠席されるというのもあるんです。そういったときに、なぜ欠席なのか、もともと忙しい方で、その会の運営のほうがか忙しくて、とても審議会、委員会に出れないとしたら、じゃあ、別の人を、代理の人を立てるといふことも考えられるんじゃないかとか、そういったベースの部分の情報もしっかり

とられて、お互いの課が連携をされたらそういったことも起きないと思いますし、あと、会議のときに高齢化が進んで耳の聞こえにくい人たちもいらっしゃいますけれど、その担当の職員の声が小さかったり、もしくは議長さんの声が小さかったり、機械を、マイクを持ってきていても使わなかったり、調子が悪かったりというのが現状です。出席する職員もダーツとたくさんいらっしゃって座っていらっしゃるところもあるし、ちゃんと話をどんどん聞きながら、打ったり書いたりされるような職員もおられます。そういったところが、その課によって随分違うというところが見られますので、委員さんの底上げもしてほしいですし、職員の底上げもしてほしい。そして、大事なことを審議したり意思の決定をしたりしているわけですから、これからもっと、今、町長さんが言われたようなところをしっかりと課題解決をしていただきたいと思います。1つの窓口と申しますか、情報交換をしていらっしゃるかどうか、お伺いいたします。7課の課がそれに関係していらっしゃると思うんですけど、各課の情報の連携をされているか、もしくは、されるつもりがあるかを最後にお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、それぞれ委員会、審議会の開催の仕方について、こういうふうに努めてやるようにしておりますよという答弁をさせていただきましたけれども、御指摘のように、各課でこの委員会の持ち方、横断的にそういったことの協議と申しますか、そういうものは余り持たれていないのではないかと私自身は思っております。各課の対応にばらつきがあるということですから、大変スムーズに、しっかり取り組んでいるところとそうでないところというのは、確かに、御指摘のように、現状では御指摘を受けることがあるかもしれません。しっかり、これはもう、課長会議等がございますから、連携をとって、そこら辺の対応の仕方についてもばらつきが出ないように、しっかりこれからしていきたいというふうに思っております。

.....
議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、質問させていただきます。

今、いろいろ、町長の所信表明や皆さんの議員の質問、聞いていましたけど、僕の質問も、内容的には平生町のことを考えて、皆さんと同じだと思いますので、それを考慮して答弁をよろしくお伺いいたします。それといつも言ってるように、私自身言葉づかいや文章もちょっと悪いかから、それを考慮して町長答弁よろしくお伺いいたします。

それでは、一般質問の取り組み状況について質問を、町長の答弁をお聞きします。

一応、2012年の12月と2013年の3月、6月に僕なりに質問したことについて、一応お伺いいたします。

1番目に、第四次平生町総合計画について、その中の項目で平生町まちづくりの活性化、2カ

年の平生町の総合計画、3番目として3年目の実施計画、そして2020年の平生町。

それと大きな項目の2番目として、住民との協働の推進について、コミュニティ活動の支援の強化。

それで3番目に、平生町の活性化の取り組みについてということで、私たちのまちの活性化。

4番目に山田町長の町政運営について、快適で住みよいまち、活気に満ちた明るいまち。

一応、これらの進捗状況をそれぞれ項目ごとに実行・改善されたこと、今後の取り組み、計画及び予算なり反映されているか。また、各担当課に、これらのことをどのように指示及び指導されたか。町長の1年間の取り組みを一応お聞かせください。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大きく分けて4点の質問で、それぞれ今日まで御質問いただいた件について、その後ちゃんとやっちょるか、どういうふうになっておるかということだというふうに思います。

第四次総合計画でございますけれども、これは、まちづくり活性化、2年目の総合計画、3年目の実施計画等々、質問をいただいております。

主に総合計画で掲げておる将来像の実現は、それで可能かというのが一番の狙いだったというふうに受けとめております。

先ほども言いましたように、予算の編成に当たって、これらの総合計画を下敷きにして、事務事業の評価、反省点、改善点、こうしたものをしっかり整理をして、予算を行っておりますし、毎年こういったものを積み上げていながら、この総合計画の基本を踏まえて、これからこうした編成をやっていくということで御理解をいただいて、その積み重ねが将来像の実現ということにつながっていくというように思っております。

それから実施計画につきましても、けさほども申し上げましたように、今年度で実施計画といえますか、中期の、5年ごとの計画の見直しについても、来年度、ちょうど今年が3年目が終わりますから、来年度26年度から後期計画の策定に向けて準備を開始をしまいたいというふうに思っております。総合計画10年間の計画ですから、いろんな社会情勢の変化を踏まえて、そうした柔軟に対応していくという立場からも、前期・後期の計画を策定をし、それに基づいてそれぞれ実施計画を実施をしておるという状況でございます。まさにその後期計画に向けて準備を進めていきたいというふうに考えております。

それから、住民との協働のまちづくりについては、先ほどからお話をさせていただいておりますように、宇佐木、大野の2地区でコミュニティ協議会の設立に向けたいろんな準備が、今、地域での話し合いが進められておるということで、あわせてこの関係する協働のまちづくり事業についての新たな予算計上ということもさせていただいております。

それから活性化の取り組みについては、活性化の対策が必要ではないかということでございまして。私申し上げましたように、平生町もそうですが全国の自治体にも共通して活性化の取り組みというのが必要になっておる。特に人口の減少、それから高齢化の加速的な進行というような状況等で、大変厳しい雇用情勢ということも踏まえて、こうした活性化の取り組みを、これはまあ地道ではあってもしっかり取り組んでいかなければいけないということで、第四次総合計画を着実に実践をしていくということが、平生町のまた活性化にもつながるんだというふうに思っております。そういうことで活性化の取り組み。

それから、町政の運営についてということで、快適で住みよいまちづくり。これは、空き家に関連をした空き家対策の質問でございました。

その後、御承知のように、空き家については、廃屋対策連絡、庁内の会議を開催をさせていただいて、御指摘をいただいたあそこの水場の廃屋については、その後倒壊をしまして、今は瓦れきの撤去を求めているという状況でございます。

相続人に対して、現状の報告と除去を求めているというのが今日の現状、ただし20人を超える相続人がおられるというようなことで、相続放棄もされているんですが、そうはいつでも民法上の管理義務があるわけですから、引き続き撤去を求めているというふうに思っております。

また、国のほうも空き家対策の特別措置法案ということで法案が準備をされて、何とかしなきゃいけないという、やっぱり上のほうも、状況になってきておるようでございますので。新年度から建設課においても、そういった班体制の組織を少し見直して、建築基準法に係るこういった問題等についても、積極的に取り組んでいくということで対応させていただきたいというように考えております。

それから、活気に満ちた明るいまちということで、当時はちょうどまだメガマートがまだ、そのまま空き店舗で残ってありましたんで、何とかせえという、6月の時点で、去年の6月時点で、ちょうどその時点では、実はもう水面下でいろいろ協議をしておりましたが、まだ発表できる段階でなかったということで、その後、8月にナフコが進出ということになりました。しっかり企業にも協力をいただいて、地域の活性化につながるように、若干の雇用面での改善にもつながったのではないかなというふうに思っております。

ただ、去年は、本当にこの平生工業等の解雇等もありまして、かなり大きな影響もございました。再就職に向けてのハローワーク柳井との連携、企業訪問こういうものも、今続けて行っているところでございます。

また、平生町の工友会の皆さんとも情報交換をさせていただきながら、取り組みを進めさせていただいております。

いろんな医療関係、医院の関係につきましても、継続的に使用していただくような御協力もい

ただきましたし、今ちょうどまた、向こうにも病院の寮を建設をいただくということで、この4月からまた若い人たちも入寮してくれるのではないかなというふうに思っておりますし、こういったことも地域の活性化につながるように、あるいは将来の定住につながるようにということで、きのうは看護学校の専門学校の卒園式もありました。そこで、よく県外からもたくさん来られますんで、しっかりそのことが、町の将来は、それこそ婚活も今から柳井広域圏でやりますけれども、婚活事業等やりながら、できるだけそういう機会をつくるから、ぜひ定住をしてもらうように、皆さんにも協力お願いしますということを、きのう、実は申し上げてきたところでございまして、機会あるごとに、そういう取り組みも進めていきたいというふうに思っております。

以上4点にわたって、それぞれ御指摘をいただきました、その後そして現況について御報告をさせていただきました。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応、町長大まかにちょっと答えられましたけど、単純に、細かくちょっと、もう一度お聞きさせていただきます。

平生町のまちづくり活性化や2カ年の総合計画いろいろ言われました。それで、そのときに近隣の市町と連携をして広域的な観光ルートの構築を図ると、それがその後どうなっているか。

それと、基本計画でも110事業いろいろ言われまして、完了事業はないということと言われましたけど、まだ完了事業はゼロなんですかということと、それと、5つの基本目標を10年間で達成することで大きな目標と言われて、これが達成すれば住みよさが実現できると言われましたけど、着実にこれが実践できているんですか。単純に住みよさが本当に実感、僕自身は湧かないです。これもお聞きください。

それとコミュニティ活動の支援強化についてでも、町の職員も問題意識を持って住民と信頼関係を築くことが大事だと思われましてけど、この町民と職員、どういうコミュニティって、信頼関係をされているのか。

それと、自治会の基盤強化に対しても、基準を改正して、統合費の助成や統合に向けての取り組みを支援すると言われましたけど、どのように支援されたり、どのように基準を改正されたのか。

また、各活動団体の活動をしっかりと地域に定着していくように支援すると言われましたけど、支援された団体があるのか。

それと、平生町の活性化の取り組みについてもですけど、町は活性化が必要であり第四次総合計画を着実に推進していくことによって、町及び地域が活性化になると言われますが、第四次総合計画だけで、今町長が言われたように、本当に町が活性化になるのか。

それと、活性化が必要だと思うのは町民共通の思いであると言われてはいますが、これらのこと

を各地域に出て行って懇談会を開いたり、町民との話し合いをしたり、町民の声を聞く考えはあるのですか。

その他、快適なまちづくりでも、先ほどいろいろ言われましたけど、曾根のあれも一応、それは今スクラップのような格好でシートかぶしてあります。そのシートももう破けたような状態でぼろぼろになっています。そして現状では大変厳しい、いろいろこの前言われましたけど、「厳しい厳しい」と言ってじっと見ているだけじゃもう何もできないと思います。だから今、先ほど町長も言われたように、いろんな話し合いをされたと言われましたけど、単純にそういういろんな話し合いを、平生町独自でそういう条例を、この前から言うように条例をつくって、平生町独自で本当にできないのか。

その他の地元企業や商工会に対する振興でも、最大級の努力をすると言われましたけど、最大級の努力ってどのような努力かそれもお聞かせください。

それと今、町内主要企業に訪問活動をどうじゃこうじゃ言われましたけど、年に2回実施してるっていうことを昨年も聞きましたけど。単純に私らが企業訪問行ったときに、会社が柳井市は訪問しに来たけど平生町は来なかったと言われましたけど、その主要企業ちゅうのは、どこどこなんですか、それもはっきり聞かせてください。

ということで、とりあえず大まかな4点よろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後2時15分から再開いたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） それぞれ、担当課長から答弁いたしますが、総務課長、総合政策課長、建設課長、経済課長から答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） それでは、まず初めに、自治会活動の支援等で、統合をされて、自治会の統合等の拡充事業で交付金の支援を今までもやっておりますけど、今までに平成22年に土手町東の4区と5区が統合されて、それに助成をいたしております。

また、自治会連合会についても、平成22年度に佐賀地区、曾根地区2地区で連合会の設立についての助成の交付金を、そういった交付をいたしておるところでございます。

また、職員の取り組みにつきましては、今までにも幾度となく「協働のまちづくり」についての全職員の研修会もやっておりますし、また、今、大野と宇佐木でそういった懇談会をやってお

りますけど、地区の職員については、ある程度、ほぼの大多数の職員が出向いて、汗をかいて一緒にやっておるといふうに私は思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思えます。私のほうから2点についてお答えをいたします。

まず1点目として、広域観光ルートづくりについて、その後どうかという御質問でございました。現在、柳井広域の1市4町で構成します柳井地区広域行政連絡協議会の観光部会におきまして、広域の観光ルートづくりに着手しております、現在進捗している状況でございます。

それと2点目でございます。

第四次総合計画の実施計画書の平成25年度からスタートいたしましたものでございますが、今回は120の事務事業を掲載いたしております。その中で終わったものはないかという御質問でございました。昨年の6月の定例会では113の事業については着手済みで、着手していないものが7つの事業ということでお答えをいたしました、現状については、未着手の事業につきましては、若干ではございますが、動き始めている状況でございますが、完全にスタートしたとはまだ言いきれない状況でございます。以上です。

議長（福田 洋明君） 藤田建設課長。

建設課長（藤田 衛君） 空き家問題について、平生町特有の条例はできないのかという御質問であったかと思えます。

御承知のように、今、これは町民課の関係になりますけれど、快適な環境づくり推進条例というものもございませう。これに基づいた対応もできるものというふうには思っておりますし、それから、先ほど町長が申しました「空き家対策特別措置法案」というものが今、国会で提出されるという見通しでございます。

法案の骨子が、これは「空き家対策に関する施策を総合的に実施するための空き家対策計画を定めることができる」、あるいは「空き家の有効利用に向け、住民・学識経験者で構成する協議会を組織することができる」それから「税務調査等の立入調査権の付与」、あるいは「所有者に対し、危険除去や修繕命令ができる。従わない場合は、行政代執行を実施できる」それから「空き家を更地化した場合の固定資産の軽減措置を講じる」と、こういった内容のようでございます。

こういった法案を見据えて、建設課として対応できることを検討してまいりたいというふうには考えております。以上です。

議長（福田 洋明君） 岩見経済課長。

経済課長（岩見 求嗣君） 経済課のほうから主要な企業や事業所の訪問活動を行っておるといふうに先ほど町長も申しましたが、その訪問先についてということの御質問がございましたの

で、お答えしたいと思います。

平成25年度に、主な主要企業とか事業所の訪問活動を展開をいたしました。さきに平生町工友会との意見交換を年2回程度行うと言っていますが、工友会は7社ございます。町内7社がでございます。

次に、事業所の訪問を毎年実施しております。昨年度も今年度も行って、毎年継続して行っておるんですが、前の年と今年とはかえています。その辺はおわかりをいただきたいと思います。町内企業12社回っております。それと、町外、柳井市とか下松市とか、そういうところを回っておりますのが3社ございます。で、町長と一緒に、そのうち、15社のうち、町長も一緒に出かけていったのが、そのうち5社ございます。

それと、従業員数につきましては、新たにできた事業所も含まれますが、1人から、大きいところでいえば200人を超える事業所までがバリエーションがございます。以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません。今、一応それぞれお答えされましたけど、改めてもう一度町長にお伺いしますけど、第四次平生町総合計画にしても、一応、前期あれが来年度ですかね。前期基本構想が2011年から2015年、朝の町長の説明では、今年度、来年度から後期に向けて取り組むことを言われましたけど、最終的には町長が立ち上げた第四次平生町総合計画ですので、この総合計画に関しても後期を一応、そういうのを立ち上げるということは、山田町長みずからが後期基本計画を策定するつもりでおるんですよね。

それと、最終的には実施計画にしてもそうなんですけど、3年ごとに結果出すようなことを書いてありますけど、期間も一応3年間、今年度で経過しますよね。それで、それに対しては、報告は今できればあれだけ、できなかつたら後でゆっくり、そういう3年間、こういう実施計画で取り組んで、こういう結果が出ましたということをお聞かせください。

それと、住民と協働の推進についても、最終的には、町長がいつも言われるように「本町のコミュニティ活動支援強化は協働のまちづくり条例が一番だと思います」と言われていますけど、その考えと根拠をもう一度具体的にお聞かせください。

それと自治会、いろんな会場で説明会いろいろ毎年やられていますけど、極端に言ったら、そういう苦情やいろんなそういう、その聞くんじゃなしに、もっと中身があった自治会勉強会を開くようにできないものか、それも一応お聞きします。

それと平生町の活性化、取り組みについても、地域活性化は地域のリーダーを育てること、それと発信力をしっかりつけることと言われてますけど、これらに関しても先ほどからリーダー育てること、いろいろ予算をつけていろいろ言われましたけど、もう一度具体的によろしくお願います。

それと、快適なまちづくり条例でも、今、建設課長からいろいろ言われましたけど、極端に言ったら、そういう条例ちゅうかいろいろ考えで、やれんこともないような、僕はちょっと聞いたんですけど。だから今までより一步踏み出すという格好で、やはりこのままほっといたら最終的には平生町も環境も悪くなりますので、一步踏み込んで何か一つでも今回こういうのやってみようということがありましたらお聞かせください。

それと今、町内主要企業もいろいろ言われましたけど、毎年じゃなしに、1年ごとに行かれるような言い方もされましたけど、それじゃなしに、それやったらもう毎年十何社ですか、さっき言われた、毎年そういうように平生町の企業に関しては、そういう訪問できないのか。やはり、行政さんいろんな町長以下みんなが、役場の人に来てくれたらまた企業も頑張ろうという考えもそれは湧くと思いますので。今回はこの企業行ったから、来年は今度は別なところ行こうじゃなしに、この前の回答では、企業を年2回回ってると言われましたけど、年に2回行かんでも1回でもいいから、年に1回ですか、やはりそういう主要企業、今十何社といわれてる、一応一人でもどうだこうだ言われましたけど、その割にはこの前僕らが行った企業に関しては平生は来なかったと何で言われたのかなと、一応それは疑問に感じてます。

この件に関して最後の質問ですので、町長よろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合計画の見直しですが、先ほども言いましたように10カ年の総合計画でありますから、前期後期の見直し、情勢を踏まえながら、そこも柔軟に対応していこうということで、後期計画について少し検討していく時期に来ておるということを申し上げたわけでございます。これは、しっかり、総合計画を実践をしていくという観点からの取り組みでございます。どうぞよろしくお願をいたします。そのことが地域の活性化につながるというふうに申し上げておりますように、そういうことで取り組みを進めてまいります。

それから先ほどからいろいろおっしゃって、このままほっかっちゃんおかれんというふうにおっしゃって、まさにそうであるがゆえに協働のまちづくりを今進めております。地域の課題等々、以前はそれはもう想定されなかったような事態がいろいろ地域でも有害鳥獣の問題含めてそうですが、いろんな課題、空き家の問題等々、本当に地域で解決をしていかなければいけない課題が次から次へと出てくる。

そういう中で、本当に地域で対応していかなければいけない組織、これどうあるべきかということで、まさに推進協議会、コミュニティをしっかりしていこうと、あるいはまた、行政と地域とが力を合わせて、それぞれの持てる力を発揮をしていこうということでのこの条例であり、推進プランであるというふうに御理解をお願いしたいと思います。

行政協力員会議等につきましても、おっしゃるようにできればだんだん年々進化をさせていき

たいという思いはあります。ただ先ほども言いましたように、実態として、それぞれの自治会は高齢者の方が多いし、7割は輪番制で交代をされておるとい状況ですから、こういった方々に対しても、しっかり町の今の行政協力員さんの任務 行政と地域のパイプ役としての役割 こういうものもしっかり説明をしてあげながら、自治会活動費もこういうふうにあるからしっかりこれを活用してくださいよという説明をさせていただいております。

おっしゃるように、しっかりいろいろ研修やったり、深めていければ一番いい。で、そういうことは、今度は逆に、今言うコミュニティ協議会を通じてしっかり地域でそういったリーダーの育成というものを、まさに、より大きな範囲で考えていきたいというふうを考えております。

大体そういう感じで御答弁にさせていただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、次の質問に移らせてもらいます。

一応、我が町平生について、平生の魅力について、一応お聞きします。

「平生は魅力のある町と思いませんか」ということで、平生町周辺の市町は、田布施町は桜まつりで田布施川周辺、上関は鳩子の湯で温泉、柳井市は白壁の街並みの歴史の町、周防大島は自然の豊かな島で近年人口も増加しています。と、それぞれ、何か一つ人を集める、呼ぶ魅力、要素を持っています。

平生町は自然、海、山、島等、自然エネルギー、風車、太陽光、企業祭と要素はあるが、企業祭は1日だけ人を集めているのが現状で、何一つ魅力はなく、周辺の市町の通り道、通過点になっていて、平生に人を呼ぶこともできないと私は思っています。

平生町の魅力について、町長の考えをお聞かせください。

一応、参考としていえば、観光とは、ということで、観光の「光」は「人々の暮らしと知恵」ってということだそうです。それと「観光」とは、「人々の暮らしや知恵を見るということ」だそうですので、あくまでも人々の暮らしですので、こういうのがきちとなれば、私らもそういう暮らしもよくなり、平生町の魅力もだんだん開けてくるだろうと思いますので、町長よろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平生は魅力のある町だと思います。そのことは、何一つ魅力ないという、少しそれは認識が違っているというふうに思っております。

あれもない、これもないというマイナス思考じゃなしに、今あるものをどう生かしていくかという、まさにこの観光とか活性化というのは、プラス思考でやっていくというのが一番、私は、スタートだというふうに思っております。

平生のいろんな、先ほどおっしゃいましたように自然も、それから豊かな歴史、自然エネル

ギー、産業まつり等々、御指摘をいただいておりますけれども、観光協会も含めてそうございますが、それぞれの分野で、今一生懸命何とか町の活気が出るように、また、観光もいろんな開発ができるように、皆さんが頑張っていたら私は思っておりますし、ある程度、これはしっかり取り組んでいかなければいけない課題だというふうにも思っております。

しっかり、ある資源を、地域資源を活用、生かしていく、それをしっかりお互いに大事にしていくという取り組みも必要なんではないかなというふうにも思っております。

先ほどから観光の広域ルートのような話も出ておりましたけれども、1市4町で、やっぱり、これはどこでもそうなんです、例えばそれじゃ田布施だけ、柳井だけで、じゃあ、ここでこれをやりましょうということもそれは必要だけでも、地域全体がやっぱりよくなっていくことによって、その地域がそれぞれよくなっていく、底上げをしていくということで、この広域観光の問題や、あるいはこの広域でいろんな、今、活性化についての首長等も協議会を持っております。そういう連携を図りながらやっていくと。

本当にちっちゃなことですが、阿多田交流館もあれはもう5万人の方々に来ていただいております。極めて限られた、いってみれば資源です。興味のある方しか行かんかもしれんけども、本当に足を運んでいただいたり、そうやって子供たちにとっても一つの大きな刺激になっておる、そういうものをやっぱりみんなが大事にしていく。あるものをしっかりこれから生かしていく、足元の資源、我々自身が気がついてない部分もあるかもしれない。そういうものをしっかり生かしていくように、お互いにそうした知恵を出し、磨き上げていく努力というのはしていかなければいけないように思っております、まだまだ平生町は魅力のある、捨てたもんじゃないというふうにも思っておりまして、お互いに頑張っていきましょう。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 町長の考えよくわかりましたけど、魅力があっても人が集まらなかったら、ぼくは同じと思いますけど。一応、僕も先ほどから、一般質問でいろいろ取り組みについて、内容をしっかり検証、実行しろと言いましたけど、こういうのをきちんとしたら恐らく平生は、今町長が言うように魅力が見えてくるだろうと思います。

そして、今言われるように、今あるもの全てを生かすことから始めることだと私も思います。それには町民との話し合いや声をやはりしっかり聞いて、平生の魅力、やっぱり町民がそういうふうにと考えたら町民も恐らく協力してくれると思います。そういうことをやることも一つの方法だと私は思います。

先ほど言われたけど、僕も例として、これ、僕の単純に考えたことだけなんですけど、今、佐賀の田名地区を中心として、歴史、古墳、海と自然エネルギーのゾーンの考えをしたらどうかと。今言うように、回天碑や神花山古墳、それに、その横に阿多田交流館、いろいろあります。しか

し、これ自体では人を呼ぼうというてもなかなか、さっき言われたように、立派な阿多田交流館があっても人が来ません。

だから単純に駐車場の、神花山古墳の駐車場に桜やなんか木がちょっとこ、人が集まるようなこ、ちょっと、あれ、先ほど、花いっぱいいろいろ言われましたけど、そういう予算をちょっとでも回して、河津桜か、この前、先週ちょっと行ってみましたけど、普通の日でもものすごいんですよ、上関。県外ナンバーが。

だから、そういうふうになんか人が集まるような工夫をしたら、せっかくの空き地ですので。あそこ僕いつも行っても車はとまってません。だから人を呼ぶ、そういうふうになんか周りにツツジやちょっと桜の木を入れたり、桜はあれやったら河津桜でもいい、そういうのを植えてみて、そして向こうには、県の施設ちゅうか海の公園のようなのちょっとあります。だからああいう散歩道をいろいろできると思います。

それと、神花山古墳自体をずっとジョギングコースとか遊歩道に整備して、皆さんが歩いたりできるようにやったら、やはりあそこを拠点として、観光看板を立てて、次はどこですってしたら、あの周りには白鳥古墳や岩田遺跡やいろいろあります。だからそういう考えでやって、最終的には平生の交流館でお土産でも買って帰れるような、そういう考えでやってくれたら人も集まるだろうし、単純に物があっても、今現在ほんとに生かされてないんですよ。ただあるだけ。それで、今言うように神花山古墳、あそこの周辺にしても駐車場は総合政策課、トイレは経済課、それであの山の古墳は教育委員会か、課がばらばらで、極端に言ったら、ほんと先ほど言われたように連携されているのかなと。連携されとったら、やっぱり一つにきちんとして、そういうふうになんか人を集めるような、そういうあれができないか。

ということで、そういう考えと、先ほど言うたように、町民の意見を聞いたり、そういう平生の魅力について町民と話し合いができないかというこの2点を町長よろしくお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど御答弁させていただきましたように、それぞれ持ち場で今一生懸命頑張ってくれておりますので、そういった、あるいは若い人たちも、今、元気を出して頑張ってくれてますから、しっかり支援をしていくということで、これからも引き続いて取り組んでいきたいと思っておりますし、いろいろ、今、御提言をいただきました。御意見については、十分また受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 暫時休憩します。

午後2時39分休憩

.....
午後2時40分再開

議長（福田 洋明君） 再開します。

久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ちょっと、今いろいろ言われましたが、最終的には、僕は、平生町は魅力ないということは、人が集まらないから魅力がないという考えなんです。魅力のある設備は、それはあります、あちこちに。あるけど、単純に今のやり方やったら、ほんと企業祭のときだけが集まってくると。そういう考えで、魅力がない平生町と言っています。

次、ちょっと質問しますけど、けさほどから財政、いろいろなこと言われています。厳しいのは、それはわかります。しかし、はっきり言って我が町にも優秀な人材は、先ほどから町長言われたようにようけおります。

先ほどから同じこと言うんですけど、町民みずからが平生のことを、魅力を考えたら、本当金もかけないで、ボランティアで僕はできると思います。

だから、そういうことを町民みずから立ち上げた場合は、恐らく柳井や田布施、上関には負けない魅力のある平生町になると僕自身は思ってます。

しかし、これらの人材を活用するにしても、今までの、先ほどから委員会や審議会いろいろ言われましたけど、やはりそういう人選、そういうことをやはり考えていかなければならないし、やはりどこ行っても同じ組織ちゅうか、何もかもマンネリ化ちゅうことで、そのマンネリ化から脱却する時期でもありますし、これは私たちも同じ考えなんですけど、やはりそのマンネリ化から脱却しなければ、恐らくあすの平生町は僕自身には見えてこないだろうという考えであります。

だから、これらのことを考慮して、はっきり言って活動していない名ばかりの委員会、審議会を整理できるものは整理し、必要がある委員会らを立ち上げ、町民と一緒に考えることは一応できないかと。例としては、先ほどから言うように「平生町のあすを考える委員会」やそういうのを立ち上げて、平生町のことをあと10年先、2020年のことを考えるちゅう、そういう委員会は立ち上げられないかと。だから、こういうのを立ち上げて、町民と一緒に話し合い、いろんな計画づくり、アイデアやプロジェクトをつくっていったら、平生町も今以上に活性化、魅力のある町になると思います。だからそういう考えはないのか。

それともう一つ、僕がちょっと不思議に感じたのは、平生町に町の情報や観光の発信ちゅうのが、そういう「おもてなし」が僕自身ないのではという気もするんですよ。一応去年は、全国各地から約300人以上の方が、太陽光発電所の見学で、我が町平生に来られました。

そして、特産品センターの2階の会議室で説明会がありましたけど、椅子の上にはその発電所の資料のみで、我が町の情報を発信するようなパンフレットや観光のあれなんかは全然なかったし、せっかく全国から集まってこられたんじゃから、平生町のことを知ってもらうためのいいチ

チャンスだろうと思うのに、何でこういうことがないんだろうかと私自身は疑問を感じました。

ということで、町長、この2点について、町長の考えをお聞かせください。最後ですので、よろしく、わかりやすくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、ほんと、やっぱり人材だと思います。いろいろまちづくりを進める、こういった活性化の取り組み、観光の取り組みにしても、やっぱりそういった担っていく人というのをやっぱり我々も大事にしていきたいと思うし、けさほどからも言っておりますが、起業 業を起こす 取り組みをされておる方もいらっしゃいます。現実にそういう方がいろいろ今回も支援をするようにしておりますけれども、そういう芽を大事する。今回の産業まつりにしてもそうですが、若い人たちが企画をして、一生懸命やってくれる、そのやっぱり知恵とエネルギーっていうのは、ほんとに大事にして、これからの平生町の力にしていかなければいけないというように思っておりますから、町としてそういう支援をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

町民ともいろんな話す機会はあります。ありますから、いろんな、先ほどおっしゃったように委員会だけ、委員会もいろいろ整理をせいという話がありますが、しっかり中身を十分審議をしながら、この決まりで設置をしなければいけない委員会等々もたくさんあるわけですから、それはそれとして、協議ができる場をいろいろこれからも折に触れて考えていきたいというように思っております。

それから、太陽光にいろいろこの前から見学者が東京のほうからもお見えをいただくということで、これも一つの大きな本町にとっては、財産になってるというように思っております。その辺についての対応については、総合政策課長より答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思います。

メガソーラーの視察につきましては、全国から約300人の方が、今年度お越しになっておられます。事業者のほうから視察に際しまして、町の観光パンフレットを必要部数欲しいと言われましたので、予定される人数分は、その事業者のほうにお渡しをしております。実は、その視察の説明会のとき、どういうふうになったのか、私は承知いたしません、町としてはせっかくの機会ですので、PRできるよう対応した状況でございます。以上です。

.....
議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

けさ、普通どおりにというか6時前に起きて、新聞読んで、議会の資料を見ながら「ああ、定

例会ちゅうのはいつまでたっても緊張するもんだなあ」と一言自分でつぶやいて出てまいりまして、なんぼやってもやっぱ初日ちゅうのは緊張するもんです。これで自分の一般質問が回ってくるまでずっと、やっぱそんな気持ちであります。

それで、私、今回2月27日に通告を出しました。予算書の勉強をするときに、昨年の資料を引っ張り出しておいたら、ちょうど昨年の通告書が出てきたんですよ、一般質問の。それで大体同じです。

防災対策についてちゅう、防災対策の見直しの状況、町内で想定される災害に対応する訓練について、町の災害対応と訓練について、これが災害のところです。

それから、基礎学力の向上と、今度やってますけど、学校教育の充実についてで、学校と家庭の連携の現状、土曜日を活用した連携強化はできないか、学校と家庭の連携を支援するための支援員を配置した取り組みができないかという質問を3月にしております。

この執念は変わりませんで、今回の質問につながっております。

まず第一に、いわゆる平生町の地域防災計画っていうのを今度つくりましたから、随分進んだとは思いますが、昨年から進んでないなあと思うことがあるんです。それは行政組織としての独自の訓練です。災害対策を、例えば、災害対策本部を設置するための訓練、それぞれの災害に対応したそれぞれの訓練があると思うんですが、この計画を見ると、マニュアルをつくりなさいと裏に書いてました。この取り組みがどのようにされてきたのか。

もう一つ、住民の緊急避難時への対応。これは、昨年からいろいろ災害が起こりまして、いわゆるそのときの首長の対応がいろいろ問われてきております。伊豆大島のときには、両方いなかったとか、なぜ災害避難指示を出さなかったとか、いろいろ問われておりまして、防府の市長さんが、防府の大雨のときのことを新聞に投稿しておられて、「そう言われても簡単なものじゃない」と。合併してどんどん地域は大きくなって、それぞれの首長に、一つ一つ集中的なゲリラ的な大雨の避難指示を求めても簡単じゃないと。どうして職員をそこに行かせることができるかというような、いろんな嘆きの言葉も読んだりしましたが、この避難時の対応の要領というのはどのようにされておるのか。これもマニュアルをつくりなさいとこの中に書いてあります。ちょっとこれについて、まずお伺いしておきたいと思うんです。

それから、この防災計画ができましたが、これをどう周知していくかという問題が、次のテーマとして出てくると思うんです。これは今からだと言われればそれまでかもしれませんが、改善してほしいと思うからこの問題を取り上げてるんですが、今までのやつをちょっとこう、あれを配っております、これを配っておりますって、今度ずっと広げて見てみたんです、こんな調子で。やっぱり、なかなか家にあるかもしれませんがね、これ見て周知徹底したということになるかなあという疑問を持っておりましたら、この計画の周知については、知恵を出してやっていかん

とやっぱりいけんのじゃないかという気がしますから、この点についてのお考えを聞いておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 防災計画に関連をして、行政組織として防災の訓練を含めて、どう対応しておるかという御質問をいただきました。

災害対策本部等についての設置を含めて、最近はなかなか、直近を調べてみますと、平成17年に対策本部を設置をした経緯があります。しかし最近はそれほどまでに至っておりません。

ただ、毎年ここところ、去年もそうですし、台風が接近しますと、大体情報を見て、あるいはまた、これは今年は危ないかなと、ここ数年ちょっと来てませんものですから、そういった、今年はどうかなというんで、対策会議を必ず事前に開催を、対策本部を設置するメンバーできるようにして、情報交換をして、具体的な対応までさせていただいております。これは、そういう情報に接したら、必ずやるようにしております、何かあったままたま首長がおらんかったということがあっても、すぐ対応できるような形にございまして、その辺の対応はできると思います。

それからもう1つは、本町で今、防災対策チェックシートというのをつくっております。これは、各課が皆、それぞれメンバー皆持っております、これで職員の配備状況、それから、今みたいに大きな台風が来そうだったときには会議をやって、それぞれこれを持ってきました、配備状況、関係機関との連絡、被害状況等々それぞれ確認をする事項がここに網羅されております。これによって、応急対策に漏れがないように、必ずこのシートでチェックをするように今させております。

それを踏まえて、この前、県の防災訓練やりましたが、そのときもこれを土台にして、有効にいろんな防災会議やっても活用させていただいておる状況であります。

それから、マニュアルについては、それぞれ土砂災害、水害、高潮のマニュアルができ上がっております。ただ、行政はすぐマニュアルと、こう言うてと言われるんですが、先ほどもありましたように、それぞれマニュアルに従っているいろいろ対応をしていく、いろんな情報伝達等々、避難勧告等の発令があれば伝達をしていくようになるわけですが、いろいろそれはマニュアルに書いてありますが、最終的な判断というのはやっぱり首長が、結局、最終的に避難勧告あるいは指示といった判断をしますので、できるだけ早目のそういう対応といえますか、ある意味では空振りになっても勧告を腹を決めてやるということをしようということは、今庁内でも共通認識として、今持っている状況でございます。

それから、今度の地域防災計画の周知についてでございますが、いろいろ今までもいろいろそれぞれ、マップの配布をさせていただいておりますが、今回こういう形ででき上がりましたので、

住民の皆さんに、まずはパンフレットをつくって、皆さんに啓発をしていこうということで今考えておりますけれども、知恵を出してやれということですから、できるだけこの最近のいろんな被害状況、突発的なものから集中的なものまで、想定外のことも含めてありますんで、この辺を含めているような機会に、ことあるごとにそのことの啓発を行っていきたいというふうに思っております。

また、いろんな知恵があればみんなで出し合いながら、町としても考えていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） ちょっと具体的に想定をして質問をいたしますので。

例えば地震ですね。前にも言いましたが、地震が起きたと。こちらの古い建物はもうだめです。それで倒壊をして、自家発も壊れたという想定をした場合は、どういう対応をされるんですか、その後災害対策本部をつくるときに。そういう想定をして、それなりのマニュアルは、私、絶対要ると思うんですよ。そういう具体的な想定をしてマニュアルをつくられておる。そしてマニュアルをつくったら、今度はそれで訓練せな意味ないんですよ。じゃけどマニュアルがいけないというのは、それをもとに訓練をせんから、出てくることは書いてあるばっかりになると。頭だけで考えておるといことになるんですけど。あと周知のときでも申しますけど、マニュアルをつくって、それに基づいて訓練をして初めて身になると思うんです。この文章を見ても、これはつくづく感じるんですよ。それが一つ。

それで、避難訓練、例えば佐賀から南、秋森、小郡、尾国の辺で大雨が降って、土砂崩れが起きそうなど、避難勧告を出すか出さんかという事態に例えばなったときに、どういう情報の収集をして、どういうぐあいに勧告を出されて、それを徹底をするのかと。そういうことを想定した場合、どうなりますか。

それと、3番目の周知については要望ですが、やっぱりそれぞれの地域で、ある程度想定をして、自治会とも合わせて、それは自主防災組織はそれでいいですが、そこで地域で学習会をすると、訓練をすると、そういったことをしていかなと、これなんぼパンフレット配ったって、むしろこれを見ましたら、行政がやることが書いてあるって感じがするんですよ。ですから、住民周知っていう場合は、それぞれの地域にいろんなことを想定してあげて、自主防災組織と訓練をしていくと、これをしていかないとだめなんじゃないかという気がしますから、その点についてが3点目です。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時15分からといたします。

午後2時59分休憩

.....

午後3時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど具体的な質問いただきましたけれども、総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） それでは、今の御質問についてでございますが、まず、例えばということで、大きな地震が来た場合ということでの想定での電源といいますが、電気がこれが通らなくなったというときの対応といたしましては、基本的には発電機が災害対策本部を設置する可能な発電機は準備しております。ただこれが、津波が来てそのこの地域が水没ということになれば、それも活用できないということは当然予想されます。

ただ、先ほど町長申しましたとおり、先般県の総合防災訓練やりました。これ130機関の連携で取り組みさしていただきました。ですから、やはり一番初めに初動体制が一番大事でございます。そういったことであらゆる災害に対応した、そういった取り組みをまずやるということが大前提となってまいります。

先ほど町長申しましたとおり、まずは大地震の場合は全職員が参集します。その中で災害対策本部を立ち上げて、先ほど言いましたように、町長申しましたとおりこういった防災対策チェックシートこれによりまして、参集の状況とか、また関係機関の連絡の体制とか、また応援要請の用意とか避難勧告とかのそういった対応とか、また災害時要援護者のそういった対応についてとか、いろんな物資のものとか、いろんなことをパトロールもそうですが、そういったことをやっていく中で、今言いましたさまざまな災害に対して即座に対応するようなことで、今取り組んでおるといのが今現状でございますので、いろんな災害がございますが、それぞれ適宜、そういった迅速に対応できるようなそういった体制は、私は組んでおるといふふうに思っております。

以前台風が、以前、かなり、17年ですか災害対策本部を立ち上げて、その以後はやっておりませんが、そういった防災会議は、台風がこちらに近づくという前には必ずそういったチェックシートで確認をさしていただいて、そういった危機管理持って事前にやっておりますので、そういったことで対応ができるんじゃないかと思いますが、これについてはいろんな災害がございますので、スピーディーな対応を持ってやっていきたいというふうに、これからも危機管理を持ってやっていきたいと思っております。

それと、佐賀地区から南でもし土砂崩れ、大雨の場合の土砂崩れとか、そういうった場合とかというようなこともございますが、平生町は当然、縦長に細長い地形でございます。またこの平野部は海拔0メートル、南部とか山側はいわゆる背後地が狭いということで、南については寸断さ

れるということも想定されます。

まずは、職員の避難所の体制を組んで、毎年配置をしております。地元の職員を中心に、例えば尾国なら尾国のコミュニティセンター、それと津波とかそういう海のそういった災害が心配になる場合は、近くの高台のお寺とか、そういったことで今までも対応さしていただいておりますけど、まずはそういったことを考えております。

それと、もう一点、今、毎年地域で防災訓練をしております。佐賀についても全域ではやりましたけど、今後についても自治会単位とか、またそういったことでもやっていきたいと思いますし、25年度ですか出前講座、自治会とかやらさしていただきましたけれど、5団体から出前講座やってくれということで、100人以上の対象でその辺で災害の出前講座もやらさしていただきました。

この防災計画にもありますとおり、避難所に行く場合もありますし、一時避難所といまして、地域で決めていただいたところに避難していただくとか、災害によってはいろんな対応があると思いますので、その辺を粘り強く各その自治会、地区に合ったようなそういった災害の勉強会もやっていきたいというふうにも思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 災害について得るいろんな予測をして、それに準備をしていくというのは、起きるか起きないかわからんからなかなか難しいと。こういうのがあります。例えばちょっとこれ例を挙げて悪いんですが、昨日ですか、国道で交通事故で子供さんが亡くなられたと。あれ見て、ずっと買い物に行って駐車場の車の中で子供が遊び回るっっちゃうのはよく見るんですよね。シートベルトやらんと大変じゃがなということをよく思います。あの車がどうだったか知りませんが、やっぱまさかそういうことはうちはないじゃろうとって、それなりの対応で、たまたま交通事故なんかは確率が高い災害ですから、ああいうことが目の前で起きてくるんですけど、地震とか、土砂崩れを生じるような大雨とかは、なかなか起きないからなかなか難しいというのもございます。

しかし、3・11からもうすぐ3年ですが、起きるかもしれないと、それに備えなさいということでこれを見直せ、見直せっていうんで見直してきたと思うんです。これは国民みんなが、住民みんなが知っていると思うんです。じゃあ、役場がつくったらわたしらどうなるんじゃろうかというやっぱみんな興味があって、どうすりゃあええかっていうのを大まかにはわかったとしても、役場がどうする、私らはどうする、これはやっぱ小さな計画をつくって一緒に行動していくっていうのが一番大事だと思うんです。

先ほどからマニュアルの話が出て、マニュアルができたなら、それに基づいて一遍行動してみると、やっぱこれがないとなかなかマニュアルが正しいかどうか分かりませんし、私は地域ごと

にいろいろな災害を想定して、住民の皆さんと一緒に、マニュアルつくって訓練していくのが一番これの周知だと思うんです。町はそういう計画をどうしてるんだろうかという、その疑問に答えるためにも要ると思いますから、ぜひ大変だとは思いますが、そういった計画をつくって、住民に対する安心できる体制を皆さんに理解してもらえそうな状況をつくってほしいと思うんです。

それともう一つ、これ読んでみまして私はいろいろなこと思ったんですがね。全くわからない言葉が1つと、わかりにくい言葉が何点かと、読めない字が何カ所かと、それと読めない図が何カ所かございました。その話ちょっとしますと、全くわからないというのが、私は自分が学力の不足かもしれませんが、これから先出てくるのかもしれませんがね、道路啓開ってという言葉が出てくるんです、道路啓開。「啓」は「啓発」の「啓」に「開く」。緊急道路啓開という言葉も出てくるんですよ。何だろうかと思って、自分が学力の不足なんだろうね、災害の関係の方は御存じかとも思うんですけど、障害物を取り除くということらしいんです。羽山局長から教えてもらいました。

この言葉が本当にやっぱふさわしいんだろうかと思って広辞苑を調べてみたらね、啓開って、機材、沈船、棒材など障害物を取り除いて水路を開くこと、啓開作業とこう書いてあるんですね。ああ、なるほど、これは昔海軍が使いよった言葉がこのまま災害に今回持ち込まれたのかなという気がするんです。啓開という言葉からそういうことも想像できるんですがね。これはこれで徹底するならよく周知をして、私も知りませんでしたから。それが、できたらわかりやすく道路の障害物を取り除くとかいうように表現をかえるとか、どちらかちょっとされたほうがええんじゃない、これは私の知識不足から出た発想です。

もう一つは、わかりにくかったのは地中の地質度が書いてるの、これはなかなかわかりにくい。これはしょうがないと思って、それはいい。

それと、もう一つ、地震による災害のことをいろいろ書いてましたから見てたんですよ、そうしましたら、中央構造活断層というのが、活断層をずっと見ていて、平生町に関係ありそうな活断層を見て、中央構造活断層というのがこの辺にあるらしいんですよ。石鎚山とかいろんなこと書いてますよ。そしてその後に、本活断層による地震が発生した場合は、周防大島町などの県西部の沿岸地域で影響が大きいと書いてるんですよ。これは多分東部の間違いだと思うのですが、それはそれで直せば済む。それで、この活断層はどこにあるんだろうかということで見よったら、こんな表がありまして、活断層の。これはかなり大きい地震起きますよ、中央構造のやつは、石鎚山からマグニチュード8を予定しちよる、この活断層動いた場合。それどこにあるんだろうかと地図を見たらさっぱりわからんです。さっぱりわからんですよ。まあ山口県の方と線がひいちゃるんだけ見えた。これまあこれだけコピーしたからしょうがないからでしょうけどね。

それと、もう一つ読めなかったのが、いわゆる災害出動要請の場合に、自衛隊のことが書いてあるんですが、これの基地名とか連絡先とか書いてあるが、これがさっぱり全然わからん。読めないです。という中身でございましたから、それは改善してほしいという意味からも、せっかく見せていただいたんですからね。やっぱコピーをして、全く見えないコピーがこの中にあるということなんです。これは改善してほしいと思いますから、気づいたことをちょっとお話をいたしました。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ありがとうございます。改善すべきところは改善をさせていただきたいと思います。3月末に一応、仕上げるということになってますから、その辺も十分、担当のほうともよく、御指摘の点を踏まえて検討させます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 次にまいります。

基礎学力の向上についてですが、この啓開という言葉がこのコンセプトと結びつきましてね、今回。ある意味じゃあ知って楽しくなったちゅうのもあるんですが。やっぱ基礎学力を身につけていくことが大切だということで、教育委員会もそのために学校、地域、家庭での連携を中心に、特に小学校の低学年に対する支援員なども充実していただいて、いろんな取り組みをされておられて、いわゆる状況については共通の認識があると思いますし、私も執念としてどうしてもやっぱ基礎学力だけは身につけて卒業させてほしいというのがあるんですよ。

この取り組みについては全国でも評価をされて、地域の協力体制があるというすばらしい成果も上げられておりますが、ちょっと最近の教育長の考えを聞いてみたいということが1点。

もう一つは、その家庭ですよ。昨年の一般質問のテーマと同じように、家庭とどう連携をしていくかという点で、どうやっぱ腐心をされておるかというのが、一番気になる場所なんです。それで昨年は、具体的に土曜日を活用した提案、家庭との連携とか提案をしてみました。がなかなか厳しい話でございましたが、その後、このことをどのように取り組んでおるか。これは家庭の教育力の向上につながるから始まると思うし、これはつながらんとなかなか難しいと思うんですよ。

特に私が心配してるのが、現在の予測ですが20%近くがクラスの児童生徒のひとり親家庭の状況というのが予測される数字がいろんな情報から予測されるんですよ。そうすると、こういった場合はどうしても経済的な困難というのもつきます。経済的な困難が、子供のいわゆる幼少のところから基礎学力の形成に与える影響というのも大きいと思います。まあ、みんな熱心にやっておられると思うんですが、じゃあそれをどうフォローするかという意味からも家庭とのつながりというのは大事だと思うんですよ、このことについての取り組みの状況をお話をしてくだ

さい。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 昨年3月定例議会で御質問いただき、また6月でも同じようにいただいて真摯にお答えをさせていただきました。それから一生懸命、教育委員会挙げて取り組んでおるところでございますが、改めてこういった新しいことをしましたということがなかなか報告できないというか、時間的にも経過しておりませんから、昨年申し上げたことを、今一生懸命やっているとありますが、やはり全国の学力学習状況調査によって、山口県の結果あるいはまた平生町の結果そういったものが出た感想といたしましては、なかなか一朝一夕に学力というものは上がらない、また、それぞれ毎年受験対象が変わってまいりますから、一概に比較ができないというようなこともありますけど、県平均、あるいはまた全国平均をはるかに超えて秋田県、福井県と肩を並べるというような状況があれば、満面の笑みの状況の中でこうして報告できるんですけど、まあそういった状況にはありませんが、学校として、先生として、教師として日夜頑張っておるところは申し上げておきたいと思っておりますし、私どもも非常に期待はしておりますがなかなか結果が出てこないということもありますので、学校訪問という一つの手段があるんですけど、今、郡内それぞれ3町あって3人指導主事がおります。申し上げたかもわかりませんが、この指導主事中心に教育委員会の事務局の学校訪問、そしてまた教育委員だけの学校訪問、そしてまた県の義務養育課指導班が学校訪問することに我々が同行するというような形で、学校現場に1学期から3学期を通じて入ることにして、それぞれ先生方の指導あるいはまた新しい情報提供、そういったものをしながら子供たちの学力向上に向けた取り組みをさせていただいているという状況でございます。

家庭との連携ということにつきましては、地域協育ネットが大臣表彰を受けたという社会教育の観点でそういった連携をとっていく、平成18年に教育基本法が改正されて家庭教育が位置づけをされたし、地域挙げて総がかりで子供たちを育てようということが地についてきたかなと。そこにはやはり町民の方々に、多数ボランティアっていう形での学校支援があって、その中に最近聞いたり見たりするんですけど、保護者の姿が見えだした。ということはやはり保護者も学力向上に向けてただ地域にお任せ、学校にお任せというんじゃなくて、家庭学習を含めた自分たちが保護者としてどう動かなければいけないかということも多少は認識をさせていただいているのかなと、そういった意味で、我々としてはいろんな啓発をしていかなきゃいけないと思っています。

ちょっと話が横道にそれますが、今、広報に人権コラムっていう形で、人権にまつわるいろんなコラムを出してます。その中で、昨年の7月号に教育の自助・共助・公助という形で、これ私ちょっと執筆させていただいたんですけど、恥ずかしながら。その災害等に関係して、あるいはまたまちづくり等に関係して自助・共助・公助という言葉が盛んに言われております。これを

教育の中に当てはめたらどうということになるのかなというところにポイントを置いて、自分ながら書いたんですけど、やはり家庭学習が自助、共助は地域に力を使った教育、公助はやはり義務教育における学校の学習というような中でこのバランス、どちらにしても最初の自助、家庭学習というよりも家庭という教育力、ここが原点になってくるんですが、そういう形でいろんなことを発信していこう、それをちゃんと見て読んで理解していただけるかどうかわかりませんが、やっぱりやらなきゃだめじゃないかというので、そういう思いで取り組んできております。

まあ、これから土曜日の授業というような提案もございましたけど、きょうの行政報告の中でも申し上げましたとおり、中学校で立志式を再開したと、この行事をやはり学校だけじゃなくて地域挙げて子供たちを見守り、また、その志をちゃんと見てやるうじゃないかという思いから、恐らく新年度においては町民会議が動いてくれると思います。町民会議主催のもとで中学校2年生を対象に立志式をやることによって、学校から外へ出ていますか地域に出てもらって、なおかつ土曜日にそういった行事を持つことで、もっともっとやっぱり地域の方の御関心も持っていていただきたいというふうに、いろいろ手を変え品を変えじゃないんですけど、いろんなことをやっていこうという思いで新年度に向けて考えておるところでございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） いい答弁をいただきました。昨年の質問が無駄じゃなかったなという手応えを感じております。ぜひ家庭とのつながりを深めていくっていう点では時間がかかるとしても努力していただきたいと思います。

今年、予算を見ましたら学校の図書司書を増員させるという、これは大変いい取り組みだと思います。基礎学力を身につける上で図書の役割っていうのは重要ですし、何らかの糧になっていくと思いますから、目に簡単にすぐ見えるとは思いませんけど、地道な努力を求めてまいりたいんですが、一つ昨年6月で家庭訪問の話がちょっと出てまして、これが私は今でもひっかかっておるんですよ。家庭とその学校が結びつくって一番の窓口は担任の先生だと思ってるんですよ。その担任の先生が自分の受け持ちの児童生徒の住んでおる家のその地域の環境、また家庭の状況そういったことが私は教育の中に足突っ込もうちゅうんじゃなく一般論としてですよ、本当に家庭、その児童生徒のことが理解できるだろうかというぐあいに私は考えるんですよ。そうすると一番の家庭訪問というのは原点じゃないかという気がするんですよ。これから先、ああせいこうせいという議論じゃないですけど、一般論として、私はこれ強調しておきたいと思いますから、教育委員会のほうでもいろんな考えや、昨年6月に述べられましたから理解はしておるんですけど、ここがつながりの原点だと思いますから、こここのところの改善は、まあできることなら教育委員会でよく議論していただきたいというぐあいに思っています。

それで、答弁はそれだけでいいですが、ちょっと参考に教育委員会、教育者としての立場とし

てわかってほしいということ、これ一つあるんです。これ、昨年11月3日の朝日新聞なんですが、ルーブル美術館ってパリにありますよね。ここの入場料はね12ユーロらしいです。今だったら1,700円ですかね、それで音声ガイド耳に当てるのがある、あれの貸し出し料が5ユーロとか700円ぐらいです。ところが、失業者とか生活保護者とか障害者まで皆、無料なんです。ルーブル美術館年間900万人ぐらい入らしいんですけど、その内40%がそういうことで無料で入ってるんですね。そのときのその館長の言葉がですがね、「貧しくて来ない人たちにとってプレーキはお金だけではありません。恥ずかしいという気持ちや芸術作品への気おくれもある。こちらから彼らの手を取りにいかねばならない」と言って、バスをそういう貧困移民の多いところにバスをしたててわざわざ迎えに行き、みんなお金を払っても来るような美術館がですよ、無料の人間を集めて歩いて連れてくるということまでしてるらしいんですよ。そうして、「美術館に足を運ばなくても生きていけます。でも、その作品を見ることによってほかの人も感動したと、その連帯が生まれるんじゃないかと、そういう期待があるから見てほしいんだ」と、そういう話をしておられます。「美は余裕のある人たちのためにあるものではなく、困難にあるほど文化をとおして苦しい境遇以外のことに思いをはせる時間が必要だと思う」とだから、ただにするんだという発想なんですよ。この気持ちは教育者に国の施策、ルーブル美術館の施策なんでしょうけど、私は自分として思うものがございましたから、この新聞切り抜きとっただけですけどね、気持ちもわかってほしいと思う。

それでおもしろいことに、これはちょっと皮肉です。これ、ごめんなさいですけど日本の法律、博物館法23条には、公立博物館は入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならないと法律はできちよるといいますよ。実際には何かというとただ条文にただし書きがあって、やむを得ない場合は徴収することができるというんですがね。これはかなり対照的な文化の違いといえばそれまでかもしれませんが、教育委員会にもちょっとこれ紹介をしておきますので、私の気持ちもわかっていただきたいと思いますから、最初のところだけ答弁いただければいいです。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 昨年の6月に家庭訪問の件については御報告させていただきました。その後、校長っていますか管理職等の面談もございますし、また教育委員会会議でもテーマとして話もさせていただきました。

やはり家庭訪問が中止ということで、それはいいことだっという意見というのはあったわけではございません。校長と話をする中で、校長の考えっていうのもわからないわけじゃないんですが、4月の大体第2週か第3週ぐらいに、多いもんですから、平生小学校多いですから1週間ぐらいかけてやるわけなんですけど、まだ学校にも慣れてない1年生の子供たち、その子を早く帰さ

して、家庭訪問をするということは子供との向き合う時間、大切な一番大切な時間をとってしまうんだと、だから子供と向き合う時間を確保した上で学力の向上に結びつけていく、児童生徒指導にも結びつけていくという考え方で昨年中止をしたと。今年度、この4月においても、やはり平生小学校にあっては家庭訪問はしませんということで学校運営協議会の承認も得たということでこの4月を迎えるわけですが、去年1年間で家庭訪問を中止することによって学級懇談、あるいは個人懇談を早急に持てということで、実際持ちました。しかしながら個人懇談に臨んだ保護者ってというのはほんとはとくわすか。率にして10%いたかないかというような状況の中ですから、家庭との連携ということだけを考えれば、恐らくそれは不十分だったというふうに私は認識をしております。

ですからこの1年間、この4月に家庭訪問をしなかったことで、昨年と合わせて2年間でよく検証をして、した場合、しなかった場合ということで結論を出してもらいたいということを改めて、この年度末に校長と面談する機会がありますので、そこで話をしていこうというふうに思っておりますので、もう1年間お待ちをいただき、27年度についてどういう形になるかということは、教育委員会もよく議論をして考えていきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 行政改革についてですが、まあ前にも申しましたが、かなり大量の職員さんが退職されるという状況の中で、どうやっば組織をつくりかえていくかという大きなテーマがあると思って期待をしておったんですが、なかなか状況は十分で、十分なんか私の判断ですが、何もされないのかなあとということで、どういうぐあいになっちゃうんじやろうかという気持ちを持ちますよ。

それで、その行政改革、組織改革について、現在考えておられることをちょっとまずお聞きをしたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 特に機構改革に関連をして、行政改革の取り組みについて、現状でどう考えておるかということでございます。

特に行政的には、きょう、朝からも言っておりますように参加と協働のまちづくり条例を具現化をしていく体制、それから保育園の統合民営化、こういうものを踏まえた環境、それから水道事業の統合に伴う協議等々があるということで、これまでに平生町機構改革検討チーム、これは副町長をキャップにして、この検討会を設置をして取り組んでまいりました。

こういった組織にかかわってくる問題と、同時に人材の育成といいますが、今回、特に大量の定年退職者または定年に近い方の退職ということで、かなりの異動が想定をされるという状況で組織としての体制をどう図っていくかということが大きなテーマだというふうに受けとめており

ます。

かなりいろいろ我々も協議をしながら、そしてまた今の班制度のあり方についても、そういった意味ではもう一度検討しようということで、今、引き続き検討中ということで、今させていただいてありますが、新しい体制が間もなく、かなりメンバーかわりますけれども、新しく4月からスタートしましたら、そこでしっかり新しい機構づくりをみずからの責任において職員と一緒に方向づけをしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 私はちょっと現状に危機感を持っているんですが、これ1つの側面ですが、町広報に人口の動きが書いてございます。11月の数がマイナス30だったんですよ、住民の。あらこりゃ多いなと思って次見たら12月が34なんです。そして、こりゃあ大変だと思ってまた見て1月が26です。それで2月、この前出ました。2月20です、それで3年間の人口の推移をちょっと調べてみたんですがね、平成23年に世帯数は45ふえて人口が26人1年間で減ってます。前からこの傾向は続いて、世帯はふえるが人口は減るといふ若干減るといふ傾向が続いております。24年は世帯数が100ふえて人口は8ふえとる。これはわけがある。7月に外国人登録制度が廃止されて全部参入してしもうたんです。それを勘案すると、世帯数は37ふえて人口は81減っちゃうんじゃないかという計算です。それで、平成25年世帯数が減り始めました。1年間でマイナス8、人口が142減っております。それで特に顕著なのはこの10月からですが、世帯数で42減って人口が125人、この4カ月、5カ月ですか。これはどう続いていくかというのはいろいろあるでしょうけど、前にも申しましたように平生町の人口構成を見ると、6人に1人は75歳以上です。

それともう一つ、今度の予算を見て傾向として思うのは、後期高齢者、介護保険の人数が高齢化する割にはふえてないという気がします。ちゅうことは人口が減る。これは数だけですから、社会的な面もあるかもしれませんが、こういう数字になって、例えばこれ単純に昔から言うように町民100に対して職員1人だという話、今これ通用せんみたいですけど、でもこれ実際に今135ですか、もう九十何人が1人になってきてるんですね。だから、こういった問題も、合併しないでこういうぐあいにきましたから、市と同じ業種の数だけせんといけんという面もありますから、1人にどんどん頑張ってもらわないといけんという状況になって、合併しないできましたから厳しいとは思いますが、いずれにせよそれだけの人口は減ってきて、職員数もそれなりの構成が求められるのではないかという気がするんです。

それで心配しているのは、来年度が国勢調査なんですよ。国勢調査がいわゆる交付税の一つの人口要素の基礎になるんですよ。案外平生町今までいろんな関係で国勢調査の人数はあんまり減ってないんですよ。これがどうなるかという心配まであるんですよ。

そういう点では、もっと機構改革上も危機感を持った対応が必要なんではないかということをごの人口の動態から感じましたので、今回この問題を取り上げたんです。引き続いてこの人口の動態にも気をつけていくと同時に、組織のあり方についても改革を進めていってほしいという気持ちがありますので、このことについてお答えをお願いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、人口動態は大変大きな我々も関心を持って、これからの町政の大きな指標になっていくわけですから、大切な指標として、これからも関心をもって対応していきたい、特に今までであったように、世帯数と人口との状況も特徴的な平生町の姿でありましたが、これからいよいよ、これからの団塊世代がまさにどんどん後期高齢者に近づいていくということになってまいりまして、じゃあこの地域社会を支えていく全体のあり方をどうしていくか、これは社会保障に絡んでくる問題でありますだけに、大変大きな課題だというふうに受けとめております。

その行政のほうでそれを支えていく体制も、確かに本当に今現場の業務というのは、かなり地方分権ということもあって、形は地方に権限と財源をというふうに言っておりますが、いろんな確かにおりてきている部分があるけれども、なかなか十分な補償がないというところで、皆現場では苦勞しながら頑張っておるという状況です。

確かに17年の集中改革プラン以降14名職員減ということで今135になってきておるんですが、それでも普通会計で見て、いわゆる類似団体の指標をとってみますと人口1万人当たりの職員数、人口1万人当たりで平生町が94.35、全国平均が104.37、ちょっと平生のほうが少ないということになりますけれども、おっしゃる意味もよくわかりますし、現状をしっかりと踏まえてだんだん、まさに少数精鋭で対応しなければいけないというところが出てくると思っておりますし、今回いろんな意味でまた大量の退職者もあるということですから、そういった意味でも大きな、逆に私自身も危機感を持って次の人材をどうしっかり確保し育成をしていくかというのは大きな今抱えておる悩みでもありテーマでもあります。しっかり対応していきたいというふう考えております。

.....
議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を4時15分からいたします。

午後3時56分休憩

.....
午後4時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） それでは、通告書に従い質問させていただきます。

食品廃棄物削減について2つ質問させていただきます。

1つ目の質問は、平生町における食品廃棄物削減の取り組みについてであります。日本では、年間約1,800万トンの食品廃棄物が排出されており、世界で一番食べ物を捨てている国は日本だと言われています。この中には、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる食品ロスは年間約500から800万トン含まれると推計されています。これは平成24年度の日本の米の生産高850万トンに匹敵する量であります。一方、世界では約9億人の人々が栄養不足の状態にあります。世界的な見地から見れば、食料の6割を輸入に頼る日本は食品ロスを削減しなければなりません。

山口県での食品廃棄物は年間18万トン、このうち6.1万トンが食品ロスと推計されております。これを人口割にして平生町の食品ロスの量を推計すると、約563トンであります。これは、かなりの量であります。平生町では削減に向けて取り組んでいるのでしょうか。

次に、2つ目の質問ですが、フードバンクの開設についてであります。フードバンクという言葉をご皆さん聞きなれないと思うんですが、農林水産省のアンケートでも7割の人が知らないという結果になっているので説明しようと思います。

学術的な定義はないのですが、フードバンクとは食品関連企業や農家、個人の方々から余剰食品を寄贈していただき、それを主に生活に困窮している人々を支援しているグループに分配する活動と理解されています。

広島県の「あいあいねっと」というNPO法人は食品関連企業から包装破損や印字不良、その他の理由で食べ物としては品質に全く問題ないにもかかわらず、商品として扱えなくなった食品を食品関連企業や個人から無償提供していただき、それらを点検、整理して生活困窮者の支援団体や、配食サービス、コミュニティレストラン、健康づくり活動、まちづくり活動に生かしています。

平生町でもこのような取り組みができないかをお答えください。私の考えでは、新たに団体をつくるのは大変だと思うので、現在「あいあいねっと」と同じように、配食サービスを行っている社会福祉協議会が適任だと思えるんですが、いかがでしょうか。御答弁よろしく申し上げます。
議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 2点の御質問をいただきました。最初に、食品廃棄物削減の取り組みについてでございます。御指摘のように、食品ロスの発生をできるだけ減らしていかなければいけないということで、循環型社会形成のためにも必要だという認識です。

で、今、県においては、食品ロス削減推進協議会という組織を立ち上げて、「やまぐち食べきっちゃる運動 おいしく、ぜんぶ、たべちゃろう」というスローガンのもとに、食品ロス削減に取り組んでおられるということでもあります。御指摘のように、県の6.1万トンの食品ロスで人

口割で推計すると平生町は563トンで、同じようにそのように数字を我々も受けとめております。

その削減について、今、本町としてもできるだけこういった食品ロスを削減をさせていこうということで、今、一般廃棄物の処理計画を去年策定をいたしました。その中で、少しずつ毎日の生活の中でごみを出さない暮らしを心がけていこうということで、今、食品ロスの削減について留意すべき事項等についても触れておりまして計画的な買い物も推奨してあるという状況でございます。こうしたものを通じてしっかり町民にも、またPRをしていきたいというふうに考えております。

なお、計画の中では、1つ、価格が安いだけで衝動買いをしない。2つ目は食品等を購入する際は、冷蔵庫をこまめにチェックし、必要なものだけ購入するなどが例示として書いてあります。

それから、フードバンクでございますけれども、企業等から、いわゆる規格外の品等について無償で提供を受けて、食べ物を必要としている組織、団体に無償で提供する活動ということで、今、本当にこの山口県ではありませんけれども、広島県で御指摘のように活動が、NPOが取り組んでおるという状況でございますが、これは、まさに食品の提供に、提供するサイド、受け取るサイド、それから提供体制、受け入れ体制、こうしたものがいろいろ、特に食品ですから、いろんな、やっぱり食品衛生法からはじまって、法律での対応が必要になってきておる部分があります。

で、こういうものをいろいろ現状を考えた場合、かなりハードルが高いというふうに受けとめております。社会福祉協議会等で配食サービスやってるが、そこでやってみちゃどうかという御提言もいただいておりますが、特に、社協あたりとも協議をさしてもらいましたけれども、ボランティアによって手作り弁当を、今、配食をしていただいております。

これはこれで、一つの大きな意義があることだと思っております。月1回でございますので、そのちょうどおのときに合わせて、規格外の食品とかそういうものを提供していただくというのは、逆にまた提供してもらおうサイドにしてもなかなか難しい。食品製造会社がたくさんあれば、いろんなところから、いろんな品をとということではあるんでしょうが、限定をされておりますし、特に衛生管理等がこれから冬場はあれですが、冬場でもちょっとこの前、食中毒が発生をしたりというようなケースもありますけれども、そういう、これから保管の体制、場所等を含めて、食品衛生の観点からいってもなかなか、その辺の連携、搬送体制等々ですね、いろんなクリアしなければいけない課題があるというふうに思っております。まあ、これはこのフードバンクの発想というのは、これは、これから大事なことでありまして、そういうやっぱり一つのこれも循環型の社会を支える一つの側面的な支えていく体制ということになると思います。しっかり、引き続き研究をしてみたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） まず1つ目の質問の廃棄物の削減の取り組みということなんですが、一般廃棄物処理計画の中で、計画的な買い物をするとか、いろいろ述べられましたけど、現在、国のほうでは、「もったいないを取り戻そう」という合言葉をもとに、食品ロス削減関係省庁の6府省庁、消費者庁、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省が連携し、官民を挙げて、食品ロス削減国民運動を展開しております。

この運動はNO - FOODLOSS PROJECTといい、食品ロス削減の取り組みにより、資源を無駄なく効率的に活用するフードチェーンづくりを進め、経済成長に貢献し、もったいない発祥国として世界に日本の取り組みを発信することが目的のようです。

その中に、これ消費者庁のやつなんですけど、先ほど、町長が言われたとおりに、買い物は必要に応じて買うのと、調理をつくり過ぎないとか、余ったらつくりかえるとか、後、賞味期限を正しく理解するとか、そういうことが、今、国のほうでも推し進めるような形がとられています。それらを町民の方に、啓発するということは大事なことなので、それはそれでやっていただきたいと思います。

その国の、NO - FOODLOSS PROJECTの中にドギーバッグというのがあるんですね。ドギーバッグ普及を支援するというのがあるんですね。このドギーバッグというのは、今これ、ちょっと一つ持ってきたんですけど、普段はこういうふうに豊んで持ち歩く、ちょっと組み立てて入れ物になるんですけど、こういうものを持ち歩いてて、レストランなどで食べ残した料理を自宅で、ドギーバッグって犬にあげるために持って帰るといって、実は自分が食べるんですけど、犬に食べさせると言って持って帰る。店側も、犬に食べさせるために持って帰るんだからいいですよと言ったってことで、それを自分が食べたんだから、あなたの責任ですよというふうなことで始まったドギーバッグというのがあるんですが、こういうものは、店によってまちまちなんですが、タッパとか、使い捨ての容器とかで持って行っていいですよという店もあるんですが、こういうのにしたら、これを持ち歩いてて、大きな入れ物にぱっとなるので、こういうのが便利なんで、今、国のほうでも支援するというので、かなりいろんなきれいな柄のドギーバッグもあったりします。

国のほうも、これを何とか普及させたいということで、やっているんですが、これの普及もちょっと考えてみたらいかがでしょうかというのが、ちょっと、お答えいただきたいんですが、よろしくをお願いします。

あとフードバンクのほうなんですけど、確かにハードルは高いと思うところはあります。ですけど、これもやっぱり国はやってほしいということで、先ほど言った、NO - FOODLOSS PROJECTの中にも入ってるわけなんですよね。フードバンク活動支援というのはある。農

林水産省も、平成23年度農山漁村独自産業化対策事業の中で、フードバンク活動推進事業というのをやったりもしています。23年度、あと26年度も農山漁村独自産業化対策事業の中で食品ロス削減等総合対策事業に係る公募をしております。ですから、こういう国の支援もあるんで、できればやっていただきたいなと思っているところです。

今回、この食品廃棄物削減の質問をさせていただいたきっかけなんですけど、山口県セミナーパークで食品ロス削減研修会というのがあったんですね。それに行って、先ほど言った広島の方「あいあいねっと」の方が来られて講演をして、それで「もったいない！」という映画があるんですね、いろんな賞を受賞した「もったいない！」という、非常に私はためになったんですけど、それが終わった後に、マックスバリュの方が来られて、社会貢献の方が来られたんですね。それで、いろいろその方と名刺交換をさせていただいて、後日、マックスバリュさんのほうではどんなことをやっているのかと、フードバンクに対して、どんなことをされているのかを聞いたところ、マックスバリュ西日本さんは、2006年9月からフードバンクの活動を応援しているそうです。それで、2012年はフードバンクにお米を7,300キロ提供しております。それで、7,300キロってすごい量なんですけど、その倍近い量1万2,600キロを廃棄しております。相当な量です。平生町だけではないので、平生町の具体的な量わかんないんですけど、それだけの量は廃棄されている。で、平生町にはマックスバリュさんがあるわけですね、何とかこうそこら辺の話をつけていただいて、活用できる道をつくるのがいいんじゃないかなと私は思っております。

先ほども、国のほうが、このフードバンクを支援しているということを言いましたが、農林水産省のホームページを見ますと、「フードバンク立ち上げをお考えの皆様へ」という項目がちゃんとあるんですね。ここに上げられているポイントは3つなんですけど、組織の理念、目的を設定し関係者の共有を図る。それで、準備委員会を設置し活動の骨子を定める。それともう一つが実績のあるフードバンクからノウハウを得るとのことなんですけど、先ほど町長、研究されたいとおっしゃったので、フードバンクの先進的にやっているところがあるんですね。先ほど言った広島もいいんですけど、私は社協でやったらどうかということをご提案させていただきましたので、今、社会福祉法人島根県社会福祉協議会が全国初なんですけど、そのフードバンク事業を始めております。こちらにちょっと、研究に行かれたらどうかという御提案なんですけど、その点よろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の、きょうお持ちをいただいておりますが、ドギーバッグの話がありました。欧米では、もうごくごく当たり前の普通のレストランに行きましたら、みんな平気で皆さんお持ち帰りになってですね、極めてこれは当たり前になっております。そういう一つの食

習慣といいますが、そういうものが定着をしておるというふうに思っております。

一方では、この前もテレビでやっておりませんが、中華料理はお客さんもてなすのに、ものすごくいつくってこの食品ロスが出るんだと。これをみんなで改めようという、今、国民運動。中国でもやっておるというような話がありました。日本でも御指摘のように、たくさんのロスが出ておるという現状、しかも、いろいろ輸入までして、いろんな食料品も今、供給しておるというような状況ですから、本当にもったいない精神を徹底をしていくというのは、大事な取り組みだというふうに思っております。しっかり、その辺を踏まえて、これからも啓発に努めていきたいというふうに思います。

それから、フードバンクの件につきましては、今、いろいろ御指摘いただきましたので、十分いろんな全国にも例があると思いますし、この地域で何ができるのかと、地域の現状を踏まえた上で検討を、研究をしてみたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） ドギーバッグも研究というか、よく町長もドギーバッグのことを御存じだったので、ちょっとびっくりしたんですが、これも大切な運動だと思うのでよろしくお願いたします。

あとフードバンクに関して、もう少しちょっと言わせていただきたいので、よろしくお願いたします。

町長も御存じだと思いますが、現在、生活保護と財源では、生活困窮者の増大は解決できなくなってきております。食品ロスという地域資源を生かし、行政、市民、企業等の共同のもとに、新たな食のセイフティネットをフードバンクにして構築し、生活保護受給前に生活を建て直しを支援でき、就職活動を継続させて自立につなげていくようにすることができます。フードバンクをなるべく早く立ち上げてください。よろしくお願いたします。

あともう一つ言っておきたいのが、フードバンク山梨では、フードバンクを災害備蓄庫として位置づけることを検討するように提案しております。3月11日に発生した、東日本大震災では日常業務の中でフードバンクに保管されている食品を、緊急支援物資としていち早く被災地に届けることができたようです。これは、全国のフードバンクネットワーク団体との連携により可能となっているようです。

今後、さらにフードバンクが全国に定着すれば、より迅速な支援体制を確立できることとなります。従来、災害に備えた公的備蓄は行政が税金を使って、非常食等を購入していますが、財政的な制約から十分な備蓄ができていない現状があります。民が官を支援するフードバンク活動は、フードバンクに備えてある食品によって、災害に備える公的備蓄を充実させることができると考えられます。フードバンクは、緊急時の対応に加え、被災者に対し長期的な支援が可能であり、

これらの防災を考える上で備蓄品保管庫として重要な役割を果たすことができると考えられます。この点も考慮に入れて、フードバンク設立をお考えください。よろしくお願いします。

もし、この点に関して、おっしゃることがあればお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど、答弁をさせてもらいましたように、研究させていただきたいと思います。

.....
議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。内容は通告どおり防災及び安全対策ということで、あえて、今3月の定例会にはこの質問をさせていただきます。

先ほどからいろいろ話がありましたように、あの3・11、東日本のあの震災よりちょうど3年を迎えるということで、この防災対策、まずこのいろいろ対策ございますけど、まず、危機意識を持つ、そういう意味からあえて今回この質問ということにさせていただきました。

で、平生町の地域防災計画概要案として、500ページに及ぶものが平生町防災会議、町長初めとして、30名弱の専門分野のメンバーからなりますその会議から、この計画書ができておりますが、その中で、防災関連機関総合連携体制、町による応援協定の締結。県内全市町による広域消防応援協定という1項がございます。これ、どういうことかといいますと、これは、わかるわけですが、具体的にどういうことかということがあれば、これをいろいろ聞いてみたいと思います。

それと、この防災会議が出されておりますこの地域防災計画の中で、地震津波編というのがございます。その中に、平生町の地震環境と地盤。こういうところがございます。

でも、先ほど、平岡議員さんも活断層の件について、ちょっと触れておられましたが、これにも防災計画の中にも地震津波編で平生町の地震環境と地盤で、活断層岩国断層帯ということで記されております。そこに書かれておりますのが、再来間隔約1万5000年。再来というのは、再び来る、地震が再び来る間隔が1万5000年と、そうして、最新活動時期というのが、一番最近に起こった活動時期が約9000年前と、そうして再来予測。再び起こるであろう予測が約6000年後とこういうふうに記されてあります。

地震の規模、約マグニチュード7程度、こういうふうに記されてありますけど、これは、どういう資料といいますか、どういうものでこういうふうなものが出たのかなと、こう思う。だから、簡単にわかる範囲で結構です。時間も経過しておりますので、簡単をお願いします。（発言する者あり）

それでは、2番目の大気汚染。いわゆる本町の中の大気汚染。最近は人体に影響を及ぼすという超微粒子、マスク、普通の医療用マスクでも通過してしまうと、PM2.5というのが話題になっていますね。これをどういうふうな形で平生町の住民を守ると。もちろん平生町単独の自治体でこれをどうこうできるという問題じゃあ、もちろんありません。したがって、県、国、そういうものと連携体系で町としては、こういうふうなことを、もちろん福岡あたりは、正月過ぎあたりは大変な騒ぎになっておったようです。そういうことを含めて、それと2年、3年前の震災直後、今、喉元過ぎましたけど、3年前は大気中の放射線量がすごく気になると、これが近いから必ずしも影響が強いというわけでもないということで、風評被害その他で大変な問題になりましたが、これが、恐らく当時、県で3地区ぐらいを、この辺では周防大島町でモニタリングするというようなお話がございました。

その後、それがどういうふうな、そのモニタリングがこの地域に柳井近郊の地域に生かされているのか、それをちょっと簡単にわかる範囲でよろしいです。お尋ねします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の地域防災計画に関連をしての御質問につきましては、総務課長のほうから答弁をさせていただきます。後の大気汚染の関係、PM2.5でございますけれども、これは大気汚染防止法に基づいて、県が常時監視を行っておりまして、県内19カ所で測定を行っております。リアルタイムで公表されておりまして、測定値が85マイクログラムパー立米を超えると注意喚起を行っております。

県からファックスやメールがそれぞれ市町に入ってきてまいりますから、こういった注意喚起の情報が入りましたら、例えば、町民課から教育委員会を通じて各学校、幼稚園、保育園には健康福祉課からそれぞれ情報を伝達をして、注意を喚起をします。程度によって、屋外活動とか自粛をしたりというようなケースもあるようでございますが、それぞれ連絡はとるようにさせていただいております。

それから、放射線量の測定につきましては、原子力規制委員会が県内6カ所でモニタリングポストを設置をして、その測定値が公表されております。これは八島、周防大島町それぞれ公表がされております。そういう今状況でございますので、それを参考にさせていただいておるという状況です。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） それでは、まず初めに、応援協定でございますが、基本的には、県とも平成24年1月に災害時の応援協定を結んでおります。また、それぞれ中国ブロックにおいてもカウンターパートといひまして、こういう災害の場合はどこの県と連携してやるとか、そういった、県内だけじゃなくて、中四国のそういった災害体制での取り

組みをいたしております。

これについては、その他さまざまに、例えば、国土交通省とかNTTとか、いろんな事業所と、また国とか、そういった個々に関係する災害、先ほど言いましたように、基本的には県の総合防災訓練で130の災害の関係機関、これと連携して取り組みましたけど、そういったさまざまな災害の関係機関で取り組んで、いざ災害には、大災害には備えるということで、体制をとっております。

それと、先ほどの地震の活断層とか災害の間隔とか、いろいろございますが、この平生の地域を中心としたいわゆる断層がお話ございましたけど、いろいろございます。それをそれぞれ皆、国の分析、それをまた県のほうでの防災のそういった会議の中で調査いたしました。そういったものを、以前は、東南海南海地震のものとかですね、そういった流れはございますけど、今までのそういった文献、またそういった、いろいろと協議検討会が行われた中での調査結果をここに掲げさせていただいております。

そういったものが、お示しをさせていただいております地震津波災害対策編で掲載をさせていただきます。ちょっと、なかなかいろいろと活断層がありますんで、それぞれということもございますけど、例えば、東南海・南海が以前は平生町の場合には、どういった被害があるとか、このたびの南海トラフの場合には、どういった被害があるとか、そういったものを全部そういった分析のものをここに掲載させていただいております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 中川裕之君議員。

議員（5番 中川 裕之君） どうもありがとうございます。昨年の12月25日に、これ山口県の地震津波対策検討委員会、これ山口大学の教授、防災工学の教授を中心とした委員会が、これは国の設定したものよりも厳しい想定で対策を立てております。山口県は、ということが新聞にこれ載っておりますが、想定は考え得る最悪のシナリオ。推計を踏まえて防災対策を立てて行動すれば、対応できる。とにかく備えて、備えて、備える。備え過ぎはないと。こういうことだろうと思います。

したがって、この防災対策に関しましては、この備え過ぎはないということを持って、いろいろ進めていただきたいと思います。終わります。

議長（福田 洋明君） ここで、田代健康福祉課長より発言の申し出がありますので、これを許します。田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 渚上議員より再質問の中で介護保険制度のことについて質問がございまして、昨年、11、12月ごろにかけて中央社会保障推進協議会が要支援1、2の利用者が受ける訪問介護と通所介護を市町村に移行する政府の方針について、47都道府県の社保協を通じて、アンケート調査を実施しておるということで、このアンケートに参加したかどうかと

いう御質問がございました。

これについて、山口県内では、山口県社会保障推進協議会というのがございますけど、そこへ確認しましたところ、県内19市町でございますけども、アンケートの実施はされてないということでございます。アンケートはとれておりませんでした。いずれにしましても、これから国からのガイドラインが示されますけども、生活全般にかかわる支援や介護サービスが、切れ目なく提供されるように進めてまいりたいと思います。

即答できなくて遅くなりましたことをおわびいたします。

議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それでは、町長の行政報告に対する質疑を行います。

詳細な説明と、まあ、町長のお考えを確認させていただきたいという意味で4点ばかりお尋ねをいたします。

まず、1点目に協働のまちづくりということで報告をいただきました。大野、宇佐木地区のモデル地区でコミュニティの推進、運営力アップを目指してるといようなことだったんですけども、このそれぞれの共同体、地域のコミュニティをアップさせるということは大いに賛成するところなんですけれども、一方で、現在の協働のまちづくりの施策の展開として、地域の皆さん方へ余りにも多くを押し進めて…。

結局、その行政の体制づくりというものの報告なり、こういうものをしますよというようなものを私たちにも、また地域にも、そういうものが全然、一向に描かれていない。一丁目一番地は地域のコミュニティづくり、公民館を核にした地域づくりっていうのを常々申されていますけれども、そういったことに対する報告がありませんので、その辺はどのようにしているのかお考えをお尋ねをいたします。

2点目に行政協力員のアンケート調査、実態について報告をいただきました。伝え方っていうか、受け取り方にもよるんですけど、最初に実態、回収率、それと、いろんな傾向ですね。60歳以上の方が務めているとか、それとか在職が1年で輪番制の方が7割おられ、その後に問題点なりアンケートの分析をされて、高齢化が進んでいる。それぞれの行政協力員さんの負担もかなりあるんじゃないかっていようなことを、御報告いただきましたけれども、これって行政協力員さんは設置規則で1年っていうふうに決まっていますよね。1年でやられるのが当たり前なんじゃないんでしょうか。その委嘱は、自治会長さんに合わせて行政協力員さんを抱き合わせているからそのような考え方に、あくまでも行政協力員さんと自治会長さんの役割っていう

のは、別じゃないといけないんじゃないでしょうか。

地域の皆さん方、一生懸命やってらっしゃると思うんですよ。輪番制でも、私は現職じゃけえ、退職したら必ずやるけえ、ちょっと飛ばして輪番制でやってくれえって、これって地域の皆さん方の長年の経験とか、そういう慣例でやってらっしゃるんですが、非常に、7割以上の方がそのようにやってらっしゃると、非常にいいことだと思います。

まあ、伝え方なんですけれども、その後に高齢化とか負担が大きいとか言われたもので、ちょっと消極的な発言に聞こえたんですけど、もっと地域のほうに目を向けていただきたいというのが私の趣旨です。

それと、今進めてらっしゃる地域を核にしたコミュニティづくりってなると、これますます負担が大きいなるんじゃないでしょうか、今のような御説明をいただくと。行政協力員さんもやって、自治会長さんもやって、新しくできたコミュニティの協議員の役員さんもやる可能性がありますね。その辺のところは今後どうなるんでしょう、どのように考えらっしゃるんでしょうか。ある程度の方向性を持って進められていらっしゃると思いますので、その辺の確認もあわせてお考えをお尋ねいたします。

それと、保育園の新設民営化ってということで、工期が遅れるってということで、この原因は人員不足ってということでありました。お話の中で、町としては再三指示したが、12月の下旬に開園の遅れを判断したってということで、少し、もう少し詳細な説明をいただけないかと思ひまして。どちらのほうに指示されたんでしょうか、委託運営先のほうに当然、指示をされたと思うんですけども、12月の全協、12月の当初ではありましたが、保育園の開設が遅れるんじゃないんでしょうかという話がありました。若干の遅れってというようなことで答弁があったと思うんですけども、いわゆる町の保育は町の固有の事務であります。保育とごみ行政ですね。そのことに対する認識が多少なりとも薄いんじゃないかならうか。また、委託先として選定された業者さんとの、法人とのコミュニケーション不足、情報の共有化は、果たして本当にこのまま図れるのだろうか。非常に危惧を持ちました。委託先だからってということで、つい投げてらっしゃるようなことは、まさかないとは思いますが、その辺のところ、今後のどのようになるのか、またいつ開園できるのか。せつかくの議会の場でもありながら、いつ開園するかっていう将来性も見えません。ぜひとも、その辺のところは、詳細に御発言をいただくべき議会ではなからうかと思ひますので、詳細の御説明をお願いいたします。

それと、いよいよ佐賀地区の移送サービスが始まるってということで、交通弱者の皆さん方の移動手段として、非常に喜んでいるところではあります。年度末、3月11日に開園しているところと、もう残すところ開園後は3週間ぐらいしかないんですね。ちょっと、遅いんじゃないかならうかっていうようなことも含めて思うんですけども、これ最初、バス停から佐賀の県道なんかを

基準にして、たしか御説明があったと思うんですよね。自治会名でいえば上組とか大段とか、あの辺の方の自治会名を直接出されて説明をされてたと思うんですけれども、その辺の方々だけで利用者が36名ぐらい、今、利用申請があるのかどうなかな。ちょっと、この自治会名の分布っていうんですかね、利用者の分布がわかれば少し詳細に御報告をお願いいたします。

それと、移動困難者、どちらからといえば体に御不自由感を持たれた方でございますので、乗降に対するそのサポートっていうのも当然考えてらっしゃると思うんですけれども、そうするとこれは介護との絡みも出てきて、その辺のところはどのようにクリアされてるのかどうなのか。

運転手の方、ボランティアでせっかくされているのに、乗降に対して、万が一の場合の事故ですよ。その辺のところも考えてらっしゃるのかどうなのか。以上、4点についてお尋ねをいたします。以上です。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

議長（福田 洋明君） それでは再開いたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 何点かありますが、私のほうから主だった点は答弁をさせていただきたいと思えます。

まず協働のまちづくりで、地域コミュニティづくりについてどうかということでございます。今、かなりモデル事業として大野、宇佐木地区を先行させてやっておるという状況でございます。それぞれ各地区で来年度といいますが、新年度から具体的な取り組みを開始をしていきたいというふうに考えております。

それから、行政協力員アンケートに関連をして、行政協力員と自治会長さんの関係ですが、本来であれば自治会長さんは自治会長さん、行政協力員さんは行政協力員さん、それぞれあってほしいはずなんです。今、ほとんどが自治会長さんがそのまま行政協力員ということの踏襲をされているようでございます。最初の段階では、いろいろ説明もさせていただいたんですが、なかなかそのまま移行されて、ほとんどの方が自治会長さんが兼務をされておるという状況です。これはまた、しっかり折に触れて、毎年、行政協力員会議、やっておりますから、また改めて、その辺についての役割分担ができれば、そういう形でお願いをするということにしたいと思っております。

いろいろ、今からコミュニティ協議会等々やれば、また役員になる、兼務をされる可能性もあ

るのではないかとということでございますが、それぞれまた自治会の状況等については十分、また役員になるかどうか別にしても、地域の自治会の実情は、十分またそういった協議会の中でも、ぜひ反映をしていただきたいなというふうに思っております。

それから保育園の件でございますが、町としても指示をしたというふうに言われておりますが、これはもちろん対象の社会福祉法人、それから設計管理者、それから建設に携わっておる業者も含めて、町から指示をさせていただきました。

たまたま議会で御指摘をいただいて、このまま大丈夫かという話がありましたので、早速、そういう声も議会から聞こえてきとると、しっかりちゃんとやってほしいということで、再三にわたって、そこら辺の指示をさせていただきましたが、なかなか結果的には、そういった技術者が不足をして、十分な対応ができなかったということでございます。今のところ、7月の開園に向けて準備を進めておるとい状況でございます。

移送サービスについては、対象自治会あるいは介護との関連、介護ってどうか事故との関係等々、健康福祉課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 佐賀地区の移送サービスでございますけども、今年度、25年度に事業を進めてまいりました。当初、ニーズ調査を行いまして、全世帯を対象に行いまして、その分析を行いまして、その結果に基づいて各地区の代表者の方々に集まっていたいて、合計5回の運営委員会を開催いたしまして、そういった移動の具体的な行き先、また頻度、また時間帯がいつがいいのか、交通手段等の協議をいたしまして、このたび3月11日に出発式及び運行を開始することになりました。

利用者の分布状況でございますけども、今現在36名の登録をされておられます。特に山間部の方々もいらっしゃいます。また、海岸ベリの方もいらっしゃいます。伊保木地区からずっと黒羽根地区の方々、海岸から上は、上組、やぶの方々、36名でございますけども、そういったバス路線からちょっと離れたところの方々が中心でございます。

そういった方々の、利用者の方々の範囲ですけども、事業実施マニュアルで決めております、おおむね60歳以上からであって、運転免許とか車の所有をされてない方々、またなおかつ障害とか、けが等により車両を運転することができない方々というふうに決めております。こういっただけがをされている、障害されてる方々ですけども、この事業の趣旨とか事故防止の観点から、利用上とか障害の程度等を総合的に判断しまして、申し込みに対して事業の実施を受けられないこともございます。基本的には1人で歩ける、歩行が可能な方ということで、運転ボランティアの方に負担がかからないような対策をとっておりますし、そういった運営委員会のほうでも、協議の結果、そういうふうなことで対応していきたいと思っております。

それから、万一の事故のことです。当然、一番心配しているのが、事故でございますけども、これは町のほうで車両の保険も入っております。そして、もし、万一事故が起きた場合には、緊急連絡網ということで佐賀出張所また健康福祉課、また運転ボランティアの方々に個人個人、一人一人に、そういった連絡網をということで警察、消防署等の連絡の書類関係をお渡しをすることにしております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 最初の、お聞きした協働のまちづくりなんですけれども、いわゆる公民館を核にした町の体制づくりについてお尋ねをしたわけでございます、そのことについて町の体制づくり、進捗状況はどういうことなのかということについて再質問いたします。

それと、2番目の行政協力員さんのアンケート結果のことなんですけれども、確かにそうなんですけど、でもこの設置規則には自治会組織において選任された自治会長等を行政協力員として委嘱するって書いてあるんです。普通の方、等にかかわるのが行政用語ということでなかなかわかりづらいですよ、正直申し上げて。これを読んだ限りでは、自治会長さんが皆、行政協力員、先ほどもそういうような、似たような話が出ましたけど、もっとわかりやすく、この規則なんかでも、それじゃ書き直したほうがよろしいんじゃないでしょうかと思います。

それとこれ、結局、行政、根本的に、今のうちに見直しをされたほうがいいんじゃないかっていうのを一つ提言しておきます。身分の問題等もありますし、この報酬も経費って書いてありますけれども、報酬じゃなくて運営費です、経費です。世帯割とかでやっても、ほかの自治体なんか見ると、ちゃんと非常勤の特別職に入っている自治体もかなり研究されて、そういうふうに行われてるところもありますので、そういう身分関係も含めて、きちんとされた方がいいってことを、私、この場で提言をしておきます。

それと、佐賀地区の移送サービスなんですけど、大変喜ばしいことなんですけど、当初よりも範囲が若干大きくなったっていいですか、そういうふうな、最初はバス路線から、どうのこうのちゅう話で、その後、伊保木とか今、初めて自治会の名前を聞いたような状態で、伊保木ってというのはバス路線のすぐへりじゃないかと、私自身ぱっと思っただけで、思うんです。ちょっと変わってもいいんですよ、それは。どうしてそういうことが、議会で報告されないのか、非常に残念です。所管の委員会ではされてたのかもしれないですけども、やはりこれは全協でちゃんと報告されるべきことではないかと思います。当初のスタートは、バス路線から離れたところっていうのを非常に言われたことを、私、記憶に残ってます。以上、苦言を呈すようなんですけれども、ぜひ、その辺のところは全協で報告をしていただきますように、改めてこの場で発言をしておきます。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 協働のまちづくりで、町としての体制づくりということで、これ、コミュニティのほうのことではなしに、町としての体制は新年度から推進体制をしっかりと作り上げていきたいというふうに考えております。

行政協力員の身分につきましては、非常勤の地方公務員という身分でさせていただいております。

あとは、移送サービスにつきましては、また機会を見て、御報告をさせていただきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号……。

議員（11番 平岡 正一君） 議案に対する質疑はやっぱり大事なものですから、きょうはきょうで終えて、ちゃんとやられた方がいいんじゃないですか。

議長（福田 洋明君） 暫時休憩いたします。

午後5時12分休憩

……………
午後5時58分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

まず、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成25年度平生町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 4ページ、下水道の4ページ。繰越明許のところがあるんですが、3,780万円の繰り越しを公共下水道整備事業ってことである。この中身を説明をしてほ

しいことと、どうして繰り越さなければならなかったのか、理由も欲しいんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 建設課長から答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 藤田建設課長。

建設課長（藤田 衛君） 公共下水道整備事業3,780万円の繰り越しの中身と理由についての御質問でございました。中身については、工区については6工区でございます。10月契約分が1件、11月末契約が2件、1月末契約が3件、計6工区分の繰越明許の承認のお願いをするものでございます。

6工区のうち、5工区についての理由といたしましては、国の予算の成立が今年度遅れたわけでございます。それに伴いまして、公共下水道の工期決定も通常より2カ月遅れて決定がなされたところでございます。そのため、年度末ぎりぎりの工期設定といたしてありまして、そのことによる影響と、それに加えて、今年度は資材の入手難等も懸念されるところでございましたので、工期内に完成できずに補助金の返済をしなければならない事態を避けるために、あらかじめ繰越明許の御承認をお願いするものでございます。

それからもう1点、10月契約については、国道の工事の管渠布設工事でございます。これ今、現在、工事着手できておりません。

国道工事にするに当たりまして、国土交通省と事前協議を行いまして、交通誘導員の配置人数7人とする事、また当該国道は交通量の関係から、公安委員会から検定合格員警備員1級か2級の配置が義務づけられている区間であること、また、警備業法に基づいて同一工事現場、同一業者からの配置が義務づけられているというところの協議をいたしたところでございますが、発注後、請負業者のほうから近隣の警備会社29業者に警備依頼を行ったが、全ての業者において対応困難であるとの回答があって、工事着手できない旨の報告書が提出されました。

町としては、引き続き交通整理員の確保に努めることの指示を行ったところであるわけですが、今年度の特異な状況と言いますか、いろんな災害関連であったり岩国基地関連であったりといったところもあって、警備員が配置できないという、工期延長の正当な理由があるとして、3月末までの工期延長を承認したところでございます。

国道関係、いろいろ工事抑制期間というものもございます。年末年始であったりあるいは大型連休期間であったり、3月は工事抑制期間ということで、よほどの災害関連とかでない限り、工事行っちゃいけないというふうに指示されておるところでございますので、実質年度内の完成は困難であるということございまして、今回、繰り越しの承認をお願いするものでございます。以上です。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） これ、書類上の問題も一つあるんですよね。例えば、6件の繰り越しがあると。ところが、一括してこういうぐあいになるという仕組みがちょっと。これじゃあ一つ一つの工事について、それが適切かどうかという判断が一括してきたんならできにくいんですよね。そのことの改善はする必要はあるんじゃないかと思うんです。

例えば、当初予算のときには、ちゃんと工区を定めて、延長も書いて、金額は書いてないですけど、ちゃんと工事箇所やら書いて、予算資料に提出して来られるんですよね。じゃあ、どの工事がどういう理由で遅れてきたというぐあいに表示するのが正しいんじゃないかと思うんですよ。こういう表示で、説明でいいのかどうかという疑問が1つあります。

それと、私は、これ、今説明がありましたが、11月の段階、保育園の問題を定義する以前に、国道工事でガードマンが不足しているということがわかりましたから、工事全体で。特に国道は、先ほど説明ありましたように、2級または1級の有資格者を1名以上配置しないとイケないということでありましたから、私自身の会社でも随分、国道工事がありまして苦労してましたから、町は大丈夫だろうかということで、建設課のほうに行って照会をしたんですが、いや、いろいろあるけど1件だけ関係あるだけで大丈夫ですよという、当時返事をもらって安心をしてたんですよ。こういうことになってるとは思いませんでしたから。

あとの5件のほうは、当初予算であれだけ明確に出してきて、どうして、まあそりゃ下水道の発注の仕組みが国との関係で遅れるっていうのがちょっと理解しかねるんですけどね。こりゃなったらなったら仕方ないんですけど、そここのところの理由がもうちょっと知りたいんです。

それと、もう1つ申しますと、先ほどの国道のほうですが、今、この辺でガードマンの不足をしている原因は、岩国の基地の中で大量の工事が発注されておること、柳井港地域の国道の拡幅工事が大量にあること、もう1つは光の、いわゆる市街地で電線の地中化工事が進められております。これ、何工区も出ております。それが大きな要因になっておりますと同時に、公共事業の国の景気対策で、ほかにもいろんな工事が出てくるということから、以前からも不足はずっとわかってたんですけどね。でも、光市の関係の工事で11月に発注された工事は、遅い業者で1カ月、早い業者では3週間ぐらいでガードマンが確保できて、もう工事を全部終わっております。どうして平生町の工事だけこうなるのかっていうのが。例えば、11月の段階でしたら1月になったら人がとれるから、それからじゃったら人は派遣されますよと、予約しちよきますか、どうやっていろいろ話がありまして、いろいろ苦労もしてきたけどやりましたけど、関係の、何件も工事がもう終わってるんですよね。どうしてここだけ終わらないか。まあ業者も苦労しておられると思いますし、執行部も苦労しておるとは思うんですが、よくわからないんですよ。ここんとこもう一度。

だから2つですね、今言いましたように遅れた理由。それと、これを一括したらよく分からな

いというやつと。

議長（福田 洋明君） 藤田建設課長。

建設課長（藤田 衛君） 説明の資料については、また再度検討させていただきたいというふうに思います。

それから、国道の工事については、ガードマンが配置できないということで、9月末からかなりその辺の発注が多くて、10月に入ってから非常に難しいというような回答でありました。

町としても実際、業者から上がってきた報告がどうなのかということで、近隣の29業者全て電話等で確認をいたしたんですけど、1月、年が明ければとかっていうような回答もありました、確かに。ただし、やはりいろんな国や県の工事の延長があるから、その都度また1月になってかけてみてくれとか、そういう対応でありまして、なかなか2月に入ってもきちっとした契約とか、そういったことまでは至らなかったというふうに確認をいたしております。

それから、5工区については、一応、かなり発注時期も少し遅れたというようなことでございます。これについては、あくまでも年度末の工期がございまして、これも工期については年度末までの完成を一応目指しておるわけございまして、不測の事態に備えて繰り越しの承認をお願いしとく。実際に完成できなかった場合は、繰り越し計算書というものをつくりまして、5月31日までにつくりまして、次の定例会あるいは臨時会がありましたらそこで報告して、承認をいただくということになっておりますので、その旨よろしくお願いをしたいと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） いろいろ苦勞をしておるのにどうして言うかという気持ちもあるかもしれませんが、私はずっと、今までの経緯をちょっと説明しておきますと、ずっと以前、最初に起きたのは何かというと、いろいろ大量に工事を発注して業者が年度末になったらいっぱい抱え込んで、新年度になったら工事がなくなりますので、少々役場は黙って見過ごしてくれるというような風潮があって、新年度になっても続いて工事をやるというのがあって、定年退職の元建設課長さんが、印鑑持って退職した後も来て書類をつくりよるという風景がよくあったりしてたんです。それを、その、これはひどいじゃないかという話を大分、議会からも出まして、結局、ずるい業者がええぐあいにやるんかという話まで出て、だんだん厳しくなってきたんですよ。この後、やっぱり繰り越しの手続きっていうこともあって、やっぱりまた同じことで、それはどっちみち延ばしてくれると。こういうやっぱ事態を蔓延させると、いろんな、業者間の不協和音も含めまして、今まで起きてきた経過がありますから、そういう点じゃあこちらのほうから工期をしっかりとやって、そりゃ発注時期のいろいろな要素があるにしたって、そういったことが起きないようにしてほしいというのが私の質問の一番の理由なんです。今までの経緯を踏まえてのこ

とです。

それから、なかなか今回だけ、そういうやかましゅう言うんじゃないで、そういう活動だけは絶対に起こらないようにしてほしいというのが一番の趣旨ですから、御理解をしていただきたいと思ひますし、そのことについてちょっと御返事を、町長、聞いておきたいんですけど。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今までの経験を含めてお話をいただきまして、ありがとうございました。十分気をつけて対応していきたいと思ひます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、平成26年度予算の質疑を行います。一般会計につきましては、全般と歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては会計ごとに質疑を行います。

まず、議案第5号平成26年度平生町一般会計予算について質疑を行います。

まず、一般会計予算全般についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 済いません。32ページの雑入。4の雑入の平生ファン倶楽部事業費。ファン倶楽部、いろいろ取り組みをされて、きょうの一般質問じゃないですけども、その会がどんどん発展していくことがいいと思うんですけど、これ、予算的には前年度より少ないんじゃないかと思うんですけど、それはやっぱり会員数とか何か、伸びを見込んでないんでしょうか。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） 歳入の32ページの雑入の平生ファン倶楽部事業費の17万4,000円でございます。昨年に比べまして、若干数値は減っておりますが、計算の根拠といたしましては、議員さん言われたように、やはり会員数の減少って言いますか、その辺がありますので、歳入としては見込める数字を上げておりまして、現在、御存じのようにフェイスブックも中心にいろいろ活動をしておりますが、それをもって新たに会員になられた方もいらっしゃる

ます。そういうものについては、当然ここでふえていくわけございまして、予算上は現実的な数字を上げさせていただいたのが現状でございます。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 今の雑入のところ、児童クラブ事業費に500万円ちょっとありますが、これはどういう事業費になるんでしょうか。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） この児童クラブの雑入でございますけども、これは保育料でございます。1人当たり3,500円の人数分の12カ月を掛けたものでございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出について質疑を行います。

議会費について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 38ページの一般管理費の中の報酬のところで、アイランドヘルパーさんが、前は2万円だったのが3万9,000円になってます。これはなぜふやしたのか、教えてください。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの38ページの報酬の中ほどにございます、アイランドヘルパーでございます。これにつきましては、佐合島におられる保健師等の、高齢化が進む佐合島のそういった緊急体制、急病人体制、また災害時のそういった負傷者への救急救命体制を整備するということで、島民の方の安心度を高めるということで、制度をつくっております。

今までは1名でございましたが、緊急のそういったものも体制も、今つくってございまして、2名のヘルパーさん、アイランドヘルパーさんをお願いをしております。島内におられるそういった方に対応をしていくことといたしております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 今のページで、最後の報償費ですかね。謝礼が去年は19万7,000円で、今度は52万円か。3倍弱と。

それと安全安心の推進協議委員、あれは昨年までは10万8,000円で今度は7万

2,000円。これ、極端に言うたら、謝礼は先ほど町長が言われるように、第4次何か、いろんなそんな研修か、そういうのがふえたから謝礼がふえたのか、それと安心安全に関しても委員か、委員のメンバーが減ったのか、それとも委員会が今までより少なくなったからこういうふう

に削減したのか、ちょっと2点ほどよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの38ページの8番の報償費の謝礼でございます。この、まだ具体的に書けばよろしいんですけど、先ほど来から説明させていただいております、地域夢プランのアドバイザーの謝礼をここに入れさせていただいております。

それと、地域リーダーの育成支援の人材育成の講師の謝礼もここに入れさせていただいております、そういったものが46万円ほどこの中にございます。そういったことで謝礼としてボリュームが出てきております。

それと、安心安全については、去年は3回予定をしておりましたけど、このたびについては2回、年に2回の会議ということでの報償費でございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 先ほどにも一般質問でお聞きしましたフラワーベルトの整備事業について、222万9,000円ありましたが、ここでは委託料とか出ておりますが、苗とか。ちょっとその222万9,000円の内訳は教えていただけますでしょうか。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） フラワーベルト整備事業の内訳でございますが、まず報償費でございます。これが、花壇の草取り等の謝礼として老人クラブのほうへお願いをしておりますので、それが7万円。で、需用費といたしまして、パイプやチューブ、殺虫剤あと水道料等々で11万1,000円。そして委託料としまして平生就農塾ビビット平生、花の育成をお願いしております。これが41万400円、プランターの管理、これ、シルバー人材センターに委託しておりますので、これが16万8,300円で、委託料合計が57万9,000円でございます。

あとの原材料費としましては、肥料、あとミキシングソイル プランター用の土でございます

すが、そういった原材料費で147万円、トータルが222万9,000円となります。以上で
ございます。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 今の合計で222万9,000円になるんですかね。

議長（福田 洋明君） 原材料費言うたらいいけんよ。あれは質問されてない。石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） 大変失礼いたしました。予算書に計上しておりますフラワーベルト
整備事業については委託料のみということでございますので、先ほどあった平生就農塾ビビット
平生へ41万400円と、プランターの水管理、シルバー人材センターで57万9,000円で
ございます。大変失礼しました。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書から地方債の調書まで一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、特別会計予算について質疑を行います。

まず、議案第6号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 議案第16号とも関連しますが、今回、保険税の改定をされておりますが、この改定についての考え方をちょっと、その料率も含めまして聞いておきたいと思うんですが。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） まず、今回の保険税の改定の基礎となるものは、以前、委員会にも提出いたしましたとおり、約3,800万円程度の赤字額となるということを受けまして、税を改正しなければ、この赤字額が来年も再来年も累積をしていくと。給付につきましても、今後下がってくるとは思いませんので、当然ながら赤字会計となったわけですから、当然ながら保険税を上げざるを得ないと。国の負担率も調整交付金率も変更がないわけでございます。当然ながら改定をさせていただいて、現年分で7,056万1,000円の改定額となっております。その関係で、1人当たりの保険税額も10万4,435円、1世帯当たり17万3,756円の平均額になります。そういったしますと、県内でいきますと、今、平生町は給付が非常に高く上から4番目ですが、保険料は下から4番目。逆転現象になってますので、今回、改正後のでいきますと24年度の一覧表のランキングしかございませんが、ここに当てはめると、上から3番目ということになりまして、1世帯当たりにつきましては2番目ということになりますが、25年度で増額改定したところもやっぱりございますので、若干ランキングのほうは変更は生じるかと思いますが、とりあえず今年度の赤字分の繰り上げ充用分と、さらに来年以降の保険運営をするための財源をつくっておかないと、毎年赤字決算を打つことになっていきますので、その関係で今回、大幅な改定をさせていただきました。

さらに、29年度には県のほうで保険運営を始めますので、あと3年間、今回上げさせていただいて、この金額で何とか3年間のいっていくということでさせていただいております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） そうすると、繰り上げ充用の金額、それから、これから保険料の増加などの財政需要を7,056万1,000円という数字を出して、これを確保するために各均等割や平等割、所得割等の比率を出したということになるんですね。

そうすると、ちょっとその、どうしてこういう比率になったかをちょっと教えてくださいませんか。均等割、平等割、所得割。この前の全協で配られた資料に表が載っておりますからね。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） まず、新たに保険税として確保すべき金額というものをまず出しました。そうすると、当然3,800万円というのは必ず確保しなきゃいけないと。赤字の繰り上げ充用分として。そして来年度以降の保険運営に関しての費用も確保しなければいけないということで7,000万円程度、7,000万円を越す金額の確保が必要であるということで、保険税を試算するための国保連合会のほうから提供していただいている保険税を計算する、試算するソフトウェアがございます。そこへ、例えば所得割、均等割、平等割、あと減額対象世帯を打ち込み、パラメーターに打ち込んでいって、そういったものをいろいろ打ち込んで試してみ、最終的にこの金額に落ち着いたと言いますか、この金額でありました。

国保運営協議会には、もう1案ほど出させていただきました。この金額よりも若干低い金額ではありましたが、来年以降のことを考えたら、この金額で、一応運営協議会のほうで、一応答申をいただきましたので、今回、この予算案で計上いたしました。

ですから、いろいろパラメーターの数字を動かしながら、何度も何度も試算をして、この金額をはじき出したということございまして、下から持っていったということでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 3,800万円程度の繰り上げ充用ということがあるから、これをまずつぶさんにゃあいけん。26年度も前年と同じ金額でしたら3,800万円まだいるんですね。7,600万円ですか、があって、26年度がやっと賄えるんですね。今、単純計算すればですよ。単純計算すればですよ。それからすればちょっと少ないですね。そうするってことは、まだ29年度までに、この改定は当然予定をしておるってということなのか。

それともう1つは、この均等割、平等割、所得割を出すに当たっては、特に厄介なのは7割、5割、3割の減額がありますから、これの予測をどれだけ合点をして出さんといけんということに大分苦勞もされたと思うんですが、結局、そういうソフトでそういうのをある程度予測して、この金額を出したということで理解をしいいんですか。2点です。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） さきほど言われましたように3,800万円の掛け2の数字が望ましいわけですが、7,056万1,000円から3,800万円を差し引きますと、残りが3,256万1,000円でございます。ただ、5割減と2割減の所得階層の幅が広がります。その関係で、基盤安定負担金の繰り入れ金75%が国と県の負担金でございますが、これの増額分というのが見込めます。それが1,770万5,000円ほど見込めまして、結局、7,556万1,000円から3,800万円差し引いたら3,256万1,000円残りまして、それに基盤安定の増加分、金額として税が伸びますから、その増加分が1,770万5,000円で合計が5,026万6,000円ということで、今年度の赤字分以上の財源が確保できるものということで試算をしております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません。17ページかな、委託料で、国保システム改修業務や国保制度改正対応システム改修、極端にこれ、分けて書いてるけど同じもんじゃないんですかね。それと、上の新しい国保システム改修業務っちゅうのは今回、保険料を変えるからこれをやるんか。それで単純に、これを委託するっちゅうのは、やはりこれも大和電子に委託するんか。ちょっと、お聞かせください。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） 17ページでございます委託料の国保システム改修業務が91万8,000円でございますが、ここは調整交付金システムがバージョンアップを来年する予定でございますので、そのバージョンアップのための費用として91万8,000円ほど計上させております。

下の国保制度改正対応システム改修というのは、来年1月からの施行になりますが、今度高額医療が、今まで3分割だったものが5分割に細分化されます。そのためのシステム改修経費として175万円を計上しているというものでございます。

そして、あとは175万円の内訳もう一つ、低所得者の保険税の軽減拡充、先ほど言ったように5割軽減と2割軽減が拡充いたしますので、そのためのシステム改修ということで、それを含めて175万円ということで、委託先は、現行システムの保守をしております大和電子のほうにお願いをするよう、予定をしております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第7号平成26年度平生町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第8号平成26年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第9号平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第10号平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません、さっきと同じことまた聞くんですけども、一応17ページにまた委託料ってありますよね。それで新しく介護保険事務計画策定で400万円かな。これは単年度で終わるんか、それともまたこのまま続くんか、ちょっと教えてください。介護保険じゃない。（「介護認定」と呼ぶ者あり）認定、ごめんなさい。間違い、介護と間違えました。済いません、間違えました。

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第11号平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 今言うたように17ページ、介護保険事業計画400万円がありますけど、これ単年度で終わるんか。それで、先ほど言われたように、法改正でこれやるんか、ちょっと教えてください。介護の11ページ。17って言ったかな、11ページの委託料。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 委託料でございます。介護保険事業計画策定で465万6,000円計上しております。これは第6期の介護保険事業計画で、26年度のみでございます。今後の27年度からの3カ年の計画策定のための委託料でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号平成26年度平生町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第13号平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案第19号平生町営住宅条例の一部を改正する条例までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません。議案第20号の……。一括でやるんでしょ。（「いや、19号まで」と呼ぶ者あり）

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第20号土地及び建物の無償貸与についてから、議案第23号山口県市長総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません。ちょっとお聞きするんですけど、先ほど今、議案20号にしても、3番目に保育園に無償貸付する期間が7月31日までって書いてありますよね。極端に言ったら、一応7月から開園ちゅうことで、これ7月31日までちゅうことは、最終的後始末のことも考えているんか、それとも延長する可能性があるからこういうことしとるんか、ちょっとお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 無償貸付期間が4月1日から7月31日としております。これは、工事が6月中ということで、その後、9新しくできます園舎の移転等を考えまして、7月末としております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 2件ほど。議案第20号と、議案第21号と22号、指定管理者のことです。これちょっと2点ほどお尋ねをいたします。

保育園無償貸付ってということで、ちょっと気になるのが建物と土地ってということで、それだけで保育園……。また子育て支援センターとして宇佐木のほうに無償貸付ってということなんですけど、平生保育園の現況、ちょっと関連なんですけれども、駐車場、貸付地になってますよね。この取り扱いってというのはどうなるんですか。あれ借地として借りてらっしゃるんじゃないかかたと思うんですけど。この無償貸付に付随して、多少関連ですけど、そのことはどうなるのかど

うなのか。保育園の機能として、きちんとやっぱりしていかなきゃいけないと思いますので、確認だけさせていただきます。

それと指定管理者のことなんですけれど、再び再指定ってということで、この指定管理者制度についてはいろいろと、各自治体、長期サービスの利用者の側面から、3年、5年にかかわらず、10年とかいろんな形で外部識者を入れて選定委員会などを入れて、公募を行っていきなりなんなりされているようでございます。

特に、安定したサービスといわれる福祉のほうでも、10年とかっていうふうにやられて、信頼、御利用者様との信頼っていうものが一番にとられて、10年とかってというような長期のスパンにわたって運用、指定管理者制度を利用されているようでございますが、平生町のほうでは選定委員会なりをつくられて、いろいろこういう結論を出されて、また再び再指定というふうにされたと思うんですけど。その辺の内容を少し御報告していただければと思います。

今回の議案としても3年、5年と。平生特産品センターのほうは5年というふうに一応区切られて、また、指定管理者制度の指定をしていこうということでございますので、ちょっとその辺のところ、経過を教えてくださいたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） 総合政策課のほうで、御質問の土地につきましては、借り上げの事務手続きを行っておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

この土地につきましては、平生保育園の保育用地、グラウンドと送迎用の駐車場になっておりますが、そちらの土地につきましては、当面、この平生保育園で保育を行う期間については、従来どおりの形態で使用することとしております。新しい保育園に移動いたしましたら、その後の利用につきましては、スポーツセンターの駐車場が手狭でございますので、引き続き借り上げ用地全体を借り上げることで、所有者の方とお話しはしております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 健康福祉課の関係で、平生町の老人福祉センター等の指定管理でございますけども、この指定期間につきましては高齢者を取り巻く関連施設ということで、そういった施設の動向が不透明な状況等を考慮しまして、3年としております。

具体的には介護保険制度、これ見直しがいよいよ3年おきにありまして、また介護保険事業計画も3年ごとに計画を改定しなければいけないというのもございますので、整合性を考慮しまして3年としております。

議長（福田 洋明君） 岩見経済課長。

経済課長（岩見 求嗣君） 経済課のほうの所管しておりますひらお特産品センターにかかわる指定管理者の指定でございます。

23年の4月に、きょう、町長も当初申しておりましたですけれども、当該施設を運営するための組合法人として、ひらお特産品センター協同組合が設置をされました。前回までの間につきましては3カ年といたしておりましたが、これにつきましては、けさほどからありましたように、指定管理者として、何といたしますか、正確にできるかできないかという問題もございました関係で、当初でございますので3カ年といたしましたが、現在適正管理がなされておる状況でございますので、公募によらない指定管理者の候補者として、5カ年ということをお願いするわけでございます。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、承認第1号平成25年度平生町一般会計補正予算の専決処分事項の承認についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平生町土地開発公社の平成26年度事業計画及び資金計画並びに予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、3月7日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第31、委員会付託を追加いたします。

日程第31．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第31、お諮りいたします。

議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算から議案第23号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでの件並びに承認第1号平成25年度平生町一般会計補正予算の専決処分事項の承認についての件は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思っております。これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第23号までの件並びに承認第1号の件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月17日午前10時から開会いたします。

午後6時59分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明

平成26年 第1回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成26年3月17日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成26年3月17日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成25年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成26年度平生町一般会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成26年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成26年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成26年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 平生町社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 土地及び建物の無償貸付について
- 日程第22 議案第21号 平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第22号 ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第23号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第25 承認第1号 専決処分事項の承認について

(平成25年度平生町一般会計補正予算)

- 日程第26 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成25年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成26年度平生町一般会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成26年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成26年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成26年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 平生町社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 土地及び建物の無償貸付について
- 日程第22 議案第21号 平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第22号 ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第23号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第25 承認第1号 専決処分事項の承認について

(平成25年度平生町一般会計補正予算)

- 日程第26 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員（12名）

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君	書記 村井 泰行君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	小島 康司君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			山本 俊明君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	藤田 衛君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君
社会教育課長			藤山 一人君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において洲上正博議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第8．議案第7号

日程第9．議案第8号

日程第10．議案第9号

日程第11．議案第10号

日程第12．議案第11号

日程第13．議案第12号

日程第14．議案第13号

日程第15．議案第14号

日程第16．議案第15号

日程第17．議案第16号

日程第18．議案第17号

日程第19．議案第18号

日程第20．議案第19号

日程第21．議案第20号

日程第22．議案第21号

日程第23．議案第22号

日程第24．議案第23号

日程第25．承認第1号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算から、日程第24、議案第23号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでの件並びに日程第25、承認第1号平成25年度平生町一般会計補正予算の専決処分の事項の承認についての件を一括議題といたします。

本件に関し、3月6日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。村中仁司総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（村中 仁司君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成26年3月6日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、繰越明許費、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第4号、議案第5号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第6号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第20号、議案第21号、議案第23号並びに承認第1号につきまして、3月10日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第4号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第20号、議案第21号、議案第23号並びに承認第1号につきましては、全て全会一致で承認することにいたしました。

また、議案第5号中所管事項、議案第6号、議案第16号については、賛成多数で承認することといたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳出について、総務費では、企画振興費の地方バス路線維持対策費補助金に関し、当該バス路線の利用状況についての質問があり、町内を走る5系統路線について、25年度における利用実績報告とあわせ、利用は年度でばらつきはあるが、相対的には減少傾向にあるとの報告を受けました。

消費費では、防災士資格の取得状況についての質問があり、有資格者は全国的に見るとまだまだ少ない状況の中、今年度においては、当町の要望により県による講習制度も始まり、町内では6名の方が新たに取得されたことの報告を受けました。

議案第2号では、国保システム改修に関連し、来年度以降の70歳到達者が順次2割負担に移

行していくことでの、国保会計への影響についての質問があり、保険料歳入については直接的な影響はないが、一般給付費等の歳出の公費負担については、5年をかけて該当者の年齢到達が進捗し、1割部分の軽減が完成されていくことの説明がありました。

議案第4号については、質疑はありませんでした。

議案第5号中、歳入全般については、款ごとの計算根拠について質問があり、主なところでは、町税は法人町民税・たばこ税の落ち込み、地方譲与税や各交付金では、国の地方財政計画の伸びから算出するこれまでの方法では乖離が出るため、実交付額見込みを重視した算出方法へ変更したことによるもの、このうち地方消費税交付金についての消費税増収相当分については、国からの社会保障費への充当指導もあり、福祉医療費の財源とするものであること、地方交付税では新たな費目創設があり、全体では増収見込みとなること、分担金・負担金は保育料収入が減となること、国・県支出金では海岸保全事業の増加、また国による臨時福祉給付金事業等による増加の影響が大きいこと、町債は適債事業の減少などにより減となる、などの説明がありました。

歳出では、まず、総務費のところ、総務課の基本的な考え方について、行政組織としての災害訓練計画と、町としての人材育成方針についての質疑応答がありました。

一般管理費では、地域元気づくり交付金の概要について質問がありました。対象となるコミュニティ協議会への財政的支援として、一つは、想定される初期費用などを勘案した設立交付金部分と、地域夢プラン実現などに向けた活動や、それに携わる地域運営の事務局支援のための活動交付金部分。これらをセットにした、コミュニティ協議会運営交付金。もう一つは、地域課題解決のための後方支援となる、以前の「地域の力発揮事業」を実績・反省を踏まえて刷新した、元気なまちづくり交付金。以上の2本柱で実施していく内容であるとの説明がありました。

企画振興費では、起業教育センターへの補助金に関して、大島商船高等専門学校において実施されている島スクエア事業についての現状と継続性、当町で起業する場合への支援について質問があり、平成20年度の開始以降、近隣でも修了生による起業がされてきており、当町内での起業事例も出てきている。また、修了生対象の継続支援体制もできており、町独自の起業支援も検討していきたいとの報告がありました。

徴税费全般では、特別徴収推進のリスク、徴収対策室の考え方などについて質問があり、特別徴収をお願いしている事業所の滞納は、倒産も含めてわずかに存在するが、県や近隣と連携して推進していく方向にあること、対策室の基本的な考え方にある「新規滞納者」という表現は、当該年度の滞納整理という概念ではなく、新たな滞納の阻止という解釈であるが、仕事上混同しないために内容を精査したいとの回答がありました。

民生費では、社会福祉総務費の安心生活基盤構築事業の概要について質問があり、新年度は第1期3カ年の2年目に当たり、今年度行ってきた検討会議や研修を生かして、社会的な孤立者の

住所所在や生活課題のニーズ把握の調査など、抜け漏れのない実態把握を行っていくことと、生活支援サービスや居場所づくりの実施などについて、委託先の町社協や各団体などと連携をしながら取り組んでいくものであるとの回答がありました。

また、老人福祉総務費で、高齢者筋力向上トレーニング事業の増額理由について質問があり、この総額としては、平成16年の開始以降、ボランティアスタッフの高齢化による町社協職員への移行に伴う賃金部分の増加があり、他に機器メンテナンスや、トレーニングプログラムを組む理学療法士への謝礼などが含まれるとの説明を受けました。

また、建築から20年以上を経過した老人福祉センターの今後の管理の基本的な考え方について質問があり、委託料についての見直しをしているが、老朽化によるふぐあいも出てきていることから、町社協への今後の3年間の指定管理期間内に、改修等についての方向性を決めていきたいとのことでした。

児童福祉費では、法人保育委託料と消費税の関係について質問があり、当然、税率改定分が加味された国の保育単価基準に準じて算出がされることになるとの回答がありました。

衛生費、保健衛生総務費では、救急告示病院運営費補助金の算出根拠について質問があり、地域医療の重要な役割を担う病院に対し、当該病院の救急専用病棟の空床補償経費と医師等の待機手当等を算定基準とした特別交付税措置による財源により、空床割合を勘案した額を柳井医療圏域1市4町全体で助成するものであるとの回答を受けました。

議案第6号について、保険税の改定に当たっては、当町も一部の市町で行われているような基準外繰り入れを行い、社会的弱者に当たる多くの年金生活者の負担を少しでも軽減すべきではないかとの意見があり、さらなる保険税の高騰が予測される、3年後の県域での運営移行への軟着陸を見据えた改定を、健康保険としての公平性と財政状況を鑑みた繰り上げ充用とセットで考えて実施するものであるとの回答がありました。

また、質問と同趣旨の反対討論がありました。

議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第16号については、質疑はありませんでした。

議案第20号では、町立保育園の土地及び建物の無償貸付に関連し、これまで借り上げてきた平生保育園グランド用地について質問があり、民間保育園への貸し付けによる使用期間については、従前のおりとするものであるとの説明がありました。

議案第21号、議案第23号については、質疑はありませんでした。

また、承認第1号についても、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます。委員長

報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 久保俊一産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（久保 俊一君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成26年3月6日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第5号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第13号、議案第17号、議案第18号、議案第19号及び議案第22号につきまして、3月12日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第3号、議案第5号中所管事項、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第13号、議案第17号、議案第18号、議案第19号及び議案第22号については、全て全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中 所管事項について、農林水産業費では、林業費の有害獣対策地域活動支援事業の予算が不足することはないか、また、補助金の額が増加する一方で、被害額等は減少しているのかとの質問があり、今回の補正額は、12月時点での実績をもとに算出しているが、不足した場合には、林業総務費の補助金の中で対応したい、また、被害額については、昨年、一昨年と比較して減少しているとの回答がありました。

土木費では、土木総務費で、住宅リフォーム資金助成事業の状況について質問があり、今年度は36件で、285万9,000円の助成を行い、関係した中小のリフォーム会社は16業者であったとの説明がありました。

教育費では、学校教育施設及び社会教育施設の耐震化に伴う予算について、配置図等の資料により説明を受けました。

議案第3号では、繰越明許費の詳細について、資料により補足説明がありました。それに対し、宇佐木地区の公共下水道管渠布設工事について、繰り越しとなった理由と今後の対応について質問があり、災害等の工事の依頼が殺到し、警備員が確保できず、工期を延長したためであること、今後については、工期を守ることが大原則であるため、適切な対応をしていくとの回答がありました。

議案第5号中所管事項については、まず、農業費では、農業総務費で、補助金の伝承の土づくり推進事業について質問があり、特産品センター協同組合が推奨する数種類の有機たい肥の中から厳選されたものを組合推薦肥料として選定し、組合員への普及を図り、環境保全型農業の技術

を磨き上げていこうというものであるとの説明を受けました。

林業費では、林業総務費で、有害鳥獣捕獲対策の委託料が減額されている理由について質問があり、25年度は、銃器とわなによる捕獲作業の委託を行ったが、新年度は、銃器の捕獲作業のみを委託し、わなについては、報奨金で対応するとの説明を受けました。

水産業費では、水産業振興費の補助金で、水産振興対策事業により放流されたアサリ等の効果について質問があり、順調に推移し、効果が上がっているとの説明を受けました。

商工費では、商工振興費の補助金で、産業まつりについて、5ブースの範囲が広いため、車がないと回れないという声があるが、どのように把握しているのかとの質問があり、町内を巡回するバスも考えたが、予算的に難しかった。また、町外からの集客を目標としていたため、全ブースを回るためのガソリン代相当として、一人300円程度のお土産を用意したとの説明がありました。

土木管理費では、土木総務費の役務費で、登記の内容について質問があり、昨年6月に簡易水道を統合し、田布施・平生水道企業団に財産を引き渡したが、その中に未登記箇所があったため、分筆、測量を行う費用であるとの説明を受けました。

道路橋梁費では、道路橋梁維持費の委託料にある公園管理と橋梁調査・補強設計の場所についての質問があり、公園管理は、秋森の道路公園の管理委託費であり、橋梁調査・補強設計については、古万屋橋、共栄橋、兼石橋、第二荒木橋、堀川橋の5橋を予定しているとの説明を受けました。また、その5橋を選んだ理由について質問があり、主には、長寿命化修繕計画の対象となる橋梁15メートル以上の橋で、補強が必要なものを選定し、2橋については、15メートル以下であるが、過年度に調査した結果、かなり状態が悪いため選定したとの説明を受けました。

都市計画費では、都市計画総務費に都市計画審議会委員の報酬を上げているが、委員会を開いて協議する気持ちがあるのかとの質問があり、一般的な議論の場という形でも考えていきたいとの回答がありました。

教育総務費では、事務局費の報酬で、外部の事業評価委員の選考基準について質問があり、新年度に入って検討していくこととなるが、投資効果的な経営的な観点から、または、教育的な観点から、学識のある方にお願いするようになるのではないかと説明を受けました。

小学校費では、学校管理費の工事請負費で、平生小学校給食室改修の詳細について質問があり、建築当初からの建物で、かなり傷んでいるため、雨漏り、塗装の剥離等のふぐあいを改修するものであるとの説明を受けました。

中学校費では、給食費の備品購入費の内容について質問があり、食器の更新と、故障しているガスフライヤーの買い替えであるとの説明を受けました。

幼稚園費では、工事請負費で、職員室改修の詳細について質問があり、上からの重みで、窓が

ゆがんで開けられない状況のため、回転窓を引き戸に改修するものであるとの説明を受けました。

また、来年度は、保育園が民設民営となり、今までにない体制となるが、予算を計上する際に、園児のための環境づくりについて、検討されたのかとの質問があり、具体的な検討はしていないが、幼稚園と保育園のあり方については、国で議論されている。平生町においては、今、制度を変える必要はないと思うが、近い将来には進めていかなければいけない課題であると思うとの説明がありました。

社会教育費では、社会教育総務費の文化財保護の補助金が増額になっている理由について質問があり、従来の佐賀のどんでん押山の活動支援に加え、26年度は、神護寺所有の毘沙門天について、材質の劣化、虫食いの被害を修繕したいとの要望があり、県指定文化財及び町指定文化財保護事業により、事業費の3分の1、上限100万円を補助するという増額となっているとの説明を受けました。

保健体育費では、保健体育総務費の報償費で、少年スポーツ教室の内容について質問があり、対象スポーツをバスケットボールとし、講師については、NBLの現役選手にお願いする予定であるとの説明を受けました。

議案第7号については、下水道整備費の委託料で、施設点検調査の内容について質問があり、古くなったマンホールの鉄ぶたの点検を100カ所予定しているとの説明を受けました。

議案第8号については、質疑はありませんでした。

議案第9号については、漁業集落排水施設管理費の汚泥処理の手数料は、6月末から行う実証試験を見越して、予算に勘案しているのかとの質問があり、当初予算には勘案せず、実績を見て、補正または決算で対応していくとの説明がありました。

議案第13号については、施設管理費の工事請負費で、飲料水供給施設統合整備について質問があり、27年度の6月に統合予定であるため、来年度の予算には上がらないとの説明を受けました。

議案第17号については、質疑はありませんでした。

議案第18号については、今まで、審議会や協議会の委員に、議会からあて職として、任命や委嘱を受けることは、議会の権能の観点から適切ではない面もあるという発言をしてきたが、このたびの改正で、上位法との絡みがあるのであれば、運用として、除外する方法はあるのかとの質問があり、議会から青少年問題協議会の会議に出席していただくことで、青少年の健全育成についての情報を共有または交換ができると考えている。議会の権限に影響を与えるものではないという判断からお願いをし、町を挙げて健全育成に取り組むという考えであるとの説明がありました。

討論では、新たな議会と協議会との絡みで、議員の力が発揮できる場をつくっていただいと

いうことで、受け入れさせていただくとの賛成討論がありました。

議案第19号については、質疑はありませんでした。

議案第22号については、指定管理者として、新たに5年間更新するに当たり、ひらお特産品センターに対する町長の思いはいかがかと質問があり、今後も、自主性、主体性を大いに発揮してもらい、平生町の存在感を示していく施設、みんなが集える場所、そして情報発信の基盤となっていくよう期待しているとの説明がありました。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） この3月議会の議案に対して反対討論をいたします。

議案第16号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、この条例に対して、私は反対をいたします。

その理由といたしまして、この条例は国民健康保険税の改正とはいえ、国民健康被保険者3,242人に対し、社会的に職をリタイアし、年金生活に入っている60歳から74歳までの被保険者は全体の63.2%、人数にして2,049人になっております。

また、皆様方も御承知のように、年金は下がり、この4月からは消費税は3%上がります。このような現実の中で、国民健康保険税の改悪で、町長が諸般の報告の中で言われたように、住んでいてよかったというまちづくりになるのでしょうか。私はそうはならないと思います。

今、どの自治体も、国保会計は大変なことになっております。少しでも住民の生活に寄与するために、隣の柳井市を初め、岩国市、周防大島町は基準外繰り入れを行っております。当町においても7,500万円もの引き上げに対しては、基準外繰り入れをすべきだと思います。

議員の皆様方におかれましては、この議案に対して慎重にお考えの上、御同意くださいますようお願いをいたしまして、反対討論といたします。

議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決いたします。

まず、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から、議案第4号平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第2号から議案第4号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第4号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成26年度平生町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第5号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第6号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成26年度平生町下水道事業特別会計予算から、議案第10号平成26年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第7号から議案第10号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第7号から議案第10号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第11号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成26年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第12号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第13号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第14号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第14号の件は原案のとおり可決さ

れました。

次に、議案第15号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第15号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第16号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平生町社会教育委員条例の一部を改正する条例から、議案第19号平生町営住宅条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。

議案第17号から議案第19号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第17号から議案第19号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号土地及び建物の無償貸付についての件を起立により採決いたします。

議案第20号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第20号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平生町老人福祉センター等に係る指定管理者の指定についてから、議案第23号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでの件を一括起立により採決いたします。

議案第21号から議案第23号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報

告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第21号から議案第23号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号平成25年度平生町一般会計補正予算の専決処分事項の承認についての件を起立により採決いたします。

承認第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、承認第1号の件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前11時からといたします。

午前10時49分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

日程第26．同意第1号

日程第27．諮問第1号

議長（福田 洋明君） 日程第26、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第27、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る3月6日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに常任委員会で慎重に御審議を賜りましたこと、まずもって厚くお礼申し上げます。

そしてたゞいまは、予算13件、条例6件、事件4件、承認1件につきまして御議決を賜りましてまことにありがとうございました。

新年度予算におきましては、「協働で 未来を拓く まちづくり」をテーマとして、英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは人事案件2件でございます。

それでは、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを、普通地方公共団体の長から独立した中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合、長迫の松田宏治さん、喜多の久保徳行さん、そして秋森の下祢義彦さんの3名の方を選任させていただいておりますが、そのうち下祢義彦さんの任期が3月22日で満了となります。下祢氏は、平成22年6月25日から約3年8ヵ月間につきましてお務めをいただいたところでございますが、引き続いての御活躍をいただきたく再度選任したいと存じております。

下祢氏の略歴は別紙として添付しておりますが、長い行政経験から、地域感覚、固定資産関係にも精通をされた方でありまして、さらに愛町精神にも富んでいることから、適任者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものであります。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第1号の件は原案のとおり同意されました。

次に、町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは平生町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、御

同意を賜りまして、まことにありがとうございます。

続きまして、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は御承知のとおり、新開の中嶋一成さん、土手町西の五味洋子さん、そして伊保木の中丸和則さんの3名でございますが、このうち、平成17年から御活躍をいただいております中嶋一成さんの任期が平成26年6月30日で満了となります。

中嶋さんには、3期9年間お務めをいただいておりますが、これまで人権啓発、人権相談等に携わるとともに、周南人権擁護委員協議会会長としても活躍をされており、人格、識見にすぐれており、広く社会に貢献していただいているため、再度法務大臣に対し、候補者として推薦をいたしたいと存じます。

中嶋氏の略歴は別紙に添付いたしておりますが、大手総合化学メーカーに勤務され、人事管理部門に精通された方でありまして、平成18年11月からは本町の代表監査委員としても御活躍をいただいているところであります。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権の擁護とすべての権利や自由な人権思想の普及及び高揚に努める使命が課せられているわけございまして、中嶋氏につきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられますので適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見をお聞きいたすものでございます。

以上で、諮問第1号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますのでよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、諮問第1号の件は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第28．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第28、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長からお手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年第1回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前11時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 湊 上 正 博

署名議員 細 田 留美子